

第七十一回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第三十四号

昭和四十八年六月二十六日(火曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 奥田 敬和君

理事 笠岡 喬君

理事 藤尾 正行君

理事 木原 実君

理事 赤城 宗徳君

理事 江藤 隆美君

理事 大石 千八君

理事 佐藤 守良君

理事 戸井田三郎君

理事 旗野 進一君

理事 吉永 治市君

理事 坂本 恭一君

理事 横路 孝弘君

理事 木下 元二君

理事 鈴切 康雄君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

内閣総理大臣 田中 角榮君

(國務大臣) 山中 貞則君

(防衛庁長官) 吉國 一郎君

出席政府委員

内閣法制局長官 角田礼次郎君

内閣法制局第一部長 内海 倫君

国防会議事務局長 大西誠一郎君

防衛庁参事官 岡太 直君

防衛庁参事官 田代 一正君

防衛庁長官官房長 久保 卓也君

防衛庁防衛局長 高瀬 忠雄君

防衛庁人事教育局長

防衛庁衛生局長 鈴木 一男君

防衛庁経理局長 小田村四郎君

防衛庁整備局長 山口 衛一君

防衛施設庁長官 高松 敬治君

防衛施設庁総務部長 河路 康君

防衛施設庁施設部長 平井 啓一君

防衛施設庁施設部長 大原良雄君

防衛施設庁施設部長 高島 益郎君

防衛施設庁施設部長 金井 洋君

防衛施設庁施設部長 本田 敬信君

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

です。それだけならいいんですけども、さらにまた大蔵省の証券局の証券監査官がこれまた一枚かんでいる。これは株をもらっている。しかもこの新聞記事が正しいとすれば、これは殖産住宅の会長の――前会長といつた二、三日前にやめたのでしょけれども、東郷さんと同期の有力な政治家だっているんだなんていうことがちらほら前に朝日新聞に出ていた。前からこれは新聞記事があった。国会議員にも新株の割り当て、これをばらまいている、このことがわかったと書いてある。わかつたとなると、これはまた出てくる。こういう政治姿勢で何をやって国民は信用しませんよ。けさ満員電車の中で、一人読んでいた。みんな新聞を上げられないから何人も見ている。大蔵省などというのはやめちまえ、やめちまえと言っている。これじゃ私は日本をこわしてしまおうと思うのです。

私はかつて吹原産業事件のときに、いみじくも総理が大蔵大臣で、同じこの席で吹原さん等をめぐむ問題で質問しました。総理は、政治家はまず身辺をきれいにしておかなければいかぬということをしみじみ痛感をいたしました。こういう答弁を当時大蔵大臣としての総理がなさったことがあります。翌日大きな新聞記事になりましたが、私は非常にこれを心配いたしますので、総理のこれに対する、これをこらんなってどういう実感をお持ちであり、政党政治の最高責任者といましてどうこれに対処をなさるのかという点、はっきりした御見解を私はいただいておきたいのであります。お答えを賜わりたいと思います。

○田中内閣総理大臣 綱紀の肅正、官紀の肅正は最も大事なことでございまして、従来とも政府部内の肅正に対しては強くこれに対処いたしておるわけでございます。しかし、御指摘の今朝の新聞記事等を見まして、私も非常に遺憾な気持ちを持っております。事件は捜査中でございますし、まだ事件の内容に対して報告を受けておりませんが、いづれにしても、行政の当局にある者がそのような容疑で逮捕されるということ

ははなはだ遺憾でございまして、行政の主管者としては、この問題を契機にして、より官紀の肅正に対して周到な配慮をしてみたい、こう考えておるわけでありまして。

○大田委員 私が知る範囲でも、まじめな町の投資家の方々が、異常な株価の上昇の中でずいぶん損をしている方がある。一面、この新聞で見る限り、操作された株価の中で、俗にいう、悪いことをする、不当な利益をあげる方々が出てくる。こういう証券行政がまかり通っているなどということに許すわけにはまいらない。しかもこれは国会議員がもしも関与するなどとなつていいますれば、これは何党に限らず重大な問題でございまして、与野党の問題じゃない。議会制民主主義に対する根本的な不信を招くことになると思ひます。だがしかし、事実であるのだとすれば、これはまさに一切の政治的な干渉などということとは許されないと私は思ひます。だからそういう意味で、この問題はとことんまでやはり指揮権のある皆さんの分野を動員して徹底的に究明をしなれば、私は日本という国をこわしはせぬかという気がするわけでありまして、どうかそういう庶民一般の気持ちというものをいたくひとつ心におとめいただきます。この問題に対する責任の所在というものを庶民の前に明らかにしていく必要が私はあると思ひます。確かに捜査の途上ではございまして、ございまして、やがて総理は時の政治の責任者でございまして、そういう意味で、もう一ぺんそこところは庶民の前に明らかにする、そういう姿勢が必要だと思ひますので、念のためにもう一ぺんお答えをいただきますのであります。

○田中内閣総理大臣 基本的に遺憾であるという政治の姿勢は申し上げたわけでありまして。またこれからの綱紀の肅正、官紀の肅正に対しては遺憾なきを期してまいりますという結論も申し上げておるわけでありまして。

証券局が設置されてから約十年になるわけでございます。証券取引法また取引所法等にも定めが

ございまして、非常に明確な規定になっておることも御承知のとおりでございます。また証券取引所の内部に対しては外部から容喙がされないように、内規をつくつて上場基準を厳正に行なっているはずでございます。けさの新聞で森永東証理事長も驚愕し、遺憾の意を表しておりますように、万全の法体系の中にあつてもいろいろ問題が起るということとは、きょうの問題で明らかになつておるわけでございます。違法性のあるものは当然司直の追及を受けるわけでございますし、違法性がなくても妥当性のない問題もございまして、そういう問題は、この事件を契機にし、全貌が明らかになるに従つて、法制上の不備があれば、当然また法改正として国会の審議にゆだねることになると思ひますし、また規則や基準に欠陥がありとすれば、東証や大蔵省証券局当局を督促し、また投資家というものが一部ではなく、大衆、国民全体であるという立場から考えて、今日正す必要がある問題があれば、嚴重に過ぎるといううことはないわけでありまして、行政上も遺憾なき処置をとる機会にいたしたい、こう考えております。

○大田委員 私は東証の責任者である森永さんを大蔵省官房長時代から長い間承知しておりますが、この問題をもつて大蔵省の次官以下皆さんが一人もいなくなつた。担当の課長さん一人が応対に出てうなだれて頭を下げた。また森永さん自身身のほうも、あり得べからざることが起こつたというので、この現実をお認めになつておる。そこでポイント、証券監査官と称する地位におつきの方が、いかなる理由があるにしろ、株を取得するなどということを認められる筋合いじゃないですよ、初めから。東証の上場部の次長にしても、それじゃこれは綱紀肅正じゃない。そこらのところをえききちつとしておかないといふでもないことが起こる。これはいまの世相を反映しております。そういう意味で、そこらのところを、なぜ一体いままで明確にできなかったかという点、非常に大きな疑問を私は持つのですけれども、総理も長らく大蔵大臣をやつて御経験がおありになる。そこらのところは一体何が欠陥か。直感的に総理はどうお考えでございましてか。

○田中内閣総理大臣 競馬法などでは、競馬に従事する者は馬券を購入してはならないという明確な規定がございまして。しかし、証券取引法その他、まあ私、先ほど申し上げましたように、違法があるものは当然司直の追及を受けるべきですが、妥当性のないものも許されるべきではないということをおし上げたわけでありまして、銀行局につとめておる人が、これはまあ直接仕事に關係がありまして、金融機関から融資を受けてはならないという規定はないわけでありまして。ないわけでございますが、過去そういう例がありました。そういうことで引責した者もございまして。証券行政に携わつておる者が証券に関する一切の取得をしてはならない、持つておるものを売つてはならない――売つてはならないということになると、避けがたい事象も起こるわけですね。父親が死亡した場合に相続したものも売れないといううような問題もありまして、なかなか法制上の措置として明確にするわけにはまいりませんが、今度の事件を契機にしまして私が直感的に考えましたのは、専門家が長いところ同一の人物がおる、専門家重視というところがやはりこういう問題が起る一つの原因ではないか。そういう問題も私は考えました。そういうものも直感的な問題であります。まあしかし、自分が上場を認可しその作業に携わり、その過程においてその株の一部を取得したということになりますと、これは条文のいかんにかかわらずそういう意味で逮捕されたと思ひます。これは条文では、正規に取得してはならないという規定がないにもかかわらずおかしなところという見方、公務員法における瀆職罪、贈収賄罪という意味で逮捕されているようでありまして、これは事件が究明されればおのずから条文の適用も明らかになりますし、その過程において、この種のものをおさつておる行政官がやつてはならないという法制上の制度が必要であるという問題は

も、総理も長らく大蔵大臣をやつて御経験がおありになる。そこらのところは一体何が欠陥か。直感的に総理はどうお考えでございましてか。

当然出てくるわけでありまして、だからその意味で、必要があれば法制の改正案等を御審議にゆだねたい、こう述べておられるわけでありまして、それしかないと思います。

○大出委員 私実は直感的にそう思いましたから、そこをひとつはつきりさせていたいただきたいと思つて質問をしたわけでありまして、きょうは防衛二法の問題が焦点でございますけれども、やはりこれも政治の姿勢にかかわる問題でございますので、冒頭に承つたわけでありまして、

そこで、きょうは実は安全保障政策という意味の議論をしたのでありますが、総理の御出席も十五分間ばかりおそくなりまして、時間がございませぬ。そこで具体的な問題から入つてまいりまして、最後に一言安全保障問題について承りたい。

最近の防衛庁をながめておりまして、この間私は山中さんにいふんたぐさんの問題を取り上げて、たとえば、隊内の方々がやめたいと言つたてやめる自由もないようなことになっておりはせぬのか。たとえば脱走く対策なんというものを明確に教育編の中に入つたていりゃないかと言つたら、高瀬教育局長は、そんなことはないかと言つた。あつたていりゃあるのだと読み上げた。お見えになつて、脱走くがありました、入さくもございませぬ。さくの中に入つて、人権無視ですよ、これは。脱走く対策といつて、貯金をよけい持たせるなとか、私服を置いておかせるとか、班長室に寝かせろなんて書いてある。だからかういういろいろなことが起る。ふんまんやるかたないことが起る。人権無視。これ見てごらんないかい、自衛隊機を乗り逃げ。いまはやりの乗り逃げといふことばだけれども、事もあらうに、乗り逃げられておいて今度どうなつたかといつたら、あれから何日たつたですか、幾らさがしてもわからぬですよ。情報も二十も三十もあつた。一生懸命かけずり回つたけれども違つた。大体自分のところのスターターボタンをぼんと押して出ていけるようになった。整備員が乗つていつてしまつた。

それで乗り逃げをした。乗り逃げをした飛行機を全力をあげて捜査せよと長官が指示をし命令を出した。何日もたつてもまだわからない。そういう能力のない自衛隊なんというものは国民の血税のむだ使いですよ。武器管理、これも全くめくらくちやです。この連絡機だつて国民の血税でつくつてゐることは間違いない。それをスターターボタンを押して出ていけるようにして置いて、かきもろくにかかつてない。全部ここに書いてある。かきもろくにかかつてない。全部ここに書いてある。かきもろくにかかつてない。全部ここに書いてある。

あなた、飲酒運転で町でちよつとつかまつてごらんない。十日も二十日もとめられる。平気で飲酒運転できるようにしてある。ビールを三本飲んで、それを今度事もあらうに、長官が指令を出してさ。全力をあげてオール捜査、自衛隊が全力をあげても見つからない。自衛隊といふのは一体どういふ能力なんですか。まだ見つからないのですか。そんなあぶなつかしい自衛隊に国防だなんてまかしておけやしない。この間私は、自衛隊といふのはここで解散したらどうだ、あなた方がどうしても必要だといふなら再建しなさい。こんな乱脈なめくらくちやな——沖繩に自衛隊を派遣すればすぐ杉本何がしの婦女暴行傷害が出てくる。那覇警察で調べて、書類をあなたにあげたでしよう。一体このずさんな武器管理から始まる今回の自衛隊機の乗り逃げ、これが民家にでも落ちこつてごらんない。長官またやめなければいかぬ。総理、かういふばかなことが、これは乗り逃げだからだけれども、幾つも次から次にある。私の手元に六つ七つ。まず乗り逃げをどうお考えになりますか。

○田中内閣総理大臣 一言もないところでございませぬ。兵器の管理、厳重な格納等、防衛庁当局、全力をあげてやつておるはずでございますが、過去にも一機やりました。それで離陸前に着落をしたといふものもありませぬ。今度は離陸をしたわけでありませぬ。その後所在が明らかでないといふことは、これは理論的に考えると、五時間も航空燃料を積んでゐるわけでありませぬから、これは飛

しょう中であればレーダーにかかるわけでございますが、これは相当早く手配をしたにもかかわらずレーダーに映らなかつたといふことは、離陸直後墜落をしておることだと思ひます。これはしろうとの感情としてはさういふことだと思ひます。墜落するとかなかなか見つからないといふことでございまして、私はさういふことだと思ひますが、いづれにしても、銃を持ち出すとか拳銃を売り払うとかといふような問題ではなく、これは小型なりといへども飛行機の乗り逃げでございますので、どうも私も、最高責任者として、これを契機に、国会でおしかりを受けるというふうなことで、は深く、やはり国民の負託にこたえなければならぬ、さういふために何をなさべきかといふことは深刻に考へております。今回の問題、防衛庁としてはいろいろお答えすることがあると思ひますが、さういふことではなく、以後さういふことを起こさないためにはどうするかといふ問題に対しては、ひとつ真剣な検討をいたしたい、こう思ひます。

○大出委員 これはばかばかしくて議論のしようがないやうな感じがする。しかし、これは突き詰めていくとやはりシビリアンコントロールの問題でございます。これは内局の皆さんが知らないところでいろいろなことが起こつてしまつてゐる。この間から長い三十何時間の質問の中にそれはもう次々と出てきてゐる。これはあとで総理にきちつと申し上げませぬが、事実行為をもう少し掘り下げておきたいのであります。

これは三十六年でございませぬか、T33の乗り逃げに近い事件が起こつた。今回のこの機は航続千百キロ、一つ間違えれば他国に行つてゐる可能性だつてなくはない。もしこれが沖繩の海あたりに乗つたていりゃ乗り逃げでもしたといふやうなことになる。外国との問題になる。自衛隊法の七条には内閣総理大臣の指揮監督権があります。八条には防衛庁長官の指揮監督権があります。九条には幕僚長の指揮監督権がある。これはいづれもたいへん

な責任、皆さんの。ここにございませぬけれども、このT33を乗り逃げしようとして、その寸前にわかつて騒ぎになつた事件がここに書いてあります。さうかと思つて、ここには四十一年でございませぬが、カービン銃を持ち出して持ち逃げをした。四十三年の八月にはピストル。同十四日にはジープ。ジープまで持ち出す。これは何で持ち出したのかと言つたら、往復旅費が欲しかつたといふのですけれども、それにしても、かういふ小さな兵器管理といふのは明らかに、いま自衛隊法をあげましたが、皆さんの責任です。

そこで、二、三点承つておきたいのですが、厚木の飛行場にこの間訓練後の、訓練中と言つたらいいかもしれませぬが、自衛隊機が不時着をした。S2F1、この厚木の飛行場に不時着をした飛行機。これは六月二十一日の午後九時四十七分、厚木飛行場の滑走路南端から約九百五十メートルのところの草地。搭乗員、パイロットを入れて四人。宮坂三曹といふのは目に傷をしまして、機体はぶちこわれた。大破以上でこれはもう使ひものにならぬ。民間の被害といふのは、高圧送電線をぶつた切つて、畑の中に百三十平方メートル、スイカ、レタス、カボチャ、キャベツなどが一ぱいあるところ、めくらくちやです。こんなことを年じゅうやられたんじやたつたもんじやないですよ。さすがに神奈川県知事津田さんも腹に据えかねて、昨日か一日か忘れましたが、防衛庁に、これは原因が明確になるまで飛行を中止してくれと申し入れたですよ。これは六月二十一日。

日。さうかと思つて、青森県ですか、この間私、質問しましたから繰り返しませんけれども、部下をひき殺して埋めちやつて、酒飲んで女のところにでも行つてゐるんだらうな、一週間ぐらい平気な顔をしてゐたといふ。その間に株を買いに行つてゐる、もうけようと思つて。それで部下を連れて飲みに行つちやつた、三十何人。さういふのがいてみたり、さうかと思つて、この間また北富士と東富士と両方で不発弾の民間人死傷事故が

起っている。これなんかひどいですよ。フキとりに行った。これは開放されているのですかね、この日は。ひどいもんですね。六月の十日、「フキ」とり父子死傷。自衛隊の管理に怒り「これはひどいですよ。渡辺辰一さんという方、次男の勝彦さんという十七歳の人の二人。これは次男の方は死んでいる。これは東富士。北富士にもあるのです。二十八日、北富士、ここでも二人死傷。こういうことが次々に起こる。

もう一件言っておきましょう。ファントム空中爆発、これはどうしましたですか。このファントムの空中爆発なんというものは、これはノックダウン二機目でしょう。このファントム一機、一機幾らかかるのです。二十億でしょう。これがあつさり空中爆発で二十億吹っ飛んでる。考えてごらんない、この二十億という金を。第二次大戦で日本の兵隊は、私は死ななかつたけれども、二百四十万人死んでいるのでしょ。遺骨収集は一体幾らしているか。この間長い質問をこでしました。答弁にならぬです。百三万人しか遺骨収集していない、二百四十万のうちで。百三十七万の遺骨が残っている。南方の海に沈んでいる軍艦の中に。収集できないはずですよ、一体幾ら金かけた。本年度まで入れたって二億二千万しか金かけてない。オーストラリアなんかは、日本の五十七分の一しか死んでいない、三万人だから。わづか終戦後三年足らずで、三億からの金をかけて一体残らず収容が済んでしまっている。そういうところには戦後今日まで二億しか金を使っていない。一機落つてこれば二十億でしょう。国民の血税を一体何と心得ておるかと言いたくなる、実際に。こんなことばかり相次いで起こっているさなかに防衛二法の審議をする。するほうだっているという気になりますか、お考え願いたい。

この一連の事件について、総理、一体どうお考えになりますか。
○田中内閣総理大臣 遺骨収集につきましては、私が内閣首班に指名をされた後から、どうも政府がこの問題に対しては責任を持つべきである、い

ままで民間団体というものに補助金を出すということ自体がおかしいのであって、この遺骨収集に対しては、当然政府が主体をなし、民間の協力が得られるならば、それはそれに付加するべきものであるという考え方に改めたわけでございますが、御指摘のような予算の問題もございしますが、引き続いて遺骨収集に対しては遺憾なきを期してまいりたい、こう思います。

これはいままでもどういうことであつたかという、まあ中国大陸、シベリア大陸というふうな非常に大きなところが全然遺骨収集ができなかったという面です。そういう問題もあつたわけでございしますが、じゃ自由にやれる南方の諸島はどうだったかと、こういうことになるわけでありまして、そういう議論をするつもりはございません。ございませぬし、南方の諸島といえども、なかなか、フィリピンあたり遺骨収集がむずかしい状態もございしましたが、しかし遺骨収集が国の責任であるというところは、これはもう申すまでもないことである。そういうこと自体がもう問題にならなかつた指摘されても、いかんともなしがたいと思ひますから、おそまきながら遺骨収集に対しては政府の責任でこれを行なうということを考えておりますので、また国会の御協賛も得たい、こう考えております。

それから飛行機の事故の問題等でございますが、この間の厚木の問題は、天候不順ということと急遽掃射という問題だつたようでございます。人命の損傷とか民家に落ちなかつたというふうなことも不幸中の幸いだったと思ひますが、これはやはり訓練の上において、嚴重に訓練をしなければならぬと思ひます。

空中爆発の問題その他、新型の潜水艦が沈没して浮上しないとか、高性能の新種の飛行機を新しく採用した場合に犠牲が出るとか、これも訓練の過程において避けがたい犠牲が出るということと、これはあり得ることです。あり得ることとございしますが、いずれにしても、現在の基地が過密の中に位置しておつたり、考えなければなら

ない問題、特に、訓練中高度の訓練を行なう場合には避けがたい事故だというふうに片づけられる問題でもないと思ひます。そういう意味で、事故一つ一つの内容を十分精査をいたしまして、これが事故絶滅のために万全の体制をとらなければいかぬ、こう思います。

一番問題は気持ちだと思ひます。そういう意味では、やはり国民全体が自衛隊というものの任務を理解していただく。与野党とかいう議論は別にしまして、自衛隊は国を守るために、われわれの生命、財産を守るために必要なんだ、その崇高な任務についているんだという考え方が前提にあつて、そしてそういうものにこたえ得るようになつて、そして振舞ふべきものになつて、私はやはりいろいろな問題があると思ひます。そういう意味で国民のコンセンサスを得たい。得るために努力をいたします。また国会においても理解をいただけるような努力を政府は当然いたします。政府は、みずから行なわなければならない規律の振舞ふという問題やいろいろな問題に対しては遺憾なきを期してまいりたい、こう考えます。

○大出委員 これは幾らそう言つたところで、これだけ次々と事故ばかり起こつたのじゃ、これはどう考えろと言つたつて考えようがない。議論のしようがない。危なくて、それこそこらじやうで事故ばかり起こるのを、国民の血税を払つて置いておかなければならぬ。これはいくら総理が理屈を言つたつて百の説法何とやらで、これはだめで

す。そこで、シベリアンコントロールの問題で申し上げたいのですが、総理は昨年の十月に四次防をきめるときに、十月九日の閣議で「文民統制強化のための措置について」というふうにおきめになつた。私は、国防会議構成法等を通じて、この国会に何かそれらしきものが出てくるかと思つたら、何も出てこない。総理はえらい大々的に新聞で大ラッパを吹いた。田中ラッパを吹いた。ラッパです、これは出てこないんだから。ラッパが鳴つただけで、あとになつたら何もな

い。これじゃあなた方は、シベリアンコントロールを強化して責任を負う、この姿勢に欠ける。言うだけ言つておいて、出してもこれは通りそうもないからと思つたかもしれない。それじゃそんなことをなぜラッパを吹いたんだということになる。そうでしょう。はね返りますよ。何も出ない。そしておまけにこれに付随して内局の人をふやすんという新聞記事が出る。そういう意味で私は、シベリアンコントロールの責任所在、これに對していささか姿勢を疑いたくなる。

そこで、沖縄に今回たいへんたくさん自衛隊を派遣されたわけでありまして。だが、これは私に言わせればやみの兵隊、やみの自衛隊。法律は通つていない。しかもなぜ私がやみを強調するかと、あなた方は国会に法案を提案された。認めなかつたんだが、国会はこれを認めなかつた。認めなかつたにもかかわらず、何で一体やるか。長官訓令は違法でないから、新しい部隊をつくることのできるんだから、というふうなことを理屈にして持つていったんだということになる。

四十七年に第一混成団などの沖縄配備に伴う増というところで千名、それから海上自衛隊、沖縄航空隊等の沖縄配備に伴う増ということで、これは以下二千二百二十八名、さらに航空自衛隊千三百七十六名、つまり三千五百九十四名の沖縄派遣の人員増を四十七年に防衛二法で出されておる。當時は山中さんは防衛庁長官じゃない。知らない。いろいろ横で言つておるけれども、当時知らないんだから。ところがこれは通らなかつた。通らなかつたにもかかわらず——これは国会の意思ですよ。シベリアンコントロールというのは、行きつくとところは国会ですよ、国民コントロールなんだから。国会が認めないのをやめておいて、現地調査に行つて、防衛二法が通らなかつたらどうするんだと聞いたら、現地の司令官のえらい方々が、通らうと通らなかつたらと私どもはちゃんとやつていきますとぬけぬけと答える。私はあの司令官諸君を実は国会に呼びたい。その姿勢それ自体がシベリアンコントロールなんというものは頭にな

です。そういう問題で、不拡散条約というような問題の批准をどうするか、各国がみんな考え、批准まで至っておらないという状態でございまして、そういうような時代に、米ソの間で核不拡散協定が公にされたということは相当な進歩だと思わざるを得ません。これは評価せざるを得ません。これが不拡散条約になり、不戦条約というよりも核軍縮につながり、核は平和利用以外に使わないという、日本の原子力利用法のような、そういうものまでに至るよう努力を続けなければならぬと思うのです。そういう意味では日本は、新しい憲法を持ち、核は平和以外には使ってはいかぬ、こういうことをやっておる。その面では最大の先進国だと思えます。私は百四十カ国の中の最も先端を行くものだと思うのです。そういう立場から言くと、核の問題はタブーだと言っておいた米ソ両国が核不戦の宣言を行なうことだけでも、平和のために大きな前進をもたらすものだ、こう理解をしておるわけでありまして。私も七月の末にはアメリカへ行き、九月の末から十月の中ばごろまでにはヨーロッパ及びソ連を訪問する予定になっておりますので、それまでよく勉強しながら、人類の平和というのに対して日本がどういう役割りを果たさなければならぬかという問題に対しては十分勉強しながら、平和のためにいささか寄与してまいりたい、こう考えております。

○大出委員 時間が残り少なくなりましたから、ここで三点ばかり簡単に承って、はっきりした御回答をいただきたい。

一つは、いまお話に出ましたが、この核防条約に調印を日本がいたしましたのは四十五年の二月でございまして。その前の年の十月に、皆さんの党の総務会では賛否両論ありまして、きまつていなかった。この間に社会党からもいろいろ申し入れをした経過もございまして。

そこで、三つ当時条件がございました。一つは、核兵器保有国が核軍縮を推進する、そういうことになる、これが批准の条件。もう一つが、日本など非核保有国の安全が保障されること、これ

が二番目の条件でございまして。原子力平和利用で他の批准国と日本の間に不平等があつてはならない、これが第三点目でありまして。今回の米ソの核戦争防止条約といわれておりますものは、帰りにブレジネフ氏はフランスのボンピドー氏に会いに行つておりますが、これを多国間のものにしたというものの考え方が一つ中心になつてゐる。ロジャーズ國務長官の事後の発表等によりまして、似たようなことが言われておる。しかも緊急協議などをめぐって、核からさらに通常戦争というものにまで広げていこうという気があることが明らかにされておる。だから半年後に再開をしようということになつた。私もこの限り評価をする一人でありまして。

反面、二国間の核管理というものが他の中小国に与える影響という面では、インドにしても、あるいはフランスにしても、西ドイツにしても、いろいろ懸念を持っておりますが、同じ考え方に立ちますけれども、それにしても評価をすべきである、こういう考え方でありまして。そこで、そうならばもう核防条約は批准すべきであらう、むしろ積極的に踏み切るべき時期が来たのではないかと、こういうお答えを得ない気がするわけでありまして。それが一点、お答えをいただきたい論点であります。

それからもう一つは、この中ソ紛争という形のもので、せっかく米中接近なり日中国交回復なりという、アジア周辺における平和の方向へのたいへん大きな歴史的な動きが今日でございまして、これが中ソ紛争というような形の中でまた危険な段階に引き戻されるということではあつてはならないわけでありまして。さつき総理もちょっと触れておりましたが、アジアの平和的な雰囲気定着をさせる責任が特に日本にありはせぬかという気がするわけでありまして。この際、安保条約の問題に触れさせられども、そういう意味では、このアジア集団安全保障構想というふうなもの、インシティブを日本がとるべきではないのか。ソビエトにおいてになつても、このことは十分話してくる

べきではないのか。このことは向こうからも提案があるのでありますから、虚心坦懐に話し合われて、それがアジアの平和ムードの定着化をねらうものであるということである限りは、おそろしく領土問題、北方領土の問題などというものは、総務長官が視察に五回も行つてゐる。現地不信。今度坪川さんが行つても、新聞が書くところによると、不信の上塗りだなどと書いておられますけれども、そういう角度からものが語り合われなければ、アジアの集団安全保障構想というふうな考え方から出発をしませんと、領土問題なかなか入りにくい歴史的な経過があるのではないかと、ふりに思ふわけでありまして。このことは総理が施政方針演説のところでも、外務省が慎重論をとる中であえてお述べになつたはずで、「アジア諸国をはじめ太平洋諸国を網羅した国際会議の開催の可能性を検討したいと考えております」。これは総理の一月二十七日の施政方針演説の中身です。それでございましょう。総理が意欲的にこれをおえて入れたというふうな時の新聞は報じている。だとすると、つまり今日日本の外交の姿勢というもの、独自性というものの、自主性というものの、それを確立をするという意味でも、私はやはりアジアのこの地域における安全保障構想というふうなもの、この考え方を基本に置かれて、ということとは、この地域に利害関係のあるすべての国をいみじくも網羅するとおっしゃつておられますけれども、集まつた約束でなければ安全保障はなりません。そういう意味で、いまそのことを考えてみなければならぬ時期であらう。どつちかに片寄り過ぎれば片方からたいへんな反発が来る国際環境に日本の場合にはあります。そこらのところは日本の自主性が特に問われる時期ではないか、私はこういう気がするのであります。総理の施政方針と関連をいたしますから、あわせて一体この辺はどうお考えになるのかという点。

三点目に、今回の問題をめぐりまして、つまりニクソン・ブレジネフ会談をめぐりまして、特に二大國間のいろんな意味の国際管理。一つは

経済であり、一つは通貨であり、一つは安全保障である。核のかさ代という議論がいま財界の中でもいろいろ出ております。こういう中ですから、かつて、この夏にハワイ会談をニクソン氏とおやりになつたときに、このショッピングリストの中に、やれPXL、次期対潜哨戒機は、国産方針は十月の国防会議で御破算になつておりますから、そうするとその影響ではないか。一機四十億もするんでありますから、合計一兆円にのぼる商戦でございましょう。あるいはAEWというものはC-1を改造するといつていたんだけれども、どうもそうじゃないのじゃないか。だから、その意味では今回の訪米は、経済問題が中心という以上に、安全保障の問題であり、核のかさ代の問題であり、そしてそれは防衛という意味における兵器の買い取り等の問題になつていくのじゃないかという世の中の見方がある。そういう意味で、とんでもない荷物をしよわされる可能性さえ――総理がおいでになるんで、私が行くわけじゃありませんからわかりませんが、そういう心配を持つ世論もある。そこらのところをどういうふうにお考えになつておいでになるのかという点、ぼつぼつ明らかにしておいていただきたい時期だと思ひますから承りたい。

○田中内閣総理大臣 第一点は核防条約の問題でございまして、核防条約の批准については、御指摘のとおり、核軍縮の問題とか、平和利用の問題とか、非核保有国の安全の問題とか、また核の国際管理機構をどうするかというような問題があることは、御指摘のとおりでございまして、国際原子力機関と保障措置協定につき外交当局が現に折衝中でございまして。そういう意味で、これがまともなればわが国も核拡散防止条約の批准は行なわなければならない、こういう考えに立つておるわけにございまして、これは米ソの間の協定宣言もあつたわけにございまして、両国首脳との間の会談では、これらの問題に対しても忌憚のない意見の交換を行ないたい、こう考えております。

第二は、アジア集団安全保障の問題でございま

すが、これは日本がイニシアチブをとったほうがいいという御議論もございませうけれども、率直に申し上げると、米ソが話し合いの段階に入つたことは大きな前進だと思ひますが、中ソの問題もございませう。また米中の問題もあるわけでもございませう。そういう世界の三大国といわれておるものの利害がアジアに集中しておるという現状、そういう現状を全く無視してアジアの集団安全保障を唱へても成否が論じられないわけでもございませうで、そういう問題はやはり現状を十分踏まえて、将来的な、理想的なものが一体どうすればできるのかということ、これは原理はあくまでも過去のワグ組みといふものの中で安全が保たれておるといふ事実を評価しながら、やはり時の推移といふ中で日本も勉強していくべき問題だと思ふのです。私が施政方針演説の中で述べたアジア復興会議といふものは、アジア太平洋地域だけではなく、ヨーロッパのEC各国や、特にソ連、中国、アメリカといふものが、このベトナム南北の経済復興といふものに対して、わしは北だけだ、わしは南だけだといふことではなく協力をし努力をすることができれば、これは将来大きくアジアの平和に寄与できる機構になり得るのではないかと、うことで、当面する問題としては、両ベトナムの経済復興のために復興会議の提唱を考へてみた、こう述べたわけでもございませう。

それから第三の問題でございませうが、これは国際的に、エネルギーの問題とか、それから国際通貨の問題とか、安全保障の問題とかいふものが議題になつておる。議題になるだけではない、これはどんな大国でも避けて通れないような問題になつておる。これは食糧問題一つからいつてもそのとおりでございませう。これはやはり、鎖国政策といふようなものだけではお互い自身も困るし、同時に世界の平和に寄与することもできない。やはり開かれなければならない。開かなければならないという状態が、大きく米ソの今度の会談になつておると思ふわけでもございませう。そういう意味で私も、一つ一つの具体的な問題もさることながら、

ら、日ソの間に意思の疎通をはかるうということ

で訪ソを考えたわけでもございませう。そういう意味で、いろいろ考えられますが、しかしこれが、ただ二国間の協定だけでどうしよう、また地域的にどうしようという問題よりも、帰するとこゝろ国連機構といふものが完備をされ、それで安全保障の問題に対しては国連機構中心といふことになることが望ましい。これは国連中心主義はだれもいんでおらぬところでありませうから、そういうところを持つていかなければならぬ。いま日本を常任理事国にしなければならぬのだという意見はだんだんと理解を得つつあることは、これは理解しただけと思ふのです。そうならば新しい憲法を持ち、国際紛争を武力で解決しないといふ崇高な憲法をわれわれは保持しておるわけでありませうし、核は平和利用以外に使つてはならない、こういうような基本的な法律を持つておる日本としての発言力、日本としての推進力といふものは評価できると思ふわけでもございませう。そういう意味で、国連中心といふようなものをひとつ積極的に推進をしてまいりたい。そういう意味で、国連の分担金も相当大幅な引き上げになりましたが、甘んじてきん然とこれを納入しよう、こういう考えに立つておるわけでありませうので、それらの事情も、これから訪米、訪ソ、訪欧という間には十分首脳者で意見の交換をしてまいりたい、こう考えます。

○大出委員 外交といふのは一朝にしてできるわけじゃありません。先ほどベトナム問題で言われましたが、あの施政方針を注意深く聞いておりましたけれども、南北ベトナムの復興に就いておられますが、いづれにせよ日本の立場といふものがアジアにおいて信頼をかせげなければ何もできない。そういう意味で、この網羅した会議、これをひとつ出発にしてアジア全体の平和といふところに及ぼしていこうといふふうに述べておられる。そういう意味で、私はやはり、アジアの集団安全保障機構といふものを考へるといふ構想を立てて、七十年代の後半から八十年代にかけての長

い展望ですべき根拠はする。そしてそういうところ、ほんとうにアジアに平和が定着をするといふ外交努力を日本がしていかなければ、私は、口の先で経済大国は軍事大国にならぬと言つてみたつてそれはいかないと思ふ。だからそういう意味で申し上げたので、やはりこれは将来展望を日本が外交姿勢として持つていただきたい、そういう趣旨でございまして、米ソ紛争があるからとおしやるのだが、そのことによつて、せつかく定着しかけておる、あるいは平和の雰囲気ができつつあるアジアに、もう一べん冷戦型に引き戻されたのではこれはたまつたものではございませう、日本国民のために。そういう意味で、これは熟慮し、かつ慎重にそういう構想を持つべきではないか、こういう趣旨であります。

最後に、これで終わりますが、自衛隊機の事故の問題で基地の問題をちよつとおしやつておりました、これは後ほど論議したいと思つたのですが、横浜市、相模原市両市から連絡がありまして、横浜市の上瀬谷といふところに極東一の通信基地がございまして、これが受信基地に変わつてきたところに、七艦隊の通信の司令部が入つてきた。そこに通信施設をまたいまつくり始めています。そこに自衛隊との共同使用という問題が持ち上がった。さらにもう一つ、相模原の総合補給廠、戦車問題でいろいろございまして、私もいづぶん苦心をしまして役になりまして、が、せつかくこれは一両年で機能縮小になりそうである。市がショッピングセンターなどの計画を立てているところへ、これまた十条や赤羽の補給処との関係で、あそこ集中的な補給廠といふことで自衛隊が入り込むことを考へている。二人の將軍がアメリカから参りまして、ついでこの間、相模原の補給廠へ行つておられますが、内部でいろいろとつた情報もありませう。どうやらあそこをこゝろまた自衛隊の導入、共同使用、こういうことになつていふたものでは、これは県会でも神奈川県の外務部長が、自衛隊にその考へがなくてはならないといふことをあらかじめえんきよくに漏らした、

そういう状況でございませうから、地域はたいへんに騒ぎが大きくなりつつあります。そこからは慎重に願ひませんと、市民の期待をまつところから裏切るように進んでいくと、私はやはり、先ほど自衛隊を国民のものにしようといふことをおしやしましたけれども、なかなかそれはそうはいかない。これは総理の基本的な基地問題に対する考へ方にからみませうから、一言だけ承つておきたいと思ひます。

○田中内閣総理大臣 基地は、先ほど申し述べましたとおり、基地とか補給廠とかそういうものは、市街とは関係がなかつたようなところであっても、これが十年、十五年、二十年來で全く周辺が過密化してしまつて様相は一変しておるわけでありませう。そういう意味で、できるだけ基地の集約化を行ない、また補給廠等他に転ぜられるものがあるならば他に基地を求めたいといふことで努力を続けていくことは、これは理解いただけると思ひます。

いまの具体的問題に対しては私はまだ報告を受けておりませうので、この問題に対しては防衛庁当局からお答えをいたしますが、いづれにしても基地の問題、基地は日本人の生命、財産を守るために必要であるといふ立場に立つておりますと基地は必要なんです。補給廠も必要なんです。それが必要であるものならば、国民の理解を得てトラブルが起きないような状態にしなければいかぬといふことが原則だと思ひます。そういう意味で、われわれも具体的な個別の問題を十分検討しながら、日米間でも話し合いをしてまいりますし、どうしてもという場合には、設備の改良を行なつたり、地域住民に迷惑をかけないように、理解をいただけるように、場合によつては、われわれも基地で食つておるのだから、生きておるのだから、これは相関関係があるのだから基地は置いてもらいたいといふところもあるわけですが、そういうようになつていくことが基地としての様態としては非常に望ましいことである、政府はそれのために全力を傾

けるべきであるというのが基本的な私の考えでございます。

○三原委員長 木原実君。

○木原委員 総理に二つばかり伺いをいたしたいのですが、この委員会の審議を通じて、先ほど総理の御見解もございましたけれども、大量の自衛隊の増備、防衛上の論拠も必ずしも納得がいきません。その上に手続上の不安というものがむしろ残るような感じがするわけでありまして。

そこで伺いたいのですが、これから先、たとえば四次防の期間中に沖縄に第二次の自衛隊の派遣、あるいは機材、要員の増派というようなことは考えられるのですかどうですか。

○久保政府委員 二法案が成立しました場合の姿については、すでに御説明申し上げております。その後の姿についても、この委員会で御説明申し上げておるつもりであります。いまの計画の中には、陸上自衛隊は二法案通過後の姿から増強の予定はございません。

それから海上自衛隊については、基地隊を設定するようにすると艦艇を数隻配置をする。これは二法案通過後の姿であります。それ以外には、P2J航空機を二、三機ふやすかどうかという問題がございます。——ちょっと間違えました。年度内に三機ふやします。六機から三機ふやします。これは四十八年度予算でそうなっておりますが、その九機から二、三機ふやすかどうかという問題が残された問題としてございます。

航空自衛隊につきましてはほとんどございませぬけれども、昭和五十三年度にF104の問題が若干ございます。

以上でございます。

○木原委員 これからも沖縄の米軍基地、軍事施設の返還もしくは縮小を求めていくという政府の方針なんです。その際に、この米軍の軍事基地の縮小や返還に伴って、いわばその肩がわり、あるいはまたその条件として自衛隊の増強をはかっていく、そういうようなことはありませぬ。

○田中内閣総理大臣 沖縄における米軍が縮小されるということがあった場合、その条件として、米軍を縮小するが日本はその部分を肩がわりをしていくというふうな日米間の話し合いは全くない、こう理解しております。これはもう祖国復帰された沖縄に対して、自衛隊がどのように配備されたらならないかというのを日本が自主的に考えて行なうこととございます。それから、アメリカ軍の部隊が去るのでそれにかわる規模と力を持つたものがそのまゝいなければならないということ等は関係はない、こう理解しております。

○木原委員 これはたとえば、そういうことで相対的に政府のいわゆる米軍による抑止力が低下をする、そういう場合も、たとえば自衛隊の武力によつてそれを補っていく、こういうことはいいことですか。

○田中内閣総理大臣 これも、日米安全保障条約でアメリカの協力というものを求めておるわけでございますが、いま、これは量的問題もございませぬけれども、質の問題もございまして、沖縄の基地といふものが小さくなったからといって、アメリカ軍の極東における戦力というものが低下をしない方法というものは幾らでもあると思うのです。そこが国会でもって議論されているところでございます。何も沖縄でなくても、別のところでも、航続距離は長くなつておるし、潜水艦の潜水時間も長くなつておるのだから、こんなに地元がごたごたするところではできるだけ整理をしてもええなにかというのが日本人の地元の感じでもございませぬ。私は、部隊編成そのものを日本がそのまゝ引き継ぐとか、そういうことは考えられないと思ひます。

これはもう専門的な問題でございますから、これは日本の自衛隊とアメリカとの間にはいろいろな勉強もしておるわけでございますので、これはアメリカ軍の極東における戦力の低下ということをお前提にして議論することはできないと思ひます。

○木原委員 これはなかなか大きな問題でございます。まして、日本の防衛体制というのは安保条約に基づいて云々という政府の従来の見解がございました。沖縄には主要なアメリカの抑止力が存在をしておる、これを前提にして日本の防衛政策というものには成り立っているんだ、こういう見解をわれわれは聞かされてきたわけです。ですからその見解からいけば、一方で軍事施設の返還なり縮小なりを要求をしていく、相対的に抑止力は低下をしていく、それは一体だれが補うんだということになれば、自衛隊が補っていくんだ、こういう理屈になつていたわけなんです。少なくともこの委員会の中で何回かそのやりとりはあったわけですね。いまになって、そういうのは総理の御見解ですけれども、われわれとしては、ともかくこの問題の多いところに、御案内のとおり形で自衛隊が派遣をされていく。ですから、米軍の軍事施設が縮小され返還をされても自衛隊は少なくともこれ以上はふやさないのだ、こういうことはひとつ正式にお約束願えるかどうかというのが質問の趣旨ですが、どうでしょう。

○田中内閣総理大臣 アメリカと日本というものはお互いというか、日本の防衛力というものは限界がございませぬから、日米安全保障条約によつて補完してもらおう、こういう考え方が基礎になつておるわけでございます。ですから、日本の防衛力というものは憲法で定めるワタ内ではなければならない、しかも最小限のものでなければならぬ、それから、あくまでも専守防衛でなければならぬ、これはもう一切国際紛争を武力で解決してはならないということであつて、全く防衛的なものでなければならぬというものでございませぬ。それから、沖縄に自衛隊が配備されるということは、アメリカが減るので、その戦力を補うために要請されて日本の配備が増強されるのではなく、日本の自衛隊というワタ内におけるものであるということだけは、これはもう明らかに明言をいたしておきます。ですから、その場合、アメリカがだんだんと兵力が削減されたり沖縄から撤去されたり

したらどうなるかということとは、これは日米安全保障条約を締結しておる両国でございますから、一体そのかわりにその戦力の低下というものはどういふことでもって補われるのですかというふうな問題をお互いが勉強している話であつて、それだからといって、日本がやりますという話ではないのです。これは、アメリカというものは、量は減つても質でカバーできる問題もございませぬ、また、いろいろな状態や態様の変化というものもございませぬ、時の推移に対応しながらの考えでございますので、これはひとつ明確にしておいていただきたい。これはもう、アメリカの基地が減る、減ることがすなわち、戦力の低下を意味するんだ、その戦力は日本が自動的に補うんだという公式では絶対ない。これは日本は、あくまでも憲法で限定された最小限の専守防衛という立場における、各都道府県に対する配備の一環として行なわれるものである、これだけは明確にいたしておきます。

○木原委員 しかし、日米共同作戦等の実態に即していけば、なかなかそうはいかないというところ、この委員会でも議論のあるところなんです。しかし、これは時間がありませんからやりませぬ。いま一つ、総理の御見解を伺つておきたいのは、核を持つておる中国はわが国にとつて脅威だと思ひます。とお考えになつていらっしゃるのですか、どうですか。

○田中内閣総理大臣 私は、北京訪問をいたしましてから、中国の核は脅威ではない、こう考えております。これは私と周恩来首相との話でございます。ですから、公にできるかどうかかわかりませんが、悪いことではございませぬので申し上げてもいいと思ひますので申し上げます。中国は核を保有しておる、しかし核は攻撃的には一切使わなかつて、非常に明確にいたしております。私もそれに対して、日本も核を持つとすれば、核兵器はそんなにむずかしいはありません、日本の技術水準と日本の科学の力をもつてすれば、核兵器は保有できる水準にはございませぬ、しかし憲法はこれを

絶対に許容しておられない。憲法の精神というものは、そういうものを日本が持たないということだと私は理解しております。それだけでなく、核を持たないという非核三原則を私ははっきりしておるので、その日本政府が核を持つような政策をとつたら、多数を得ることはできないでございましょう、こうまで述べてございしますから、そういう意味では、攻撃的には一切核は使わないということを書明しておりますし、私は一切非核三原則は守ります、核戦争はやらない、唯一の被爆国である日本が、人類のために、核は戦力としてこれを使わないし、つぐらないうし、保有もしないというのを明確にしておりますので、その点から、これはこつちを向いてはもう絶対来ない、こういう感じで、中国は核を持っておつてもその面に対しては脅威ではない、こう三段論法で考えておるわけでありませう。

○本原委員 社会党の見解にだいたい近づいてこられたようだけれども、同じ質問を私は、一昨年でございしたか、佐藤総理にいたしました。當時佐藤総理は、これは脅威である、こうその席で言明をされたわけなんです。この二年間にたいへん中国の核という問題についての日本政府の見解が大きく変わったということについて、私はやはり一つの進歩というものを認めたいと思うわけなんです。しかし総理、いまのような御見解であるならば、やはりわれわれは、アメリカの核のかさばるものといる、そのこの問題に触れてこなければ政策的な裏づけがないんじゃないでしょうか。周総理の言明を総理が信頼をされた、中国の核は脅威でないところで言明をされた。しかし、そうならば、政策的な裏づけの問題としては、しかるに、アメリカの核のかさばるものといるいまの日本の体制というものは、一体これはどういうことになっていくのかという問題が当然出てくると思うのですが、いかがでしょうか。

○田中内閣総理大臣 それは少し飛躍論じやないかと思うのです、失礼ですが、これは核は中国だけが持っているわけではないのです。ほかの国も

持っておるわけですし、いまフランスがまた南太平洋でやろうとしておるわけですから。これは、いまの平和というものは、人類が平和に対して希求をし努力を続けておるといふことは、第二次戦後二十五年余の歳月で一つずつあらわれてきております。その尤なるものは今度の米ソの首脳会談によつて核不戦協定を宣言したということに尽きる。しかしまだ、先ほど申し上げましたように、核防衛条約に批准するまでは相当なこれから努力を続けなければならぬ。この平和というものは、やはり過去のワグ組みというものをそのまゝ認めて、その上に成り立つておるものではないことを先ほどから申し述べておるわけでございますから、そういう意味からいって、中国の核が日本に対する脅威でないから核のかさばるは飛び出していいんだという議論にはならない。日本は核を持っておらないのでありますから。先ほど大出議員が言われたとおり、核を持てている人はいろいろなことをやるかもしらぬし、条約を破つてばんとくる場合も歴史にあるのですから、それは別なことです。そうではなく、核を保有しておらない国がどうして生命、財産が守れるかという保証がなければ、核防衛条約に批准できないというのが事実でございしますから、そういう意味から考えてみても、いますぐアメリカの核のかさから飛び出してもいいんだという議論にはならないんで、日米安全保障条約は依然として必要である、こういうことでございします。

○本原委員 少しどうも理屈が合わないように思ひます。飛躍があるというものは、実際には政局を担当してある立場からだとおもうが、ただ、前段の考え方からいいますと、ことばじりをとらえて言うようですけれども、中国の核は安全であつて、しかしソ連もフランスも持っている、それはあぶないかも知れぬというふうにも聞えますから、それはきょうは議論はいたしません。しかし、中国の核は脅威でないとおっしゃったことは、これは、日本の防衛政策上非常に大きなことから問題だと私は受けとめておきたいと思ひま

す。

もう一つ、これでもう最後にしますけれども、政府の防衛政策は、核のかさ、つまり抑止力という一つの構想、理論の上に成り立っております。しかし一体この抑止力とは何だ。単純に考えてみますと、ある国が日本に核を撃ち込むかも知れない。しかし撃ち込んだら、同盟国の日本に核を撃ち込むのはけしからぬといつてアメリカがそこに報復をする、それがこわいから日本は核攻撃を受ける可能性が少なくなる、こういう成り立ちの上に立っていると思ひます。

しかし、これは一度きり聞いておきたいと思うのですけれども、そういうことは国際間のお話としては成り立つても、実際に、たとえば日本が何かの間違ひで核攻撃をされた、同盟国に打ち込んでけしからぬといつてアメリカがその国に報復爆撃をやるだろうか、こう考えました場合に、多くの専門家は、そんなことはあり得ない、おそらくそのときはアメリカは第二撃の被害を受けるに違ひない。いまの核の能力からいけば、一発打ち込まればたくさんの方々の死傷が出るのは目に見えておるわけなんです。そういうことになると、核抑止力という理論の上に成り立つておる防衛政策というのは、むしろまぼろしの上に成り立つておる防衛政策ではないのか、こういう考え方が少なくとも私どもの上にはあるわけなんです。国際的な話し合いとしては成り立つけれども、いざとなつたときにそういうことが期待できるだろうか、こういう問題があるわけですね。あるいはドゴールもそういう考え方を持ったかも知れません。

そんなようなことを考えますと、一方で先ほど総理は、中国の核は脅威ではない。なぜ脅威でなくなつたかといへば、国交も回復をし友好関係が進んだ、理解が進んでいるわけですね。ソ連についても同様だと思ひます。アメリカについてもいふことは、従来の核抑止論という考え方の上に成り立っている防衛政策については、そろそろ検討を要する時期が来たのではないか。先ほど大出委員

員も指摘をいたしました米ソ核不戦宣言の問題もございします。核政策そのものについて日本は国際的に慎重に考えていく時期にやつてきたのではないのか、そう思うのですが、いかがですか。

○田中内閣総理大臣 核防、核軍縮、核の平和利用というのに対しては人類として考えなければならぬ問題だと思ひます。これはもう、一つの国というやうな問題ではなくて、人類が破壊をすることが生じ得るかという問題にもなる。公害問題でいまいっておりますが、核戦争が始まれば、地球を取り巻く汚染というものは人類を死滅せしめることを意味するんだと思ひます。ですから私は、二次大戦で核というものが人類の歴史上初めて使われたということが最後であつてはいいし、また最後だろつと思ひます。そう思ひますが、現に核を持ておるといふことは事実なんです。核保有国が存在する中であつて、超大国である米ソの間には核不戦協定が成立したといつても、国際管理までいくのかどうかといつたらまだまだたいへんなことだと思ひます。日本に対しても、原子力の平和利用で技術を提供してもいいというソ連側の申し入れもございしますから、そういう意味から言つて、今昔の感にたえないぐらゐ時代は変わつておると思ひます。変わつておりますが、現実的に多くの反対があるにもかかわらず、フランスは核実験を行なつたという現実も無視するわけにはまいらないのです。

そういうことから考えますと、人類の英知というものは核の問題に対してやがて結論を出すと思ひますが、そういう希望のな期待、可能性を持ちながら、現実的には国防の問題、防衛の問題の基礎を築くというわけにはまいらぬと思ひます。現実的には、やはりアメリカの核のかさばるものとある日本、日米安全保障条約は必要である、日本の自衛隊は憲法の許容する最小限度のものでなければならぬ、それで平和に寄与するために努力を続けるということにございまして、いまの段階において、このワグ組みという中には核も入っているわけですから、その中から核を取りは

ずして日本の防衛政策の根本を変えるというのにはやはりどう考えても時期尚早であるし——時期尚早であるというのには、いつやるのか、時期を言えとまたお聞きになると困りますから、この部分は削除いたしてもけっこうですが、いづれにしてもいまのワグ組みという上に世界の平和が成り立つ。人類の英知はだんだんそれを完成し、完べきなものにすべく努力をしているのだ、日本も最善の努力をするのだ。ですから、防衛の基本を変えるような立場でないということだけは申し上げておきます。

○木原委員 もう時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、一つだけ要望を申し上げます。

大出委員も先ほど申し上げましたように、間もなく訪米をされる。くれぐれも防衛上の負担はお持ち帰りにならないように、これが一つです。

それから、もうこまごま申し上げませんけれども、一つは、先ほど大出委員も指摘をいたしました。いまの自衛隊の体制については、幸いにして俊敏な新長官もできましたので、思い切って洗い直してもらいたいと思うのです。国民に被害を与えてそのまま通るような自衛隊であったのでは、これはどうにもなりません。そういう自衛隊の体制にかかわる問題についての洗い直しをぜひやってもらいたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

○三原委員長 中路雅弘君。

○中路委員 総理は七月の末に訪米されるわけですが、最初にお聞きしたいのは、このニクソン大統領との会談の主要な議題は何なのか。特にベトナム協定以後のアジア政策について討議を予定されているのではないかと思いますけれども、去年の八月にハワイで会談された際に、日米安保条約の円滑、効果的な実施というところをうたわれているわけですが、その後現実のアジア情勢が変わってきている中で、日米安保条約の運営についてどのような協議を予定されているのか、最初にお聞きしたいと思います。

○田中内閣総理大臣 特別具体的な議題は現にまだ詰めておりません。おりませんが、議題がなくしてなげ行くのかというところになるわけですが、これは会うことに意義があるということでございます。これは去年のハワイ会談から、少なくとも一年に一べん、できれば相互が訪問し合うようなことをして、半年に一回ずつでもお互いが意思の疎通をはかり、そうすれば日米間における貿易の不均衡問題等で国民の間における不信感を醸成するようなことも避けられたのだ、そういう意味で、日米間においては首脳会談は少なくとも一年に一回、そして毎月でも専門家会談を開こう、こういうことになっておるわけでございます。ですからそういう意味で、もうちょうど一年ぐらいいろいになりますので、これはやはり首脳会談を開かなければならないと来ておる、こういう考えでございます。

特に私が非常に考えておりましたのは、対米貿易というものは三〇％越えております。アメリカの外国における多国籍企業からの貿易の輸出、輸入を入れますと、日本の総貿易の四〇％を越えておるわけなんです。このアメリカと正面から対立するようになったら、これは日本の経済そのものがたいへんな状態になりますので、両三年待ちなさい、両三年待てば必ず私が答えておる数字になる、こう言っておりましたら、ここの三、四、五月で対米貿易は非常によくなりました。そういう意味で、こころで日米間は事実に基づいて相談する必要がある。特に向こうは通商拡大法をいま審議しておるわけですから、こころでもってお互いが意思の疎通をはかっておらないで、また課徴金でございますというところになったらいへんなことでございますので、課徴金をやるようなことは困りますよ、事実こうなっておるじゃありませんか、こころは二十億ドル台になりますよ、こういう問題をやはり日米の首脳部間で詰める必要があるというのが、私がいま申し上げられる日米会談の主要な問題でございます。安全保障条約の運営の問題とか、アジア情勢とか世界情勢と

か、米ソ会談はどうでしたというところは当然話し合いになると思いますが、具体的にいま御指摘になったような問題を主議題としておられないということをお明らかにしておきます。

○中路委員 限られた時間ですから全般の問題についてお尋ねできませんけれども、いまお話ししましたように、昨年八月にハワイで会談されてその中で安保条約の円滑、効果的な実施ということとを約束されております。そして昨年来一貫して、この安保条約の円滑、効果的な実施、ある意味では強化を目ざして進めてこられた。この期間、日中国交回復や、あるいは台湾との断交、ベトナム協定という新しい段階にベトナム問題も来ている。あるいは総理自身がソ連を訪問される。こういう情勢の変化と、昨年以来の安保条約に関するハワイ会談での約束、こういう間の関係はどのようにお考えなのか、今後どういう考えで進めていかれるようとしているのか、もう一度お伺いします。

○田中内閣総理大臣 安保条約の問題に対しては、両国がお互いに協定をしている条約を厳守しなければならぬというところは言うをまちませせん。しかし、安保条約というものは別に、アジアの情勢も変化しつつある、また米ソの間でも道が開けたというようなことはあるわけでありまして、そういう問題は、客観的情勢としてわれわれも判断をし、評価をしておることは事実でございます。しかし、それが日米安保条約に直接影響をもたらすような状態ではないというところは、先ほどから問々申し上げておるのとおりでございます。日米安保条約というものの運営に対して、お互いが理解をしながら円滑な運営をしようというところは、強化をしようというところではないのです。その後の情勢を見ていただければ、関東地方における基地は集約されておりますし、また日本が沖縄国体を開くからどうしても相当部分のアメリカの兵舎を動かしてもらわなければならない、こう言ったら、それもオーケーだ、こういうことになっておりますし、岩国から三沢へ

移るといふのは、それは困るんだ、日本のほうへ来るよりもいままあるもので何とかしてくれないかといえ、これもオーケーだと言っているのですから、この一年間にやはり具体的な成果はあったと思うのです。ほめられるほどの成果はないにしても、少なくとも国内における基地が倍になったというのじゃなく、だんだん縮小されている。国民的世論にこたえているということでありまして、私はやはり、ハワイ会談の成果というものはあった、こういうことでありまして、今度会えば来年はもっとあるだろう、こういうふうに期待している。期待していただくというところとまたあれですが、いづれにしても私は期待をいたしております。

○中路委員 具体的に幾つかお聞きしたいのですが、いまの日米安保条約が、これまでの歴史的な経過を見ればいろいろ明らかですけれども、極東、特にベトナムにおける侵略戦争の要員の基地としての役割りを果たしたということは、これはもう歴史上明白なことです。ベトナムでアメリカが撤退せざるを得なかったというのは、ベトナム人民の戦い、世界の平和勢力の戦いかちとった成果であるわけですから、この点についての見解は明らかに違うわけですが、いまま日米安保条約の強化ではないんだというお話になりましたので、二、三具体的ににお聞きしたいと思うのですが、横須賀に対する航空母艦ミッドウェイの母港化といふのは、いつミッドウェイは横須賀に来る予定ですか。

○大河原（良）政府委員 ミッドウェイの横須賀寄港につきましては、時期については情報を持ち合わせておりません。

○中路委員 秋ごろというのが出ていますけれども、まだ明確な時期ははっきりしてないわけですか。

○大河原（良）政府委員 現在ミッドウェイは、米本土西海岸において修理、補給あるいは兵の訓練、そういうようなことをやっているというふうに承知しておりますが、それが極東地域にいつこ

るに帰ってくるのかということについての情報を
持ち合わせておりません。

○中略委員 総理にお聞きしたいのですが、この
ミッドウェーの母港化に関連して国会でもたびた
び質問されていますけれども、特に核の問題で、
このミッドウェーが核の持ち込みではないんだと
いう保障はどこにあるわけですか。

○田中内閣総理大臣 ミッドウェーそのものが核
兵器を搭載しておられ、核は持つておられぬ。これ
は、日米間でもつきやうだいのようなおつき合
い、おつき合いというよりも命を預ける、日本人
の生命や財産を守るために日米安全保障条約を結
んでおる相手国でございますから、これはもう信
頼に足るものである。普通ならたいへんなことで
あった血を流した沖繩でも、やはり日本に返すべ
きだという日本とアメリカとの間の二十五年の歴
史というものは信頼に足る。私は日本人全体がこ
れを認めておられると思うのです。そういう立場
から考えても、アメリカが日本の政策に反するよ
うな核兵器の持ち込みなどはやらぬと言ってお
るのでありますし、私は事実の上においてそれは信
用できる、これはやはりお互い信頼の問題じゃな
いかと思います。

○中略委員 アメリカを信頼するということがだ
けしか保障はないわけですね。このミッドウェー
が、アメリカ空母の中で一番早く核装備をした空
母だということは、ジーン年鑑なんかでも明白
でありますし、ただアメリカを信頼していくんだ
というだけでは、とうてい国民やあるいは地元
の皆さんの不安を消し去ることはできないと思う
母港と今度なるわけですから、母港になつてそこ
にすつといる。その航空母艦がまた核装備をして
いる空母だということは明白なわけですから、出
撃するときどこか遠く離れた基地へ核をとり
に行く、そういうことは軍事的にも全く考えられ
ないわけですね。私はこの点でも、この母港化の
問題が核の持ち込みにつながらないという保障
は、何もないじゃないかと、答弁の中でも思っ
たわけです。

特に、横須賀の空母の母港化に伴つて、先ほど
大出議員から上瀬谷の問題も出ましたけれども、
横須賀だけではなくて、上瀬谷あるいは厚木の航
空基地、三沢——三沢には、アメリカ軍司令部が
地元で記者会見をやつて、第七艦隊の航空部隊の
三沢の新配備を発表しているわけですから、こう
いう点で見れば、この母港化を中心にして各基地
が強化されてきている。安保条約に基づいて、い
ま強化じゃないんだと言われましたけれども、第
七艦隊の母港化を通じても非常にこのことは明白
ではないかと思うんです。

先ほどちょっとお触れになりましたからもう一
つお聞きしたいんですが、横田の問題です。これ
は基地の集約化だということをお話しになりました
が、横田の基地の機能、これは、時間もありま
せんからお尋ねする前に私のほうから話します
が、当然これはアメリカの輸送空軍基地の役割
が中心であることは明らかでございすね。

リチャードソン国防報告の戦略空軍に関する
部分というのを読みますと、こういうふうに
書かれています。平時において前進展開されてい
るアメリカの一般目的戦力は、抑止に欠かさない
力となつてゐるが、わが軍隊の大部分はアメリカ
に配置されている。したがってアメリカは、局地
的に、またアメリカに展開された部隊だけで対処
できない侵略に対抗するために、すみやかに追加
部隊を展開できる能力を持たなければならぬ。

この必要を満たすのが戦略機動部隊の主たる任務
である。「現在の計画によれば、アメリカの戦略
空輸手段は一九七〇年代を通じてわれわれの展開
を満たすものに必要な基本的能力を提供すること
になつてゐる。一九七三会計年度末までは、C
5輸送部隊の増強を完了する予定である。これに
よつて現役戦略空輸部隊はC5飛行隊四個とC4
の飛行隊三個で構成されることになる」という
ことを述べています。横田がM4C、輸送空軍
の基地であることは明らかで、インド洋を含
めた広大なアジア全域に対する空輸機動部隊、軍
事介入のできる空輸部隊であることも明らかです

から、これは、日本の安全を守るといふものではな
くて、明らかにこの空輸部隊はアメリカのアジア
における軍事介入の体制を貫くということなわけ
です。横田の集約というものは、そういう関東計画
というものは、横田強化のために、しかもそれに血
税を数億億円注ぎ込むという計画になつてゐるわ
けですね。

私は総理にお尋ねしたいんですが、東京都のま
ん中で、すなわち、一都の首都の中にこのような強力な
外国の、しかも日本の安全を直接守るといふより
も、主としてアジア地域における軍事介入の空輸
部隊の基地をかかえてゐるというところは国際的に
も例を見ないんじゃないか。この点について総理
はどのような考えか。

○田中内閣総理大臣 私は、横田に集約をされた
というところは、日米間で話し合いをし、日本の国
民の期待に沿つて点在されておる基地を集約した
ものだと思つておられます。また日本におけるアメ
リカ軍というものは、安全保障条約の定めに従つ
て、アメリカの当然の権利として、また日本も基
地を提供しなければならぬという義務の間に
よつて成り立っている現状があるわけございま
す。

量的な拡大ということよりも、質的な問題に移
らなければならぬというものは、近代防衛という
面から考えて、これは野党の皆さんからも御指摘
されておるわけでありす。人間だけふやすのは
能いじゃない。これは少数精鋭のものでつてやら
なければならぬ。しかし日本は、少数精鋭とい
うよりも、精鋭という中には攻撃的なものになる
というおそれがあります。だからアメリカ軍は
適用される基地の中で日米安全保障条約を前提と
して部隊を置いてゐるわけございまして、これ
は時代の流れによつてだんだんと性能もよくなつ
ていく、質の面において改良されていくというこ
とは、これはもう当然のことだと思つてゐるわけ
です。ただ、日本における限り、日本政府は国民に約
束をしてゐる、内外に宣明しておる基本的なもの

に背反してはならない。それは何か。それは非核
三原則である。これは、核を持つものはいけな
い、こいつてゐるんですから、もう核兵器は持ち込
んでもらつちゃ困ります、こいつてゐるわけ
です。条約があるから困るんです、こいつてお
りますから、向こうは、日本政府が困るようなこと
はいたしません、核兵器は持ち込みません、こ
う言つてゐるわけですから、これはいいわけござ
います。

そうすると、あとに残るのは何かというと、B
52のように、戦略爆撃機というやうなものが性能
が高くなれば、必ずそういう議論が起るわけ
です。日本の自衛隊は持つていなくてもアメリカは
持つてゐるじゃないかということで、今度は沖繩
の県民感情が許さないということ、だんだんだ
んだんとB52も沖繩から撤去するやうな状
態になつてゐる。これは事実、アメリカ軍が非常
に協力をしておつて、日本の国政に支障を起さ
ないやうに、国民の理解が得られるやうに努力を
してくれておることは、もう事実が明らかに証
明しておるわけでありす。ですから、アメ
リカ軍の集約に伴つて、量から質への転化とい
うことが——そのために集約してゐるんだといふこ
とは、これはやはり考え方の相違であるといわざ
るを得ません。

もう一つ、日本における基地のアメリカの性能
がよくなることはアジアにおける軍事介入、そ
ういふ判断が間違ひじゃないかと思つてゐます。遺憾な
がらこれは私たちと反対なのです。アメリカ軍が
おることによつて日本の安全が保障されておると
いうことであつて、無能力の軍隊がおつてもど
うにもならないのです。能力ある軍隊が抑止力にな
り、それなるがゆえに、憲法で定める最低限の負
担でもつてわれわれ政府は国民の生命、財産を守
りますよ、こいつ言えるのであつて、やはりそ
の見解は遺憾ながら違ふのであつて、アメリカ軍
の日本における性能というものがよくなるという
ことは、これは基地が倍になつてよくなるのなら
たいへんございす、基地がだんだん縮小さ

れていって、しかも核やそういうものは絶対持たないということであるならば、抑止力というものは安定的なものになっておるといふことに理解を深めたい。評価をしておるだけであつて、遺憾ながらあなたのようなそういう判断には立てないのです。

○中路委員 最初にこの安保条約の強化でないんだとお話になりましたから一、二の例でいまあげたわけですが、ミッドウェーの母港化にしても、あるいはいまの横田基地の集約の問題にしても、空輸部隊は直接の日本の安全を守る部隊というだけではない。ミッドウェーの母港化の役割にしろてもそうですが、横田の集約の場合もそうです。米軍のアジア海軍の体制、そういうものを保障していくことになるわけですから、ベトナム以後も引き続いてそういう体制が保たれていく。いま質問の問題をお話しになりましたけれども、そういう事態になっておるといふことは明らかです。この問題について議論する時間もありませんけれども、明らかにアメリカに追随、アメリカ協調、そういう典型的な例ではないか。やはりほんとうに平和、安全を願う日本の国民がこういう事態は許し得ないものだと思います。

もう一つお聞きしたいんですが、ニクソン・ドクトリンに基づいた総合戦力構想の問題ですが、これについては、アメリカの外交教書でも、あるいは国防報告でも繰り返し公表されています。一つだけ引用しますけれども、これもリチャードソン・の国防報告の中に、「総合戦力の概念はアメリカの現役、予備役と友好国、同盟国の現役、予備役が一体となって安全保障上の共通の利益を追求することを目的とした構想であるが、この概念はニクソン・ドクトリンの一つの具体的なあらわれである」。ここでいっているのは、アメリカの軍隊と友好国、同盟国の軍隊が一体となってやる、これが総合戦力構想だということ。そしてこのニクソン外交教書を読みますと、日本の問題で、「日本は次第に通常防衛力を改善し、規模よりは近代化に力を注ぎ、火力、機動力、対潜水艦作戦能力及び対空防衛力を向上させてき

た。四次防衛では、三次防衛に比べて防衛支出を倍増させることになっている。沖縄返還に伴い、現在の日本の自衛隊は防衛の肩がわりのため南へ移動した。これらは日本全領土の通常防衛のための自衛防衛及び、その次にこう書いてある。「戦力改善のための重要なステップである。戦力改善のことも使っている。これは避けたい発展であつた」ということを述べていますが、ここに明らかに、自衛隊が三次防衛から四次防衛で防衛支出を倍増する、あるいは火力や機動力、対潜水艦能力、対空防衛力を向上させる、こういった戦力改善のための重要なステップ、これはニクソン・ドクトリンのもとで避けたい発展であつたという明確な位置づけと評価をしているわけですが、日本の自衛隊が総合戦力構想の一翼に、アメリカのこの教書によれば明らかに位置づけられている。山中長官はこの前否定されていますけれども、日米軍事同盟と共同作戦の体制の強化が急がれていることはここでも明白だと思ひますが、総理は一体この総合戦力構想に關してどのように理解をされていますか。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕

○田中内閣総理大臣 アメリカが世界戦略構想を持つ、その中で総合戦力構想という具体的な問題をテーマとして検討する、これは当然のことだと思ひます。構想がなくして戦略を立て得るわけはありませんから、アメリカが持つことは当然でございます。しかし日本はアメリカの総合戦力構想の一環として自衛隊を増強しておるのでは全くない、これだけはひとつ明確にしておきたい。日本は少なくとも憲法の定める最小限の防衛力を持つておるだけでは安全の保障の確保がたい、その意味で日米安全保障条約を必要とする、こういう断定に立っておるわけでございます。ですからアメリカに基地も提供しておるということでございます。

これは、アメリカがどういふふうにかえようと、攻守同盟条約ではないのです。アメリカとヨーロッパ諸国に結ばれておるよう、これ

は同盟国ということ、同盟国即攻守同盟条約の結果であるということであらば、これはいろいろ問題、あなたが指摘されるようなことが起こり得るかもしれません。こちらはそうではないのです。安全保障条約に明白になっておらず、日本に、これは特に憲法の制約があるのです。日本は国際紛争を武力で解決できない。日本が危険なときにはアメリカに当然やっていただく、協力していただく。アメリカが危険になったときには遺憾ながら憲法の制約がございます。これはもう日米安全保障条約制定当時に国会で十分議論された問題でございます。言うなれば、アメリカにはあまりにも片務条約じゃないかといわれた条約であつて、いま対等の立場に立つて結ぶ条約であつたならば、私はこんな条約ができとは思ひません。だから私たちと与党や政府は、この条約はなかなかたいへんな日本にメリットのある条約である、そういうふうな理解し評価しているのです。

そういう立場から、こんな再び結ばないような日米安全保障条約。私たちが危険なときはあなたやってください、あなたが危険なときはあなたは少しい過ぎ、どうも言にくい話でございます。が、実際そうなんです、こつちは行けないのです。だからそういう条約というものを大事にしているのです。

そういう意味で、日本の自衛隊というものはシビルアンコントロールで、国会の議決を経て、そして日本が独自の見解と立場と考え方でおのづから漸増主義をとつてきているわけです。これは一貫して自衛隊法制定当時から漸増主義をとつておる。ですから国民総生産の百分をこえたことではない、こういうふうなだんだん下がつておる、その率は、そういう状態でやつておるわけでありまして、アメリカの総合戦力構想とか世界戦略構想の一環として日本が自動的に賦課されているものをそのまま容認しておるものでは全くない、これだけは一つ……。

ですから、いままで日本の防衛力増強に対してアメリカ側から要請を受けたことはありません。

具体的にこうしてくださいという要求は全くないのです。国会でこれだけ厳密な御審議をいただいておつても、そういうことではないのです。ですから、日本の防衛力の漸増主義は全く自主的なものであり、アメリカの世界戦略構想の一環として増強されるものでは全くない。これだけはひとつ明確にしておきたい。

○中路委員 先ほど総理は、アメリカを信頼するとおっしゃっていますから、その信頼するアメリカがいつておるわけですね、戦力の改善だ。日本が総合戦力構想に組み込まれているということ、はい、一、二の例をあげましたけれども、これは国防報告、外交教書では一貫してはつきり公表されているわけです。その中に組み込まれているということ率直に認められる必要があるのではない。アメリカの力の立場を補う役割を自衛隊が果たしている、そのための増強だということ、私は具体的な事実で明らかにされているのじゃないかと思ひます。

時間ありませんから、最後に一つお聞きしたいのですが、先ほどからも質問がありましたけれども、沖縄の配備の問題です。繰り返し、久保・カーチスの協定というのは国際的な義務を負わされている条約ではないんだ、取りきめだ——ただ山中長官は、先日私の質問に、アメリカのほうから受け取るのではないかといいことだといふことはお話しになりましたけれども、しかしこの久保・カーチスの協定、取りきめというものは、中身自身が定員の増員あるいは予算を伴うものを含んでいるわけですから、この取りきめ自身は、これは条約じゃないんだ、取りきめだとおっしゃつても、これ自身は立法事項を伴うものではないのか。条約ではないのか。これは幾ら取りきめだといつても、当然国会の審議にかけられなければいけなかった問題ではないのかというふうに感ずるわけです。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

もう少し整理しますと、久保・カーチスそのものは国会にかけられなければいけなかった問題

だ。当然立法事項を伴うものだ。この点でも国会無視、法律に違反しているのではないか。

もう一つは、先ほどの質問のように、これに基づいて沖繩配備の自衛隊の増強、この七千人のうち半分が沖繩配備の定員の増です。それを出されて、去年もそれは廃案になった。廃案になりながら臨時という名前です。前々どんどん約束どおり配備をする。ことしはまだ法案が審議中だ。しかし七月一日の期日の前にはその案に近しいものを配備される。先ほどのお話のように、私も沖繩に行ったら、これはもし法案が通らなくてもそのまま残していくんだという話は、現地の司令官の連中がみんな言っていることです。この点でも国会の審議を無視している。シビリアンコントロールの最大のもは国会の審議です。これも違反されている。われわれは沖繩でナイキ基地を見てもいいけれども、ナイキ基地も買い取りですね。七十億からの買い取りです。臨時という名前をつけながら、海上自衛隊の場合でもりっぱな司令部の機構をつくっているのです。隊舎をつくっているのです。新しく建設しているわけですね。これも予算を伴う問題です。だから、この沖繩配備の自衛隊というものは、先ほどやみ部隊という話がありました。二重、三重、四重にも法律に違反している。国会審議を無視しているものではないか。ほんとにシビリアンコントロールというものを守られるとすれば、こういうものは直ちに撤退してもらわなければならないというふうに考えるのですが、総理のこの点についての見解を伺いたい。

○田中内閣総理大臣 久保・カーチス協定は、政府が前々申し上げておりますとおり、条約ではない。これは引き継ぎをするわけですから、引き継ぎをするときの引き継ぎ事項、もつとはつきり言えませんが、あるといても一向差しつかえないわけですね。メモでもよくなければ、話し合いだけでもいいのです。こんなことが日米間において行なわれないというなら、安全保障条約はどこにあるかというところになるわけですね。しかも日本政府の要請によって——あなた方は、なる

べくB52はいなくなってください、早く撤退してください、基地は縮小してください、こう述べておられるわけですから、そういうときに、ではわれわれが撤退したあと、移転をしたあとどうするんだ、こういうような話し合いをしないこと自体がおかしいのであって、話し合いをすればメモをつくると、取りきめを行なう、これは当然だと思

います。しかしその取りきめというものは、これを実行する段階においては二つの方法がございす。二つの方法というのは、それは取りきめをそのとおりやるならこれは条約として出すということになるでしょうが、そうではなく、今度は予算は四十八年度の予算として国会の審議を経て成立をしておるわけでございます。しかも法律はいま防衛二法として御審議をいただいておりますわけでございます。ですからこの法案が通過しない限り南西航空混成団というのはできないのです。これによって看板をかけたなら、これは法律違反ですよ。これはたいへん法律違反でございますが、そうじゃないのですよ。これは国会をこの法律が通過しない限り絶対にやみません。しかもこの沖繩配備というものは、現行防衛庁設置法において防衛庁長官に認められておる権限内における配備をやったわけでありす。沖繩が返ってきているのだけれども、あそこを全然自衛隊を置かないということになれば、それこそ政府の責任は果たせないわけでありす。政府はちゃんと四十七年四月十七日に国防会議でもって決定をす。四月十八日には閣議報告が行なわれております。しかもそれだけではなく、この問題は国会で直ちに議論をしていただいております。シビリアンコントロールは十分受けておるわけでございます。これはもう久保・カーチス協定というものは国会の批准案件であるということではないわけでございます。私は、適法な処置をとっておるものであって、まぼろし部隊であるなどということは全く考えておりません。そういう考え方をどんどん述べられると士気にも影響しますから、だから乗り逃げも起こるといふようなことにもつながるわけであって、

そこらはひとつ——まじめにそう思っているのです。やはり沖繩の祖国復帰に対しては沖繩県民の生命財産を守るといふことに對しては全国民の責任だと思ふのです。そういう立場から申し上げておるのであって、違法行為をやっておるとは考えておりません。

○中略委員 時間ですからこれで終わりますが、いま司令部を置かないとおっしゃいましたけれども、実際には司令部の機能とそのものもやられていたのです。私はこのことを先日質問をしようと思つたのですが、最初からスクランブルで御答弁がでなかつたので再質問になつてゐる。あらためて別の機会にやりたいと思ひますが……。

最後に一つだけ要望を述べておきますけれども、この審議の中でも、たとえばこの前、樺崎議員の質問で私の前回の質問の關係が明らかになりましたが、海上の防衛海域の問題についても、アメリカと話をするときに出された説明の資料ですが、メモですか、それと国会の答弁が明らかに違ふということが前回明らかになり、外務省を通じて訂正するということとは、この席上で大河原局長も久保局長も言われた。こういう点で防衛や外交の問題が秘密外交になつてゐる。国会の答弁と実際にアメリカと話をされるのが違ふ。しかも、なかなかそういう資料を提出されない、資料の提出も拒まれる、これでは国会で国防衛の問題、重要な問題を十分審議することはできない。私は、今後の審議の中で、このような資料の提出を拒んだり、あるいは国会の答弁とアメリカ側に対する説明が食い違ふ、こういうことは絶対やらない、この点についても明白に約束をしていただきたい、こういうことを最後に述べて、時間ですから終わりたいと思ひます。

○三原委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 我、時間が非常に少ないわけでございますので、質問に対する答弁は適切に簡便にお願いしたい、このようにお願いいたします。

総理大臣、あなたは内閣の首長であると同時に国防会議の議長でもあるわけですね。それと同時に

自衛隊の最高責任者であるわけでありす。また防衛行政についてはオールマイティーの権限を持つておられる。そういうことになりす、いわゆる武力集団の中心の立場にあられるわけでありすけれども、そういう観点から考えますと、総理の判断というものは重要な意味合いを持とうかと私は思ひます。そういう意味から考えて、総理のシビリアンコントロールに対する基本的な考え方、そのことについて伺ひたいします。

○田中内閣総理大臣 ちよつと失礼ですが、武力集団の中心ではなく、防衛集団の中心でございますから、そのところとつ……。

まあ、シビリアンコントロールというのは、日本は当然守つていかなければならぬ問題でございます。これはもうゆめ忘れたらならないということでございます。シビリアンコントロールというものの一番大きなものは国民的なコントロール、それは国会であるということでございます。だから私は、国会に近くひとつ防衛委員会というものをどうしてもつくつていただきたい。これはもう政府提案をいたしてもつけようです、議員立法でもつけようです。これはやはりシビリアンコントロールの実をあげるための防衛委員会、朝から晩まで、毎日でもやっていたくことでございすから、そういう意味でございまして、まずそれをやっていたきたいということが一つであります。

それからあと、私が文民であるということはどうも当然のことでございます。

それから、国防会議のメンバーをもつとふやしたいということで、これはもうできればこの国会に提案を予定いたしておつたわけでありす、御賛成を得られないというふうな状態でございまして、皆さんの御意見をもちと拝聴してからというところに万全を期したわけでございます。

それから防衛庁の長官は文民でございます。内局ももちろん文民統制の機構として十分その責めを果たしておるわけでございますが、しかし内局

問題、いろんな問題に対しても、これから整備をしなければならぬ問題があれば、皆さんの御意見も十分承りながらやってみよう。ですから、新機軸をいわゆる外国に発注するの、国内でやるの、少し高くても国内でやるほうが、他の新幹線の車両その他いろんなものに対する影響とか、そういうメリットがあるというふうな両論があるわけでありませう。しかし、そういう問題は政治的に判断をするよりも技術的な面から慎重に配慮することが望ましいというところで、国会が終わったというところで、国会で十分皆さんの御意見を承って、そして専門家会議というものを開こう、こういうことを考えておるわけです。ですから、やはり政府がまじめに考えておることをひとつすなおにとつていただければ、私は文民統制というものはある。まあ、これだけ戦後一番大きな問題として、各選挙すべて防衛問題が主題になって国民の判断を仰いできたということは、やはり私は、少なくともシビリアンコントロールの実質は日本の防衛問題に関してはあげられておる。これだけはもう国会の議論が一番ベージ数が多いというのを考えてみても、これは与野党を問わず、このシビリアンコントロールというものを生かすために御努力をいただいております。政府もこの実をあげるために最善の努力をいたしてまいります。

○鈴木委員 防衛委員会については、国民の中においてもたいへん議論のあるところであり、その問題はさておきまして、沖縄の配備計画について、久保・カーチス取りきめによりすでに臨時部隊が派遣されているわけでありませう。七月一日からアメリカから空の防衛の任務を引き継ぐということになって、もう合意をされております。それに対して政府は、沖縄配備については、例の昭和四十七年度予算委員会でも問題になり、急遽国防会議の議を経てその久保・カーチス取りきめの配備計画を事後承認したという、そういう経過があります。そういうことが重なりませう。

と、シビリアンコントロールがはたしてそういう形で行なわれるのは適切なやり方であるかということをお私には非常に疑問に思われるわけでありませう。少なくともあなたは、国民コントロールであり国会コントロールであるのだということであるならば、すでに軍事的なレベルにおいて合意されたものを、やむを得ず政府は国防会議できめて、そしてそれを国会にいまこうやって審議をせよという状態のこういうパターンは、はたしてシビリアンコントロールを尊重する国民的ないわゆるコンソントロールであるかどうかというのを非常に疑問に思われるわけでありませう。そういうパターンが今後もし繰り返されるということが好ましい方向であるかどうか、それについて伺います。

○田中内閣総理大臣 これは中略君にも先ほどお答えいたしました。鈴切さん、すなおに考えていただくとうかがうか。久保・カーチス協定というものは必要なかったかどうかという、日米安全保障条約を締結しておるアメリカが施政権を持つておる沖縄を日本に返還するという大事業を行なうという大前提があります。そうすれば、これは日本の四十七都道府県の中の一つになるわけですから、自衛隊法は発動されること、当然であります。自衛隊法は発動されること、当然であります。しかも今度、いままでアメリカの施政権下にあったものを日本に返還するのだから、そのときにそのないよう話し合ひをしようということは、これは当然起こることです。これは全然話し合ひをしないで行った、理事会のない委員会を毎日開くようなものでございまして、これはたいへんなことになると思ふのです。これはそういうことであつて、これは法律になくても、ちゃんと理事会というものがやれるようにお互いがやっているとしよう。そのときに、さつき言ったように、メモでもよし、とにかく協定という名前——協定という名前を使ったことはちよつとおかしいかもしれませうが、これはあることが自然であり、必要である。

その久保・カーチス・メモなるものをそのまま議題として国防会議できめたなら、それはあなたが御指摘されるほどの問題が起ると思ひます。そうでないんです。久保・カーチス協定というのは、沖縄の祖国復帰に対して、当然のこととして話し合ひを記録したものであるということでありませう。それは内部部局に報告されているのであります。私たちが国防会議の議に付して、そうしてきめたのは、祖国復帰という新しい事態に対処して、四十七都道府県の一県である沖縄に対して防衛の任務を果たさなければならぬということでありませう。しかもそれは、防衛庁設置法によつて防衛庁長官に認められておる権限内の移動であります。もつとはっきり言う、移動にすぎないと言つても私は過言でないと思ふのです。移動にすぎないことではございますが、新たに復帰した沖縄に隊を配備することでありませう。国防会議の議題にすべし、こういう慎重な態度をとつたということであつて、久保・カーチス取りきめなるものと国防会議というものは、やはり別々な時点において行なわれたものであるというふうに理解をし評価をしていただければ、この内閣に国会監視などという考えはございませう。過去に例に徴してもひとつ理解をいただきたい。

○鈴木委員 実は久保・カーチス協定については、これはきめられると同時に、沖縄に物資の移送をやつて、それがいわゆる国会監視であるといつて、いわゆる物資を戻されたという経緯もあつた。そういうことで、久保・カーチス協定はすべて国会の審議に先行する形式で行なわれていたということ、たいへん問題があるわけでありませう。

そのことはさておきまして、次の問題に移るわけでありませう。米ソの核戦争防止協定が締結されたことによりまして、米ソの平和共存と安全保障を基礎に、少なくとも世界が平和への方向に向かつてゐる。二大核大国がその合意を見た以上、私は、核抑止力の必要性というものは今後減少するのではないかと、そのように判断をするわけ

であります。御存じのように、四次防の防衛構想の柱となつてゐるのは、日米安保体制の必要性の中で、米國に依存する核抑止力のことを非常に強調しているわけでありませう。そういう意味においても必然的に薄れていくことになるかと思ひますけれども、日米安保条約の検討ないしは内容の変更等について少なくとも考えるときが来たのではないかと、私はそのように判断をしておりますが、総理大臣はどのようにお考えでしょうか。

○田中内閣総理大臣 先ほども申し述べましたように、核保有国であり、しかも世界における超大国である米ソ、この米ソのトップ会議において核不戦協定という宣言が行なわれた、これは歴史的な事実だと思ひます。そういう意味で、核実験の禁止とか、核の国際管理とか、部分核停条約とか、いろいろの問題が、私は、部分的にのつておつたものが相当まじめな議題となつて、具体性を帯びてくる一つのきつかけというところは理解しておりますし、評価もしております。ただ、これは先ほど申し上げたとおり、そういうものがその反面において、フランスは現に反対を押し切つて実験をしようとしておる、こういうことであつて、すぐ片づく問題ではないと思ふのです。ですからそういう意味で、今度の米ソ会議というものは高く評価はできますが、現実問題として、これからまだ相当な紆余曲折もあり、歴史が必要である。しかし、人類というものは核を持ったが、これは二度と使つてはならない、地球の汚染であり、人類の死滅である、こういう意味から、被爆国である日本は核の問題に対しては国際的場で大いに発言をし、平和に貢献をしたい、こう述べておるわけですから、米ソが核の問題に対して核不戦宣言を両巨頭で行なつたということが、すぐ日米安全保障条約の再検討につながるものではないといふこと、防衛力の漸増といふものにもつながるものではない。これはもう日本の国力の培養、増大といふこととあわせながら少しずつでも前進をしてきたのでありまして、これがすく

この宣言によって影響を受けるものでない。

また、先ほどから申し上げておりますように、日米安全保障条約というのは、アメリカ側には文句があると思うのです。しかし日本側からいうと、私はやはり、占領政策からずっと考えてみて、お互いの一つのポイントだったなと思うのです。そんないい条約をどうして評価をしないのか、どうも理解に苦しむところでございまして、いまこの条約をつくって、アメリカはえたりかしこしと、では北大西洋条約と同じものにしようじゃないかとでも出てこられたら、それは国会の議論、沸騰するところではございまして、いまの日米安全保障条約というのは絶対必要である、維持し、堅持するというのはそこにあるわけでございします。

○鈴切委員 田中さんの考え方は、いま日米安保条約を非常に重要視されているというお考え方でありまして、それでは、日米安保条約を今後も半恒久的に維持していくお考えであるのかどうか。日米安保条約を必要としない、あるいは内容的に安保を変更するに値する国際情勢というものは、田中総理大臣はどのようにお考えになつておられましようか。

○田中内閣総理大臣 生きとし生けるものの争いというものは必ずあるわけです。これはどんなに人類が進化しても争いはあるのです。親子、夫婦の間においても争いはある。国会議員の間においてもいささかの争いは起こるという事です。それから、これはやはり、ないという事を前提にしてものは考えられない。しかも政治の責任の地位にあつて、国民の生命と財産の安全を保障しなければならぬ責任の地位にある者は、希望的観測によつて政策を変えるわけにはまいりません。そういう意味から考えまして、やはり日米安全保障条約というものは必要である。それは社会においては火事もあり、盗りもあり、一人が一人ずつ警官を自分の月給から払つて置けないでしょう。だから警察機構をつくるでしょう。それ

と同じように、消防の車を一人で一台ずつは置けないから消防署というものをつくっている。これは集団安全保障体制です。人類の英知が生み出したものなんです。だから、一人がやるとたいへんだから二つでやろう、三つでやろう、四つでやろう。究極の目的は国連の集団安全保障体制。それができないで、それで二国もだめ、三国もだめ、一国も兵器を持つた、そんな国は世界じゅうに存在しない。やはりそこに宗教と教育と現実の政治との差はおのずからあると私は思うのです。これはやはり責任を持つてゐる者は、いまの状態において日米安全保障条約は要らないなどという事を言うことは、無責任きわまりないことだと私は思つておる。ほんとうにまじめにそう思つておられます。自民党が勝つたから言つておるのじゃありません。

○鈴切委員 自民党政府の間は半永久的に日米安保条約を堅持するという体制、これはいまはからずも総理大臣の口から出たわけでありまして。次は、陸上自衛隊の航空機による逃亡事件という事が起こつております。武力集団である自衛隊の武器管理のずさんさを立証したものであるが、国民は大きな不安を抱えているわけでありまして。自衛隊の内部の管理の欠陥をどのように是正をするのか。単なる事故として認識するものでなく、このようなことは自衛隊に安易に武器を使用させる可能性をはらんでいと思われ。それが五・一五あるいは二・二六事件のように、一部の制服による武力行使の危険性も考えられるわけでありまして、最高責任者としてこの問題をどのようにとらえておるか。

○田中内閣総理大臣 本件に関しては全く一言もありません。これはもう自衛隊の最高責任者として心から遺憾の意を表します。かかることのないように可能な限り最善の努力をしまつてまいりたいと思ひます。その中には、先ほど申し上げましたように、自衛隊というものは日陰のような立場、気持ちの上だけでもそうではやはりいけないと思ひます。そういう意味で国会でも議論をしてい

ただ、やはり自衛隊というものは必要であるとしたならば、自衛隊の職員がほんとうに国民のために生命をかけておるのでありますから、そういうことが可能になるような環境、制度というものを完備すべきだと思ひます。それはやはり内閣の責任であると思つております。官紀の振興、綱紀の肅正、この問題に対しては、部内でも十分検討いたしますし、在野の御意見も十分拝聴して、自衛隊が真に国民に信頼をされるような隊紀が確立をされ、再びこのような問題が起こらないように全力を傾けてまいりたい。

○鈴切委員 私はやはり、武器の管理のずさんさという事は非常に問題になつてくるのではないかと思ひますので、そういう点についてこの際管理の総点検をすべきではないか。そういう危険性があるという問題については、やはりこの際チェックをして歯止めをすべきではないか、そのように思ひますが、もう一度……

○田中内閣総理大臣 これはもういまの状態において兵器の管理は十分いたします。これはいよいよも非難を受け批判を受けるようなことはいたさない。十分厳重にやります。ただ、そこに問題がありますのは、制度上、性質上緊急に行動しなければならぬというところ、兵器の管理といへば、二重にかぎをかける、三重にかけるということになるわけですが、そこらば管理体制の問題でもございまして、処罰をもつと明らかにすると、武器管理の責任は火気の取り締まり責任者という責任ではないわけでありまして。昔は銃を捨てれば兵隊は銃殺になりましたからね。当時の本職の場合は絶対です。これは引用が悪いから委員長にお願ひして削除いたしますが、ほかの国などは武器の管理は非常に厳しいわけ。ところが日本の戦後というものは、日が浅いということ御指摘を受けるような面が起ることはほんとうに遺憾です。これが、私は言いたくもないのですが、国民のほうに向かつたらどうしますかということを暗にあなたに述べられておりますが、そんなことになつた

ら、それは責めは免れるわけにはまいりません。こういうことを機会に武器の管理には徹底を期します。

○鈴切委員 四次防の策定に際して、政府は防衛力を整備するために長期計画が必要であると説明しておられましたが、昨今の国際情勢が平和へと大きく定着をしている現在、この問題には大きな指摘等があります。政府の立場においても、四次防を完成するとその後の増強を考へる必要はほとんどないのではないかと、いふように思われるわけでありまして。したがつて、今後は長期計画による防衛力整備計画の方向を転換をすべきではないかというふうに私は思ひますが、その点についてはどうでしょう。

○田中内閣総理大臣 防衛力というのは相手のある話でございまして、周辺の事情も十分考慮しなければなりません。また国際的な管理機構というものも必要でございします。アメリカと日米安全保障条約を締結しておるのでございまして、アメリカがどうするかということもあるわけ。アメリカがうんと力を持つておれば日本も弾力的にできるわけでありまして、そういういろいろな情勢を考えながら、しかしそのものは、やはり自分の生命は自分たちが守らなければいかぬという気概だけは持つておらなければいかぬと思ひます。そういう気持ちで前提にしながら、国民に最も負担をかけないで合理的な防衛体制を整えなければならぬ、こういうことを基本にいたしております。

四次防が完成したら五次防は一体どうなるのか。いま、五次防とか六次防とかということ、もうそういうようなものをつくらないようによつて、こういうような気持ちで勉強しているわけ。ですが、この四次防でもつて一切やめるんだ、こういうことも申し上げられないわけ。これは最高のコントロール機関である国会の御意思も聞きながら、そうしてやつぱりその時点において定まつていくということでありまして、いまの四次防でもつて最善であり、これで終わりで、今度は

縮小傾向に向かうんだというほど国際情勢は安定しておらぬという考え方でございますので、四次防というものが整備されたその後というものは、これはもう国会の御意思や国民の意思も十分しんしゃくをしながら、政府が独走するようなことのないようにしなければならぬ。その意味でも防衛委員会はぜひ設置をしていただきたい、こういうことになるわけであります。

○鈴木委員 私は、今後の防衛政策というものは、少なくとも軍事面だけを強調するということがなくして、非軍事面であるところの外交、経済、それから内政、これはやはり重要視しなくてはならないだろうと思うのです。特に生活防衛が一番私は問題になっている、そのように思っております。田中内閣が発足されて六七%の支持率が、一躍、いま現在ある新聞によりますと一五%に落つた。これも私はやっぱり、一つは生活防衛の中における物価高という問題が、これはもう非常に国民の中においては重圧的な気持ちを出しているのではないかと思うのです。そういうことで、前年度に比べまして約一・何%上がっているという状態の中であって、田中総理大臣はこの間、十一月ごろにはもう物価は安定するんだというように甘い見通しをされておったようでございますけれども、私は、いまの状態の諸施策によつてはこの物価安定ということはどうていむずかしい問題であると思ひますけれども、田中総理大臣は、その勇気と英断という考えから、物価の問題についてはどのようなお考えを持っておりますか。どういふ政策をとられるか。

○田中内閣総理大臣 これは防衛というものは、ほんとうにいま御指摘のとおり、力だけを培養しても防衛の実はあげられないわけでありまして、これは、国際会議で発言をする、また国際機構を整備する、外交上の努力を続ける、国民の生活レベルを上げていく、国民の安定感、非常のときは国民が一丸となつてこれに当たれるという体制をつくらなければ、真の防衛力が充実したことにならぬことは、これはもう論をまたないこととさせていただきます。

す。そういう意味から、いま物価の問題、これは重要な問題でございます。物価抑制ということに對して全力を傾けておるわけでございます。

傾けておりますが、これはいろいろな物価の問題にも、しさいな観察と評価をしながら物価問題に對処していかなければ、一律に物価を引き下げるといふ過酷な手段はとれない。これはもうとると逆な面が出てくるわけでございます。これは物価を押えるということになるとどうなるか。賃金を抑制しなさい、それから物価は凍結しなさい、増税をしなさいというものは、これはもうオーストリアな一ページであります。そういうのは野党から一言も出てまいりません。自民党からも出てこないのではありません。政府もまた、そのような手段はとりませんといつておるのでありますから、やっぱりそれには恒常的なインフレにしてはならない。ならないけれども、いまやっておる政策を続ければ、少なくとも物価の安定に寄与することはできるという確信を持っておるわけです。それはここでもって私は申し上げれば、ソ連は約二倍半の人を持っておるわけですが、結局、一次、二次産業の国民総生産において百兆円です。日本がこれに對して、三次産業部門をはずせば七十兆円です。そうすれば、これだけの大きな中で、これだけの過密化した高度社会においてうなりがついたものが、二カ月や三カ月でこれをとめるような政策をとれば、必ず国民にマイナスが来ます。これはそうにきまつております。ですから、これは幾らか時間がかかるのです。

ですから、いま私は、土地の問題で国土総合開発法案の提案をしております。その提案をしておりますし、売り惜しみ買いだめの法案も御審議をいただいております。そして結論的には、財政の繰り延べとか、施行時期の繰り延べとか、窓口規制とか、公定歩合の引き上げとか、いろんなことをやつておるわけでございまして、これでもまだ、アメリカの公定歩合六・五%というものに比べれば、五・五%、一%の違いだということを言っているのは、病人を大病にしていはいかぬけれども、急速に王手飛車というようなものが一体とれるのかとれないのかというのをよく考えて、やつぱり理解していただきたいと思つたのです。

私はそういう意味で、いま政府がとつておる物価政策というものに誤まりはないと思つたのです。それは少なくともこういう人があります。五兆一千億も出すところの夏期給与を國債で払つたらどうか、そういう具体的な案はあります。ありませうけれども、私はやはり、そういう物価政策というものをいまより、国民的理解を得ながら一つずつ片づけていくという物価政策が正しい、こういう見方では物価政策を進めておるのでございまして、これは国会の理解も得られて政策が進めば、必ずや物価というものは押え得る、また押えなければならぬ、こう考えております。

○鈴木委員 いま、恒常的なインフレに對してはいけないということでありませうけれども、もうすでに恒常的なインフレインフレーションの相を呈してきているというのを私は指摘しておきたいわけでありませうけれども、最後に二点ばかりお聞きして質問を終わりたいと思ひます。

わが國は資源を海外に求めて平和と繁榮をはかつています。特にエネルギー資源の確保は、わが國の繁榮と成長にとって重要欠かすことのできない問題であります。今後におけるわが國のエネルギー資源等はどのように確保しようとしているかという総理の見解と、それからまた、石油緊急配り当て制が六月中旬ペリで開いたOECDの中心議題となつておると伝えられておりますが、わが國はこれに對してどのように對処していられるかという問題が一つ。

それからもう一つは、政府は新しい海洋國際法に對するわが國の態度についてすでに検討されているようでありませうが、結論からいへば、十二海里説として、さらに十二海里以遠については沿岸國の漁業、鉱物資源に對する優先権を認めるといふ基本的な姿勢であるといふうちに内容は伝えておりますけれども、水産あるいは国内産業、あるいは防衛等についてもたいへんに関連が大きいわけでありませうが、その調整はどのようにされるのか。

○田中内閣総理大臣 エネルギー問題に對しては、石油が一番大切、たいへんな状態でございます。石油に關しては、これはいままでのように、各國が別々で話をしておるといふよりも、今度の米ソが話し合つたように、石油の消費國といふものはお互いに石油を使わないうに協力をし合わなければならぬということもございまして、また産油國との間の調整も十分やつていかなければならぬ問題でございます。

日本の状態からいへば、昭和六十年には七億五千万キロリットルといつておつたものが、このごろでは六億台に押えなければならぬ、五億五千万に押えなければならぬといふ問題もいま真剣に検討されております。石油をただ使わないうにしようといふことをいつてもどうにもなりませんから、それだけではなく、新エネルギーという問題も検討しておりますし、太陽熱、地熱、原子力発電というような問題もあわせて検討いたしております。そうすると、地域的な問題が起つてまいりまして、列島改造しないとだめだという結論にもすづつながつていくわけでございまして、そういうような面から広範に検討を続けておるというところでございまして、そういうことが一つでございます。

それからもう一つの、公海三海里から十二海里という問題は、これは具体的な問題として國際的にそうきめれば、日本は反對することはない、これはそれに従えたいと思ひます。混乱するような状態は私にはないと思ひます。防衛上もそんな問題はなないと思ひますし、漁業権の問題その他に對しても、國際的に三海里が十二海里になる場合には、それ相應の基準というものもお互いが検討するべき問題である。日本としてさして問題とするような状態はないといふ考えであります。

○三原委員長 受田新吉君。
○受田委員 田中総理、あなたは終戦直後の混乱の中からおいでになられて、引き続き今日まで政

治家として生き抜いてこられたお方です。私はまず基本的な問題として日本の政治の姿勢についてお尋ねを申し上げます。

敗戦直後の祖國は、あの苦難の戦いのあと始末のために、すべての国民が非常なうつろな気持ちでありました。みなまる裸であった。引き揚げてこられた人も、国におった人も、戦いに疲れて帰った人もみなまる裸であった。そのまる裸であった国民が、今日二十数年の政治の結論として、いまや富み榮えておる階級の方と、下町には四畳か五畳の小さな部屋で寝返りをして赤ちゃんが大死するといふ悲惨な家庭も残っている。人間を大事にする政治の根本から見たならばほんとうに残念な現象が起こつて、貧富の差は極度に広がつておるのです。いまあなたは総理として満一年を迎えようとしておる。庶民の中から出た総理であり、大衆に大きく期待されて、人氣一〇〇%であつたあなたに国民は何を求めたかといへば、この貧富の差の著しい人間無視の政治を是正してほしい、庶民政治家よ、田中さんがんばつてほしいという気持ちでござんておつたと思うのです。

しかし、この現実がますます強烈に進んでおるといふ、このことを思うときに、戦後一緒に国会へ出て、あなたは自民党の総理となり、私も野党の貧弱な政治家として、しかし大衆を愛し続けて今日を迎えてきた。ともに政治家として歩んだ道のりは同期間でありまして、心の中では、同期の田中総理よ、がんばれという気持ちを持って今日まで来たのでござんすが、この庶民宰相の期待が裏切られたこの現実を直すためには、政治不信を改めるためには何をしたらいいかという基本問題があるわけですから、それは政治家そのものが政治姿勢を正すことである、きれいな政治を行なうための金のかかる選挙をやることである。金をかき集めることに苦勞し、当選を期するためにはあらゆる苦勞をするという曲がつたあり方をもつては政治不信を解消できない。そこで、まず基本的な質問をお尋ねするのでござんす。

さいまするが、政治資金規正法の思い切つた改正、また金のかかる公営選挙をいかに行なうかということは、小選挙区制に狂奔する意味とは違つた意味で、まず手をかけなければならぬ大事なことだと思ふのです。ことしの国会開頭に私はこの問題をただしました。総理よ、国民の政治不信を払拭し、すべての政治家が金集めと日常の選挙準備活動に明け暮れる、政治の本質を忘れた動きをすることをやめて、国民の代表者として真剣に政治と取組む、国民のしあわせのために命をかける政治家ばかりの集団が国会であるようにしようではないかと訴えたわけですから、その意味で私は、この機会に選挙区制は定数は正というような問題を取り上げるべきであり、金のかかる公営選挙と政治資金規正法を正して、すべての政治家が、いま申し上げたような政治の本質を忘れて枝葉末節に走る現状を、本質に返すための勇敢な措置を総理としておとりいただく、これが私、基本であると思ふのです。御答弁を願ひたい。

○田中内閣総理大臣　あなたの御発言の趣旨は十分理解をいたしております。おりますが、政治資金規正法の改正も必要である。ただ政治資金規正法は、過去二十四年、あと一年で四半世紀の長きにわたつて日本の頭脳を集めて検討を願ひ、しかも七次審までかつて検討を願つたものを国会の審議にさえゆだねられぬというところは、はなはだ遺憾であります。結論の採否は別であります。別であります。好きな審議会の答申は直ちに提出しない、きらいなものを出しちやいかぬ、こんなことで政治の不信が取り除けるとは思ひません。

私はそういう意味で、政治資金規正法というものを要請をされるならば、一括して国会の議題にのせて、その採否は国民の直接判断にたよつてほしいと思ふのです。私は、そのくらしい決意がなくして、小手先だけでもって政治不信が取り除けるとは思つておりません。そういうものは、私は、あのぐらゐ騒動があつたのですから、あつものにこりてなますは吹いておりません。おりません。

し、自分のなさなければならぬ責任は痛感しております。しかし、やはり国会がどのようなお感であるのかというくらいなことを政治的に配慮しなければならぬ程度のことでも、わきまえておるつもりでござんすので、これはひとつ十分御意見を拝聴しながら考えてまいりたい。

もう一言申し上げますが、結局、政治というのは、お互いに出たところは、実際に食うに食なく一千万人の餓死者が出ようといったときでありましたが、それが今日の国民総生産と国民所得を築き上げ完全雇用をなし遂げたのでありますから、政策的には私は第一段階はりっぱに成功しておると思ひます。これは与野党の力でなくて、国民の力だと思つております。私はそう理解しておりますが、ただ御指摘になつたように、この二、三年間ひとしからざるを憂えるという問題が非常に大きくなつてきたわけです。これは、いろいろなものを持つておる人と、働いておる人がこれから一体どうすれば家がでるのかという問題。これは、百四十の国に比べれば日本が、アメリカを除けばほとんど最高のレベルにあることを知りながら、どうもひとしからざるというところは政治不信につながつてまい。私はそんな問題を解決できないような力ではないと思ふのです。日本人がなにもをつくつてきたのですから、あるものを分けることができないはずはない。そういうことに対して政治の中心を置いてやつてまいりたい、そういう問題に対しては野党の協力もぜひ得てまいりたい、こう考えます。

○愛田委員　私は総理の発想の中でわが意を得たというふうなこともちよいちいある。そういうことは、庶民を愛する意味の発想は、私は非常に共鳴する問題がある。いま政治資金規制も、私も選挙制度審議会の委員であつたこともありまして、佐藤内閣のときに出されたあの答申に基づいて、案を忠実に実行していく、大骨小骨をだんだんと抜いて、骨抜きにされたという問題になつたわけ、そこにおいては、第三者の公平な判断をもとにしたものが採用されるようにされなければ

ならない。こういうところをお互いの党利党略で考えないで、公正な判断でいけばいい答えが出ると思ふのです。そういうところをひとつ……。それから金のかかる公営選挙、これを実行しなければ、各地で行なわれる選挙のあの膨大な宣伝費、あの膨大な資料費、こういうようなことで、各家に配られた各党のあの宣伝の紙は、みんななるさくて、いまごろはこれをかき集めてたき火にしておるといふようなこの実情を見ると、真剣にきれいな選挙からきれいな政治が生まれるという本旨に返るために、公営選挙というもののポイントをお互いにお答え願ひたい。党派を越えてやりたいものです。

○田中内閣総理大臣　あなたは、党派を越えてそういうまじめな態度で二十四年間選挙制度に取り組んでこられておりますから、敬意を払つております。私もあなたが努力されたことを承知しております。しかし二十四年の過程において、表のきれいだけじゃだめなんだということも議論されたはずであります。これは、政治資金規制という問題と公営を広げることは、私は賛成です。賛成ですが、あの政治資金規制というものは、ただ表面的に制限をする、その場合に、現に他の目的を掲げながら現実政治活動をやつておつて、大きな金を集めておる組合があるじゃありませんか。現実問題として、七十億、八十億の金を集めて、労働組合の名において政治活動をやつておる。これを全部整理しなければだめだということ、二十四年間結論が出なかつたわけでありまして、そういうふうな、自分の好きなことだけやつて現実に合わないことをやるということが、私たちが容認できないことなんだ。

政治というものは、自由民主党が永久政権をとろうなんというところは考えておりません。そんなことはないことだと思ひます。私はやはり、正しい相手ができて政権が交代するべきものの中から、新しい民主政治がはぐくまれるものだと思つておるのです。私もあなたも新憲法第一回の当選者ですから、そんなことに対して人後に落ちるは

ずはない。にもかかわらず、自民党のパイプだけ締めればみんな喜ぶのだ、それではかは野放しでございませうというような、そういう案はもううちやんとあなたの審議会や調査会に全部出されたのじゃありませんか。そのときには、教員の政治活動も禁止しよう、労働組合の政治活動も制限しようという議論が出ておるじゃありませんか。そういうものを全然横にして、そしてただいまの政治資金規正法だけを具体的に公開制にしる、そういうものを多数の人たちが容認できるはずはない。

ですから、そういう問題みんな組上にあげて、現実問題として国民の前にさらけ出そうじゃありませんか。そして税金でやれるものは幾らだということにならなければ、国民の税金だけですべてやることは官選選挙になってしまつて、民主政治そのものとは逆行する。そういう意味で、そのバランスをどこでとるかということとを野党を問わず真剣に検討すべき時期に来ておると私は考えております。

○受田委員 私はこれから質問のポイントをひとつ外交、防衛に移していきますが、時間があと十分しかありませんので、質問も三十秒程度、答弁も三十秒程度で、一問について一分以内で質疑応答ができるように……

まず、ニクソン・ブレジネフ会談による核不戦協定が共同声明で発表されたわけですが、そうした国際情勢、かつては東西冷戦の対象国であった二つが、そういう方向に行くという関係になっておる。そのニクソンが日本を訪問するという日程がいま組上にのぼっているわけですが、そのニクソン大統領の訪日については、先般も大平外務大臣の記者会見、それからインガソル在日米大使のワシントンでの発言で一応明確にされたのですが、総理はニクソン大統領をいつお迎えしようという日程を考えておられるか、御答弁願いたい。

○田中内閣総理大臣 ニクソン大統領は訪日の意向がございませう。政府はこれを国民的な立場に立つて心から歓迎をしたいということを考えております。この問題に対しては、私が訪米したとき

に、御都合のよろしいときにいつでも訪日を歓迎いたしますという趣旨の日本政府の意向は述べた、こう考えております。これは前にアメリカ大統領の訪日ができなかったということもありまして、今度はやはり、いろいろなことにこだわらないで国民的な行事として迎えられようという体制を整えたとともに歓迎の意を表したい、こう考えております。

○受田委員 その日程についての見通しは立ちましませんか。

○田中内閣総理大臣 まあ、ことはできないようでございます。来年になるだろうということでございますが、先方の都合もございませうので、歓迎の意を表し、選派はアメリカ側におまかせするということになると思ひます。

○受田委員 そこで今度は、総理はアメリカを訪問、次いでソ連を訪問されるという。健脚にものをいわせて世界平和に大いに貢献しようとしておられるお気持ち十分わかりますが、そこで問題は、ソ連を訪問される段階で、日ソの共同の問題として北方領土の問題がある。この北方領土について、私はついきのうの朝、朝日新聞を読んでみますと、坪川総務長官が北海道で新聞報道で語られたことは、「いま、チュメニ油田など日ソ経済協力が話題になっているが、これは北方領土の返還が前提でなければならぬ。経済交流も大事だが、領土を犠牲にはできない」と激しい口調で話をされたとき、私は「今日までの政府の見解は、領土問題の解決は見なくてもそういう経済協力は進めていくという方針であったようだが、坪川さんの発言は、従来の政府の方針を変えた発言になっておるのですけれども、従来の方針と変わってはいない、坪川発言は現地における住民に対する希望の観測として言われたと了解してよろしゅうございませうか。

○田中内閣総理大臣 北方領土四島の返還を求める国民の声、これは堅持してまいらなければならぬ。これはしんぼう強く日ソの間で交渉を続けてまいりたいと考えます。また、シベリアの開発

問題等はもうすでに行なわれておるわけでございますし、提示をされておるプロジェクトも六つも七つもございませう。しかもこれは、日ソ両国の利益の立場でお互いが合意を求めておるのでございませうから、平和条約の問題や四島の領土問題というものと全く同一の問題であるというふうには考えておらないのです。私がいま申し上げておるよう、シベリア開発は両国の利益が合致した点においてこれを実行してまいり、こういう考えでございます。

○受田委員 福田外務大臣も、北方領土については非武装化というような考えも政府は十分考えておらなければならぬ、日米安保条約の適用地域以外だということを考えてこの問題に取組みたい、こう言うておるのですが、この問題については、われわれも北方領土の返還を強く願つておるのですけれども、この領土はわれわれの当然の帰属であるソ連もいつておる。両方の主張が違つておるのです。それを総理が行かれるときに、この領土の従来ソ連が持つておる権利はそのまゝもちます、またここには軍事基地とかなんとかいう日米関係は全然ございませぬ、非武装化地帯としてこれを守ります、こういうようなところで双方が話し合いの歩み寄りをする一つのポイントが要ると思ふのです。そういう配慮は、総理、十分心得ながら交渉に当たつてもらいたい。

○田中内閣総理大臣 これは外交でございまして、領土の問題でありますから、交渉やそういうものの内訳までここで言っておきまして、やれるものじゃありません。しかし領土は固有の領土であるから、返してもらわなければいかぬのだ。アメリカもちゃんと沖繩を返還してくれたじゃありませんか。日中の間でも、あれほどめんどうだと言つておつたものが、私の北京訪問によつて外交の正常化はできておるじゃありませんか。そして、日ソよりもっと激しい対立だと言われて、米ソもしつこく戦わばというような本が出ておつたにもかかわらず、両国首脳部はちゃんと核不戦協定を宣言しておるじゃありませんか。世の中変わつて

いるのですよ。私は、日ソの間で領土問題が解決しないなんて思つていませぬし、人類の平和のためにも、解決ができないなんて思つていませぬ。だから、粘り強くしんぼう強くお互いが理解を求めて解決をする、こういうことであります。

○受田委員 総理の気持ちはよくわかる。国民の声もひとつ十分そこに反映させてもらいたい。

総理は、御就任早々、中国との国交正常化にひとつめになられたのですが、北朝鮮との国交回復については、これは韓国との北朝鮮の双方を国連に加盟せしめてこの問題の解決に当たるという立場、北朝鮮との文化交流だけではなく、やがては国交回復、北朝鮮の承認にまで進んでいくべき段階だと思ふのですが、それについての御見解……

○田中内閣総理大臣 これは南北朝鮮において大統領が声明を出しております。この声明には食い違いがありますが、いづれにしても全く話し合いをしないという段階ではなく、相当前向きであるということとは評価できると思ひます。日本政府としては、やはり閉ざされた社会というものはどうも望ましい姿ではない、そういう意味で開放的体制をとらなければならぬこと、また地球上の国々が互いに交流を進めるといふ意味から、国連という場に、二つが同時にオブザーバーとして出るにしろ、加盟するにしろ、それは両方の話し合いでできるものであります。日本は、これらの意思なんか全くありません。日本は、これらの問題をいさいにしながら情勢判断をして、他国の意向も聞きながら、大筋としては国際的場裏に乗ることが望ましい。そうすれば、境界を境にして話し合いをするよりも、もっとロビーで話をすることもできるじゃありませんか。そういう意味で私たちは、北朝鮮をすぐ認めるとかそういう考えは、いま持つておりませぬし、これは慎重に対処しなければならぬこととございませうが、国際場裏でお互いが席を持つということに対して反対ではありません。

○受田委員 私いまからまとめて質問して、限られた時間内に答弁をせよという、こういうことにさしてもらいたいのですが、直接防衛に関係する問題です。

われわれは日米安保体制を再検討する時期が来ている。日米安保条約は経済協力が主であって、安保条約のほかに二番目に書いてあるわけなんです。ニクソンの最近の外交教書にも、経済問題の解決なくしては日米安保体制をやめてもいいのだというふうな強硬な声明が出ています。それほどになつていく段階でございまして、日米安保体制を廃棄と私は言うのじゃないのです、再検討するといふ段階で、日本における日米軍の国連的性格のものをやめていくという形を措くべきではないか。つまり現に日本における国連軍の地位に関する協定がある。これはいま死文化しておるようであるが、しかしこれは事実、昭和二十九年の協定が生きておる。その協定をこの際どういう効果で処理したいかという問題。それから、朝鮮の南にある在韓米軍というのも国連軍の性格を持っています。その協定を廃棄することによって国連的性格がなくなる。いまや国連軍というのは世界でほとんどない。それをどう扱っていくか。これは外務当局の答弁で処理してもらふことにします。そういうことで、南北朝鮮のそれぞれの立場が立つていく時期が来る。日本はそういう役割りを果たしていくべきではないか。

それから、もう一つ防衛についての基本的な問題として、第四次防衛力整備計画の中に、日米安保体制を基調とするということがある。これは基調とするという時期ではない。こういう安保体制のほりを根元にして日本の自衛力を補完にするという時期ではない。この規定を変えるときではないか。

さらに、沖縄は長い間戦争の犠牲を受けて苦勞をされておる。この間もあそこを訪問して、ほんとうに胸に迫る。防空壕の穴で死体の発掘もできないことがある。この奥には戦死をされた死体がありますよという、大田少将のなくなった壕がある。

その発掘さえできておらぬ。そういう沖縄の御苦勞に報いるためにも、沖縄の自衛隊の配備は、沖縄の民生協力に重点を置かれて、施設隊などのようなものを派遣して、建築、家をつくつてあげるとか、あるいは災害出動とかいうところに力点を置かれる、自衛隊をそこへ派遣される、そういうことであるならば自衛隊に対する理解もできる。またできれば、いつまでも沖縄は平和の島として、この国際情勢の転換の中で生きる島として、島沖繩を築くための自衛隊の配備計画には、そういう意味のものを持っていく。

最後にもう一つ、陸上十八万という部隊はもう古くさい。実際はそこまで来ぬ。自衛隊には不正事件がたぐさく起つておる。こういう時期に、せめて十三万か十四万かの少数精銳主義に切りかえられて、定数ははみ出るほどたくさんの方の志願者が出て、その中から質のいい自衛隊員を選ぶようになつていくにしないと、国民不信をますます拡大させると思うのです。国民から安心して国を守つてくれる人々であると思ふにいたるべきである。自衛隊にするためには、命をかける隊員だから、待遇をしっかりとあげなければいけません。そのかわり、師団も九千師団、七千師団でなくして、五千師団、六千師団で少数精銳へ切りかえていって、自衛隊に優秀な隊員が入つてくる、こういうふうなことをとるべきではないか。編成方針の転換をする時期ではないかというのを考えておられます。

以上の諸問題を提起いたしました。限られた時間内でそれぞれ御答弁を願う。

○田中内閣総理大臣 先ほどから申し上げておられますように、日米安保条約はこれを維持していくという考えでございまして、改正はいま考えておりません。

それから沖縄の自衛隊ということに対しては、貴重な御意見として拝聴いたしておきます。それから、防衛の基本として安全保障条約を基調にするということ、日本の防衛力を基調にしていくという考えに転換をする意思は、いまだ持っております。それはやはり現状のとおりでございまして。陸上十八万を十三万というお考えはわかりませんが、これはもう十八万をふやさないということを考えておるのでございまして、十八万以下にするということになれば質の問題とも関連するのございまして、軽々には申し上げられない。ですから、十八万をこさないように努力をいたしますというところで理解をいただきたいと思います。

○高島政府委員 国連軍地位協定でございまして、これも、これは在韓国連軍の存在を前提としたしております。したがって、在韓国連軍が存在する限りは、一方的にこれを廃棄することはできませんが、在韓国連軍が撤退すれば、日本の国連軍も撤退し、同時に地位協定そのものは一応終了するといふたてまえになつております。

○三原委員 午後一時五分休憩

午後四時一分開議

○三原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について発言を求められておりますので、順次これを許します。山崎始男君。

○山崎(始)委員 二十二日の当委員会での質疑の打ち切り、もう申し上げるまでもありません。私は、二十二日の質問者が終わつたら私の順番だといつて、ある程度張り切つておつたのであります。ところがきょうは、御承知のように、もう二十八日に本会議で上程されることが与野党ともきまつておる。どういいますか、パンクした自動車に乗っているような感じがいたします。一ぺん葬式を出したあとで、きょうまた二へん目の葬式のやり直しをやつておるような感じが、あまり張り切つた気持ちで質問ができないのが非常に残念で

す。しかし、与えられた時間、まず防衛医科大学校の問題と、それから一般の防衛問題の、なるべく他の委員会と重ならないような点だけでもお尋ねしてみたいと思います。

○鈴木(一)政府委員 前段の設置場所でございますが、現在所沢市を予定いたしております。それから第二の問題につきましては、昨年の段階で五十一年度までに一応計画いたしておりますが、医療器具その他、若干まだそれ以後に延びますが、総金額ざつと百六十二億ぐらいを予定いたしておりますが、いまの物価高でもうちょっと伸びるのじゃないかと思つております。

○山崎(始)委員 この防衛医科大学校は付属病院が当然建つ御計画ですが、ベッド数、それから看護婦の養成機関というものはどういふふうにお考えになつておられますか。

○鈴木(一)政府委員 第一点のベッド数につきましては、現在防衛庁といたしまして一千床を希望いたしております。それから看護婦の養成問題につきましては、現在自衛隊中央病院で、三年間の養成期間でございまして、一学年百五名の高等看護学院をやつておるほか、あと看護士の養成をやつておりますが、それだけではとうてい足りませんので、一学年百名の養成を並行してやつていくという計画にいたしております。

○山崎(始)委員 そうすると、防衛医科大学校そのものの付属各種学校として看護婦の養成学校をおつくりになるということですね。そうしましたら、一学年の定員が約八十名と聞いておるのであります。どうですか。

○鈴木(一)政府委員 そのとおりでございます。
○山崎(始)委員 これは入学のときは当然試験制度だと思っておりますが、それもそのとおりですね。

○鈴木(一)政府委員 そのとおりでございます。
○山崎(始)委員 それから、六カ年の間に学生一人当たりに対する国庫負担は、幾らぐらいになりますか。

○鈴木(一)政府委員 現在、全体の予算ワケ等がきまっておりますので、その額はきめかねますが、大体、経常経費といましては、自治医科大学が返還金として経常経費的なものを考えております。これは入学金その他でございますが、それとちょっと比較になりませんが、返還金として一千七十六万ばかりきめておりますので、その線をあまり越えない程度というふうな考え方をいたしております。

○山崎(始)委員 私が聞いておるのは、一年間の学生一人当たりに対する国庫負担額がどのぐらいになるかと聞いておるのです。
○鈴木(一)政府委員 約三、四百万という見当でございます。

○山崎(始)委員 一年間の学生に対する負担額が三、四百万、そうおっしゃったのですね。そんなにがかかりますか。おかしいですね。
○鈴木(一)政府委員 これは、償還金というふうな形でこれから総理府令で定めていくというわけでございますが、その間の算定基礎といたしまして、まず教官その他の職員の人件費でございますとか、それから教官に伴います研究費とか、その他医療器具材料、そういったいわゆる一人の学生を養成していく場合の経費をいろいろ算定いたしましたので、それで将来一人人体幾らかかるだろうというふうな算定のもとに償還金というものを考えていかなければならぬわけでございますが、そういう点から申しまして、大体いま申し上げたような見当の額が、将来総理府令で定める場合に考えられる数字じゃないかというふうな考え方をしております。

○山崎(始)委員 いまから三年ほど前の国立大学の学生一人当たりの国庫負担額は、年間大体百万円前後を国が負担しているというのが常識だったのですが、その後物価の値上がりがあったといふものの、三年間で三倍も四倍も上がっているはずはないのですし、三、四百万円という御答弁はちょっと納得がいかないのですが、お間違いないですか。

○鈴木(一)政府委員 直接経費といたしましては二百万円ぐらいでございますが、建設費を含めると大体三、四百万、こういう内容でございます。
○山崎(始)委員 建設費までが含まれるのですか。建設費というものはある程度半永久的なものです。それは、初年度からこれができる上がつたといまして、半永久的に続くのですが、それが一人の学生当たりに建設費まで含まれて勘定されたのでは、私は見当がつかないのです。

○鈴木(一)政府委員 私、先ほど三、四百万と申しましたのは建設費を含めておりまして、先生の御指摘の一人の養成費ということからいえば、やはり直接経費の二百万と言ったほうが正確だろうと思っております。
○山崎(始)委員 ざっと二百万ですね。

それから、全寮制と言われましたのですが、そうして試験制度。希望する学生の質といえますか、粒、実をいいますと、これを私は非常に心配をしているのです。端的に申し上げますと、実は私自身も、いまから四年ほど前に新設された医科大学の役員をやっております。経営並びに募集、試験自体にも私は今日まで四年間関与してきています。そこも全寮制なんです。そういう立場から私がお尋ねするのですが、おそらく防衛医科大学といいましたら、希望者というものは、なるほど私立の医科大学は、御承知のようにかなりの協力金が必要なんです。これはもう文部省自体もある程度は認めている、金額の多寡は別にいたしまして、入学金も相当高い。防衛医科大学の場合にはもとよりそういうことはない。ありませんね。そういたしますと、お金がない父兄が、あるいは子弟が、他の官公立の医科大学を何べんも受けて、すべてすべて入れぬ者がますます来ると見なければならぬということが一点と、それから家庭的に、私立の医科大学へ入りたくても金銭上の問題で入りにくいというフレッシマンというふうなものが、そしてしかも成績のいい者はおそらく、こんなことを言うたら失礼かもしれませんが、けれども、医科大学へ、しかも防衛と名のつく医科大学へ入ることは、実をいいますと、他の官公立の医科大学へ入るよりは好まないといふ私は思うのです。そういう家庭事情や金銭事情を別にいたしますれば、気分的に。そうすると、粒のいい者はあまり志願をしないという想定がつくことと、それからもう一つお聞きしておきたいのは、各種学校でありますから、入学試験の年齢の制限はもとよりないのでしょうか。そうじゃありませんか。

○鈴木(一)政府委員 先生各種学校とおっしゃいましたけれども、防衛医科大学は、各種学校、いわゆる学校教育法に基づきます。八十三条に規定されております各種学校ではございません。これは、行政庁が行政上必要と認めましてつくる、いわゆる八十三条における特例措置でございます。いまのすでにできております防衛大学校もそれに当たるわけでございます。そういう意味で、各種学校ではございせんが、先生の御指摘の年齢制限は特に考えておりません。

○山崎(始)委員 年齢制限がないといえますと、他の官公立を何べんも何べんも受けたが試験を通らなかつた、といって私立へ行けば金銭的に不如意だ、こういう人が医学志願者の中には非常にたくさんいて、私らの経験でも、はなはだしいのは七浪、七年浪人しているのですというのがずいぶんおるんですが、おそらく防衛医科大学を受験する人は、こういう連中がわっと来るようなことになるんじゃないか。そうして片一方は全寮制ということになりまして、こんなことを言いますと、私も与えられた時間あまりありませんので、こまかいことになり過ぎるかもしれませんが、寮

生活の統制というものは、年の若いのと親子ぐらいい違ひが入ってくるんです。これ。そういう面における管理、監督あるいは指導なんかで非常な苦心があるだろう。質問の形でなしに、時間がありませんから、私の一方的意見を吐きますが、そういう形を必ずとるだろうという想定がつくのであります。そういうことはお考えになったことはあります。ありませんか。

○鈴木(一)政府委員 確かに先生の御指摘の点も、なきにしもあらずというふうな気もいたしますが、何しろ防衛医科大学は、現在、私立大学の場合、御指摘のごとく多額の寄付金が課されるというふうな事実も承知いたしておりますので、そういう点から見まして、現在、防衛医科大学では授業料は要らない、それから月々二万三千八百円の学生手当が出るというけっこうなことでございます。先生御指摘のような七浪をした人もあるいは集まるかも知れませんが、非常にお金がなく、医学部を希望するけれども行けないという埋もれた秀才の方々も一緒に受けるだろう、そういうふうなことで、相当の志願者が殺到するんじゃないか、そういうふうな気が私はするわけでございます。自治医科大学の場合でも、御案内のように、四十数倍というふうな受験率があったという過去の経験からいいますので、その中から、やはり数の中でございまして、かなり優秀な学生が集まってくるのじゃないかと、というふうな気がいたしておりますが、そういうふうな気がいたしております。

○山崎(始)委員 それは、現在日本の国がお医者さんの絶対量が足りないということで、医科大学の志願者は、いまあなたがおっしゃる通りに、非常に多いのであります。しかし、私が言っているのは、そういうふうなフレッシマンの、頭がよくてよくできる人はまず官公立の医科大学を受け取る。落ちた連中で、フレッシマンで希望してくる年の若い人もおるでしょうが、同時に非常に年の古い者が入ってくるという面、これを私はいま

は子弟が、他の官公立の医科大学を何べんも受けて、すべてすべて入れぬ者がますます来ると見なければならぬということが一点と、それから家庭的に、私立の医科大学へ入りたくても金銭上の問題で入りにくいというフレッシマンというふうなものが、そしてしかも成績のいい者はおそらく、こんなことを言うたら失礼かもしれませんが、けれども、医科大学へ、しかも防衛と名のつく医科大学へ入ることは、実をいいますと、他の官公立の医科大学へ入るよりは好まないといふ私は思うのです。そういう家庭事情や金銭事情を別にいたしますれば、気分的に。そうすると、粒のいい者はあまり志願をしないという想定がつくことと、それからもう一つお聞きしておきたいのは、各種学校でありますから、入学試験の年齢の制限はもとよりないのでしょうか。そうじゃありませんか。

○鈴木(一)政府委員 先生各種学校とおっしゃいましたけれども、防衛医科大学は、各種学校、いわゆる学校教育法に基づきます。八十三条に規定されております各種学校ではございません。これは、行政庁が行政上必要と認めましてつくる、いわゆる八十三条における特例措置でございます。いまのすでにできております防衛大学校もそれに当たるわけでございます。そういう意味で、各種学校ではございせんが、先生の御指摘の年齢制限は特に考えておりません。

○山崎(始)委員 年齢制限がないといえますと、他の官公立を何べんも何べんも受けたが試験を通らなかつた、といって私立へ行けば金銭的に不如意だ、こういう人が医学志願者の中には非常にたくさんいて、私らの経験でも、はなはだしいのは七浪、七年浪人しているのですというのがずいぶんおるんですが、おそらく防衛医科大学を受験する人は、こういう連中がわっと来るようなことになるんじゃないか。そうして片一方は全寮制ということになりまして、こんなことを言いますと、私も与えられた時間あまりありませんので、こまかいことになり過ぎるかもしれませんが、寮

生活の統制というものは、年の若いのと親子ぐらいい違ひが入ってくるんです。これ。そういう面における管理、監督あるいは指導なんかで非常な苦心があるだろう。質問の形でなしに、時間がありませんから、私の一方的意見を吐きますが、そういう形を必ずとるだろうという想定がつくのであります。そういうことはお考えになったことはあります。ありませんか。

○鈴木(一)政府委員 確かに先生の御指摘の点も、なきにしもあらずというふうな気もいたしますが、何しろ防衛医科大学は、現在、私立大学の場合、御指摘のごとく多額の寄付金が課されるというふうな事実も承知いたしておりますので、そういう点から見まして、現在、防衛医科大学では授業料は要らない、それから月々二万三千八百円の学生手当が出るというけっこうなことでございます。先生御指摘のような七浪をした人もあるいは集まるかも知れませんが、非常にお金がなく、医学部を希望するけれども行けないという埋もれた秀才の方々も一緒に受けるだろう、そういうふうなことで、相当の志願者が殺到するんじゃないか、そういうふうな気が私はするわけでございます。自治医科大学の場合でも、御案内のように、四十数倍というふうな受験率があったという過去の経験からいいますので、その中から、やはり数の中でございまして、かなり優秀な学生が集まってくるのじゃないかと、というふうな気がいたしておりますが、そういうふうな気がいたしております。

申し上げたのでありますが、その論議は見解の相違になりますからやめておきますけれども。

そういたしますと、一点お聞きしたいことは、いま一人当たり年間二百万円ぐらいの養成費といいますが、それはこの法律を見ますと、六

年間義務づけられて、卒業後国家試験をとったあと、九年間の義務的な面があるというふうに法文ではうたがってある。そうすると、そのときに、もし途中でやめるといった場合——よろしいか。卒業はした、国家試験は通った、やめるといふた場合は、償還金は一体どのくらい払うことになるの

なればならぬかということ、これは当然一つの条件なんでありまして。これは当然です。そこで私は次に進みますが、私がこの防衛医科大学校で非常に心配することは二つあるのであります。

一点は、いまごらん皆さん御承知のように、卒業して大学へ一年か二年残った連中は、一カ月三十万円ないし四十万円でも引張りださなすです。これは実際言うたら。そういたしますと、大きな病院へ、実はいま防衛医科大学校を卒業して一年になる、二年になる、返還をする先金を貸してくれ、私はやめたいと言ふ。防衛という名前がついていては嫁さん、きらうのだ。これは冗談ですけども、まあ国民の中にはそういう機運があるのですよ、実際言うたら。だから、あなた方は卒業して九年間おつてもいいと言ふ。入った人間の自由がある。よそから引く手あまたですよ。大きな病院へ行つて、返還金を貸してくれ、私はやめて出てくると言ふ。これを私は非常に心配するのであります。言いかえすと、卒業生の医官の歩どまりの問題を私は非常に心配するのであります。それがためにいまの返還金をお尋ねしたのであります。この問題は時間がありませんから、もうこのぐらいいいたしておきます。

は、かりに制服組がやつても、今度の防衛医科大学校でおそらく生化学兵器をやるだろうという、おそらく十人が九人までその心配を持っているから、私は重ねてお尋ねするであります。これは今度大臣の責任ある答弁をひとつお願いいたしますが、いま局長は絶対にそういう研究はやらな

金のお示し願ひたいのであります。

○鈴木(一)政府委員 償還金につきましては政令の問題でございますが、これは第一回の卒業生が出る時点で定めないとあかぬというところでございまして、現段階では、先生の御指摘の、卒業してから一年とか二年でどのぐらになるかという点は、まだ出ておりません。

もう一つ心配な点は、防衛医科大学校が、研究をされるという点、お医者養成するための指導方針といひますか、何か一般の医科大学と違った特別な研究目的があらくなるかどうか、その点についてお尋ねしたいと思ふのであります。

○鈴木(一)政府委員 防衛医科大学校には自衛隊の医官を養成するところがございます、したがって、医学教育課程と、それから一般の医科大学でないと、先回御答弁申し上げましたいわけの教育訓練課程でございます。この二つの課程がございまして、したがって、それに伴います研究と申しますのは、医学教育のためのいわゆる研究と申しますか、そういう研究が主体にな

る、こういうことでございます。

○山崎(始)委員 いま大臣がおっしゃったとおりで、できたら新入学生を募集する、しかもやめることも自由といういわゆる原則がある。志願する人間は、一体返すときには将来どのくらい返さ

る、こういうことでございます。

○山崎(始)委員 私は、とにかく防衛医科大学校ならば、一般の官公立あるいは私立の医科大学以外に特別な特色といひますか、その研究内容において特色のあるものがあつていいと思つてゐるのです。たとへて言へば、現在の日本全国の医科大学を見ましても、いわゆる臨床医学といふものに比重が、どつちか言つと置かれ過ぎているのです。防衛医科大学校ならば衛生医学あるいは予防医学といふようなものに重点を置くべきじゃないか、このようにならぬに私は考へてゐるのです。

は、かりに制服組がやつても、今度の防衛医科大学校でおそらく生化学兵器をやるだろうという、おそらく十人が九人までその心配を持っているから、私は重ねてお尋ねするであります。これは今度大臣の責任ある答弁をひとつお願いいたしますが、いま局長は絶対にそういう研究はやらな

○山崎(始)委員 いま大臣がおっしゃったとおりで、できたら新入学生を募集する、しかもやめることも自由といういわゆる原則がある。志願する人間は、一体返すときには将来どのくらい返さ

る、こういうことでございます。

○山崎(始)委員 私は、とにかく防衛医科大学校ならば、一般の官公立あるいは私立の医科大学以外に特別な特色といひますか、その研究内容において特色のあるものがあつていいと思つてゐるのです。たとへて言へば、現在の日本全国の医科大学を見ましても、いわゆる臨床医学といふものに比重が、どつちか言つと置かれ過ぎているのです。防衛医科大学校ならば衛生医学あるいは予防医学といふようなものに重点を置くべきじゃないか、このようにならぬに私は考へてゐるのです。

は、かりに制服組がやつても、今度の防衛医科大学校でおそらく生化学兵器をやるだろうという、おそらく十人が九人までその心配を持っているから、私は重ねてお尋ねするであります。これは今度大臣の責任ある答弁をひとつお願いいたしますが、いま局長は絶対にそういう研究はやらな

うな御答弁になっている、憲法違反にならぬようにと。ところがまだまだ、長官、あなたの部下の二十四万の自衛隊員の中には、いわゆる昔の古い感覚の残存がずいぶん残っているはずなんです。そこらがかつてに単独で、大臣も知らぬうちにやらぬとは限らないのであります。

そこで、あなたも長官大臣をやっておられるわけじゃないと思うのでありますが、おそらく山中長官自身でも、防衛庁の内部の、そういう旧軍服組といわれる新しい自衛隊精神、憲法に基づく新しい感覚の者との断層というものは、これは一朝一夕では払拭できないと私は見ております。したがって、あなたはよほど監督を厳重にされませんか、あなたの御答弁どおりにいかいかないかは、まだまだその疑問は晴れません。私はそう思います。この点は要らぬ御注意かもしれません。

が、私の感じを長官時代に申し上げておくわけです。おそらくあなたは相当苦勞されますよ、その点においては、それを覚悟のほどでひとつやっていただきたい。

それから医科大学の問題でもう一点聞いておきますが、所沢市は、初めは反対といったのがいまは賛成に変わったとか云々ということを知ることが、所沢市と、場所は埼玉県なんですけれども、埼玉県当局のこの防衛医科大学校に対する態度というものは、当然防衛庁のほうでは事前折衝をされておるはずなんですけれども、その過程において今日のような結論が出ている。時間がありませんので、要点だけで御答弁を簡単にひとつお願いいたします。

○鈴木(一)政府委員 簡単に申し上げます。

ちょうどわれわれが所沢の土地を折衝している途中におきまして、御案内のごとく知事の更迭がございまして、現在の知事が御就任なさったわけでございますが、知事はわれわれが折衝の段階で、地元の納得が一番大事だということでございまして、最終的には、御案内のごとく市議会の反対決議を撤回する決議がなされまして、署名運動も大体反対を上回る程度、四万三千ばかりとつ

たわけでございますが、結局、最後の段階におきまして、われわれが大蔵閣東財務局等の審議会において折衝する段階におきまして、知事は、どうせ誘致するならば一般の国立医科大学を誘致したい、こういうふうな態度を表明されたことは事実でございますが、しかしながら、地元の市長も反対から賛成のほうに回られて、しかも署名運動は、そういうふうな四万三千を上回るといふふうなことになるんだからやむを得ない、こういうふうな承知いたしております。

○山崎(給)委員 もう一点お尋ねいたしますが、一般の市民の患者も診療するんだということなんです、自衛隊の医科大学校である以上、治療の主体は自衛隊であるべきものが、一般の市民を対象にしてよろしいというの、反対をさせぬために、緩和をするために言われたんだらうと私は推定いたしますが、それはそれでいいとして、その治療たるや、一つの例をあげますが、東大の医学部では非常にお医者さんが困っておられる。なぜ困っているか。かぜをひいたのでも東大へ行け、東大へ行けということでも門前市をなす、この傾向をとるのであります。したがって、あの付近へかりにも一千ベッドからの大病院ができれば、防衛医科大学校へ行け行け、かぜをひいたのも行こう、おそらくこういう傾向になるだろうと思うのであります。埼玉県という日本全国で一番お医者さんの絶対量の少ないところだ。必ずそういう傾向をとる。そのときに、おたくのほうの差別待遇がありはしないかという懸念を市民が持っているのではないかと私は思うのであります、その点に対してはどういうふうなお考えでありますか。

○鈴木(一)政府委員 私どもの自衛隊員は、御案内のごとく三宿に陸上自衛隊の中央病院がございまして、その他各地に自衛隊の中央病院を含めまして十一、一千八百十床持っております、これはみな職域病院でございます、そのほうを利用するわけでありまして、防衛医科大学校というのは医師の養成機関でございますので、したがって

て、それに伴います付属病院というのは、その医者を養成するための臨床教育をやる場でございます。したがって、一般に開放するのは何ら一般医科大学と変わらない、したがって全然差別はない、こういう関係に相なるうかと思ひます。

○山崎(給)委員 そういたしますと、差別はないというふうな理解していいわけですね。それでは、防衛医科大学校の問題はこのくらいにいたしまして、次に一般の防衛問題についてお聞きいたします。

陸上自衛隊の予備自衛官と海上自衛隊の予備自衛官は、今回の法律で三千三百人増員になるといふことなんです、この予備自衛官といふものと自衛隊そのものとは、どういう名前の変化があるのか、ちょっとお知らせ願ひたいのであります。

○久保政府委員 名前の変化というのはちょっとわかりませんが、もともと自衛官としての権限のあるものが自衛官であります、有事の場合に自衛官の数の不足を補うもの、したがって、平時におきましては何らの権限を持っておりません。単に自衛隊で招集をして訓練するだけ。しかしながら、防衛出動を目前にしまして防衛招集をかけました場合に、自衛官と同じ身分を持つという制度でございます。

○山崎(給)委員 確かな筋から聞くと、これによると、将来、予備自衛官は各都道府県へ配置するんだということを聞いておりますが、そういう計画がありますか。ありませんか。

○久保政府委員 陸上自衛隊は現在三万六千名の予備自衛官を持っておりますが、防衛二法が成立いたしました三万九千、四次防の中では私どもの計画では四万五千名という計画を持っております。その中で、私どもが軽普通科連隊と称しまして約一千名ぐらゐの部隊を二十一つくりたい。現在の三万六千名の場合には、この軽普通科連隊を十二個考えております。おおよその配置個所その他を検討しておりますけれども、ただ現在までは、単に訓練招集をしてそれぞれの職種に応じた

訓練をやっておるということでありまして、いまは軽普通科連隊を編成して、その上での訓練というのにはやっております。したがって計画上のだけのものではございません。

○山崎(給)委員 各都道府県への配分はお考えになっておるのじゃないですか。

○久保政府委員 したがって、十二個の場合には十二県であります、二十一になれば二十一度道府県ということになります。

○山崎(給)委員 それはどこどの県かわかりませんか。

○久保政府委員 現在考えておりますところは十二個であります、九州で国分、都城、四国で善通寺、中国で海田市、中部で金沢、守山、それから関東で松本、相馬原、新築田、東北で神町、多賀城、それから北海道で東千歳。それに、先ほど二十一と申しましたが、今後ふえるところを申し上げますと――これはあくまでも計画であります。幕僚研究といいますが、幕僚の作業段階であります、防衛庁としてきまってきたわけではございませんが、そういう意味でお聞き取りいただきたいと、北熊本、福岡、山口、米子、伊丹、久居、高田、練馬、岩手というところがあります。

○山崎(給)委員 いまおっしゃったのは、四次防が通過をしたということが前提での配置計画ですね。そう解釈していいのですか。三次防じゃないでしょう。

○久保政府委員 二法案の中で三万九千名の予備自衛官がありますが、四次防で防衛庁の事務当局では四万五千名にふやしたい。その場合にこの普通科連隊が二十一カ所できる。しかしこの四万五千名というのは、実は大蔵省と話が詰まっております、これはございせんので、今後、毎年度大蔵省と協議を予算に計上するということで、四次防内の事務当局の計画であるということでありまして、

○山崎(給)委員 いまおっしゃったのは、四次防の通過後におけるいまの防衛庁内部での計画である、こう解釈していいわけですね。そうなります

ね。

○久保政府委員 四次防そのもので国防会議あるいは閣議で決定しました場合には、この予備自衛官の数字は出ておりません。したがって、国防会議あるいは閣議レベルの四次防というものは確立されておるわけでありませうけれども、その細部にわたっては、これは防衛庁内のおぼやかしな作業計画でしかありません。したがって、四次防が通過ということばは、この際ちょっと適当ではないのではないかと思います。

○山崎(始)委員 わかりました。

それから、これは大臣にお聞きするのですが、時間の関係で、大まかなことだけ聞きますが、第四次防で総金額がざっと四兆六千三百億と記憶いたしております。この問題自体にも、私は時間があればもっと突っ込んでお聞きしたいのでありますが、二次防から三次防、四次防に至って一応表面は四兆六千三百億であります。金額は国庫債務負担行為その他の措置でもって先食いをしておると、この問題に私は触れませんが、大まかに質問いたしますが、四次防は四兆六千三百億という金額よりふえるだろうというふうには見ておるのでありますが、どのくらいふえる見通しでしょうか。どうでしょうか。

○小田村政府委員 御指摘のとおり、四次防の経費見積もりをいたしました四兆六千三百億円には、人件費の上昇、つまりベースアップ、あるいは物価の上昇に基づきます物件費の上昇、これは含まれておりません。したがって、実際に予算化されます段階におきましては、当然この金額を上回ることになると思います。どの程度上回るかというところにつきましては、今後の経済見通しあるいは経済情勢等に基づいて積算してまいりますので、はっきりした計算はいたしておりません。しかし上回ることは間違いないわけでありませう。

○山崎(始)委員 その上回る概算は、いまのところではおわかりにならないのですが、私は大体それはわかったというのじゃないかと思うのです。なぜ私がこういう質問をするかというと、

かりに四兆六千三百億という数字だけを見ましても、卑近な例ですが、国民赤ん坊一人に至るまで五カ年間に四万六千円負担をするということになるのですから、そういう立場から言うて、そういう金額は、皆さん方もそういうつもりで、国民の血税なんだから、おそらくベースアップの金額その他の人件費、諸掛かりというものは、それは先食いをしてお、国庫債務負担行為であるとか何とかいうようなものでおやりになる習慣かもしれないけれども、概算の総金額ぐらいいはわかりなすてしかるべきだと思つておられますが、いまの御答弁でははつきりしないという解釈をしていいのですか。おおよそこのくらいだと思つていうぐらゐの答弁はできないのでしょうか。

○小田村政府委員 たとえば経済社会基本計画、ことしの初めに政府で作成されました経済長期計画でございませうけれども、この計画によりまして、一人当たり雇用者所得の年間上昇率が一二・三％という見込みになっております。そこで、これを単純に四十七年度から五十一年度までの率でベースアップが行なわれるということになりますと、約五千億円程度増加するであろうという見通しでございませう。しかし、実際の経済情勢は必ずしも計画どおりにまいりませんので、これはやはり毎年の予算において積算してまいらなければ最終的な数字はわからない、こういうことでございませう。

○山崎(始)委員 けつこうです。私が聞いているのは、おおよそ大体でいいのですから。そうすると、大体五千億ぐらゐ上回ると理解していいというところになるわけでございますから、それはそれでけつこうです。わかりました。

それから、現在第四次防の金額の中でアメリカへ発注をした装備関係ですね。飛行機とかその他の兵器関係といふますか、装備関係全体のアメリカへてに発注した金額と日本へ発注した金額との、これも大まかでけつこうですが、二色に分けてお知らせ願ひたい。

○山口(衛)政府委員 四次防の全体は、まだこれからあと数年ございませうので、見込みになります。が、先生のいまのお尋ねを實際に国内の企業に支払う比率という見方で見ますと、かなり高い比率になってまいります。九割近くなります。ただ、国内の企業もやはり外国から部品等を買ひ込んでおりました。企業が自分でそれを払ひまして、こちらが買うときは日本の企業から完成品で受け取る、円で払うという形になりますし、いわゆる實際の外貨払いがどのくらいになるだろうかという観点から見ますと、大ざっぱに見まして約二割程度が外貨で払われるのではないかと感じますが、現在しております。ただ、これは先生御承知のとおり、為替は変動相場制でございませうので、實際にどの程度今後動くのか、その辺の積算はきわめてむずかしい段階でございませうが、現状で見通せば大体そのぐらゐの数字ではないかというふうにご考へております。

○山崎(始)委員 そうすると、いまの概算でいきますと、日本の国内の企業に払う金が八に対して外国へ払う金が二というふうにご理解していいということですね。そうでしょうか。

○山口(衛)政府委員 はい。

○山崎(始)委員 実には、私はこういう体験を持っておるのです。昭和二十九年でしたか、三十年でしたか、たしかそのぐらゐです。私の実に親しい自民党の――名前は言いません。もういま死んでおられますが、名前を言うのは控えますが、これは特別な関係がありまして、きょうだいたいにしておいた仲です。その人から私は、山崎君、実はいま自民党の内部では軍需産業をやる法案を秘密裏に計画しているんだ、そのときに社会党はそれに対してどういうふうな思ふか、もとより反対だろうが、君、その火消しの役をやつてもらえぬじゃろうかというふうな、まあきょうだいのような間柄ですから、打ち明けた話を聞いたことがあるのであります。それはもとより目の目を見るはずが、あります。そういたしましたら、いまから四年ほど前、三年ほど前でありましたか、たしか経

団連の会長が公開の席でもって憲法改正論をぶつたのであります。当時、新聞は大きく取り上げておりました。経団連の会長、大企業の団体の会長が公開の席で憲法改正を唱えたのはそれが初めてだ、こういうことなんでありませう。これは私の勘ぐりかもしれませんが、昭和二十九年前後にそういう事態が一つあった。

それからまた、昭和二十九年から三十年にかけては、これは私は時間があれば大臣にお尋ねしたいのでありますが、言えるか言えぬかわかりませんが、私が一方的に言ひますけれども、現在の憲法九条というものは、これをつくるときには、自衛のために一切の軍備、武力というものは放棄するというのが、当時、憲法の大精神であったのであります。それが昭和二十九年から三十年、ちょうど三木武吉さんが自民党の総務会長時分でありましたか、吉田内閣のときに予算委員会、自衛のためならば最小限度の軍備を持つてもいいんだという。これは予算委員会でもいぶん議論されたものです。初めは憲法をつくるときには、自衛であらうと何であらうと持つてやらぬのだ。現に憲法九条の条文の中に、「日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠實に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」。これをすなおに読んでみた場合に、自衛のためならよいということばは、實際いいますと、ここから先も書いてない。どこにもないのです。そして「國權の發動たる戦争」ですから、おそらくこれは宣戦布告のこととを言うんじやろうと思つておられます。そして「武力による威嚇又は武力の行使は」ということで、憲法九条はAとBと分かれておる。そうすると、國際紛争というものと局地戦争ということを私は言うておるんだと思つておられますが、國權の發動と同時に國際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するといふ、この二つのニュアンスを見ましても、いまの自衛隊というものは、われわれの党の立場といたしまして、もうこれがで

きたしよつばなから違憲立法だという立場を今日までと続けてきている。

御承知のように初めは警察予備隊。その当時われわれは、これはしまいに軍隊になるんじや、カエルのオタマジャクシじや、いまになるぞと言つておつたら、今度は保安隊に変わったですか。その次に自衛隊に変わった。二十九年から三十年前後には、自衛隊のために持てるんだというふうな憲法解釈にぐつと変化してきたのであります。そして今日に及んでゐるのです。でありますから、私がいま言ううちょうどその時分に、そういう論争があるさなかに、いわゆる軍需産業を起すんだ、その法案を内々準備しておるんだと言つたことが、三、四年前に、たしか経団連の会長じやつたと思いますが、憲法改正を堂々とやるべきだと言つた。公開の席です。これはいわゆる現在の大本営、大企業が、いまの飛行機や弱電機や製鉄ぐらゐじや満足できない。とどのつまりは軍需産業を大つぱらに法案化して、これを国民に遠慮なくやりたい。憲法がある以上それができない。できないから憲法改正をやるべきだということばになつてきている。この裏には、憲法改正をやつて軍需産業を興そうという大資本の野望が私は隠されておると思つてあります。

多少話が横に入りましたが、私は大臣にお聞きしたいのでありますが、その前に一点、国際法上の領海の問題であります。これがいまの三海里が十二海里に云々、それで来月、国連におけるこの会議の準備会がある。それに対して日本政府も云々ということをお聞きしております。そこで、いままでの三海里を十二海里にし、ここで私がお尋ねしたい要点があるのはいわゆる海底における資源。日本のような海洋国ですから權益がたぐさんあります。いわゆる漁場である。そのときに領海を三海里を十二海里に広げる。その上へ持つてきて、領海でなくとも既得權益として、二百海里までの沖合ならば認められるんだとかいうふうな話があるのですが、これは防衛問題に非常に関係がありますので、その間の経過をちよつと

外務省のほうからお知らせ願いたいと思つております。

○高島政府委員 来年の四月から五月にかけて、チリのサンチャゴというところで国連の主催します海洋法会議が開かれます。これの準備といつたしまして、過去二年はいろいろの国連の委員会で準備をいたしてまいりました。領海問題はその一環でございますけれども、いま先生の御指摘の問題は、領海の先の水域をどういうふうな扱いにかつた問題がこの準備段階で非常に大きい問題になつております。特に、いまいわゆる開発途上国が主張しておりますのは、先生の御指摘のとおり、二百海里に及ぶ水域につきまして、漁業資源それから海底の鉱物資源、これにつきましては沿岸国が主権を完全に行使をする、こういう主張をいたしております。これですと、世界の公海の約三分の一程度が全部どこかの沿岸国に主権が属してしまふというふうなことでございますので、わがほうといたしましては、沿岸国の主張はある程度認めるにいたしまして、完全な管轄権でなく、何らかの優先権を認める必要があるかという立場から、こういう開発途上国の要望に對しまして、先進国としての立場からいろいろ調整の努力をいたしております。もとより、現在の段階におきまして、来年の海洋法会議における見通しを述べ得る段階ではございませぬけれども、領海は十二海里で大体まとまりそうであるけれども、その条件といたしまして、領海の先の水域について沿岸国の相当強い主張がある程度認めなければおさまらないというのが現状でございます。

○山崎(始)委員 そこで大臣にお尋ねするのですが、いままでの三海里が十二海里に今度はきまるらしい。そればかりでない、私がお尋ねしたいのは、十二海里に遠くにおける管轄権というものが、これはまあ国連でもし来年きまつた場合に、それいままのところは二百海里とかなんとかいっているのですが、一体防衛長官として、自衛の範囲というものは、その二百海里の先まで入るのですか、入らないのですか。

○山中国務大臣 まず、自衛の範囲は領海、領空、領土ということがもう原則でありますから、

したがつて、領海が三海里から十二海里になつたら、それは当然領海の範囲の拡大として十二海里は入ると思つて。どうも今度の国際会議の開かれる場所は、チリといふ南米諸国の中の一國で、あそこら二百海里を強硬に主張しているところですから、その周辺二百海里の主として漁業専管水域の話をしているようでありまして、当然これには地下資源の問題も入つてくるでしょうし、大陸棚論争にも及ぶでしょう。そういうようなこともありますが、しかし、日本の唱える三海里というものは少数国におちいりつとあるということも事実であります。かといつて、二百海里が多数を占めつとあることはまた事実でない。要するに、ほぼ十二海里ぐらゐのところでは落ちつくのではなからうかという見通しは持つておりますが、それは当然において、十二海里になつた場合において、領海が十二海里になつたというのでありますから、領海内の日本の専守防衛の範囲というものは三海里から十二海里に広がる。かといつて、それに伴つて特別に艦艇なり航空機なりを別途必要とするということは、いまのところ考えておりません。

○山崎(始)委員 そうすると、十二海里に広がれば、それは従来の三海里から広がつたのだから、そこは防衛の範囲内に領海として入つてくるということはわかります。わかりませんが、それが従来のとは變つて管轄権という一つの權利というものが与えられるのだということになつた場合に、一体入るのか入らぬのか、私もちよつと非常な疑問があるのをお尋ねするのですが、それはきまつても管轄権は入らぬといういまの大臣の御答弁から解釈すれば、そういうふうに理解していいわけですね。

はまあ空もそうですけれども、海においても、いろいろ御議論がありますように、各国においてもそのところは明確ではありませんし、日本の場合にはことに、専守防衛と通俗にしております憲法の許容する範囲内の守備範囲ということでありまして、決して相手方に脅威を与えるような距離というものは想定してはならないということ

で、先般も、たとえそれが航路帯であつても一千マイルということであつて、数百マイルないし一千マイルという表現はおかしいということ、ここで訂正もアメリカ側に申し入れて了解をとつたということまでやつたぐらゐでありますから、その点はきつめて慎重にやつております。したがつてわれわれとしては、領海の外の漁業専管水域と申しますか、そういうものが二百海里に延びたところで、それは直ちに自衛の範囲であるとかいうような境界線とは関係のないものだといふふうに考えておいたほうがいいんではないかと思つて

○山崎(始)委員 それではまた別の方面からもう一、二点お尋ねいたしますが、いわゆる憲法に基づいてあくまで自衛のために日本は武力行使するのだといふことなんでありまして、大臣は、将来に局域戦争といふものが、これはきよりの田中総理の答弁をお聞いておつても、ないとは限らぬといふことなんでありまして、その場合には、それはあるとすれば、当然海外派兵をしないのだという大前提がある以上、日本の内地といふふうに解釈しなければいけないのであります。その点、大臣は私と同じように、もし将来局域戦争といふものがある場合には、日本の国内に限定されるというお考えに間違いありませんか。

○山中国務大臣 それは、日本のいわゆる独立、主権というものを對して、それを急迫不正の手段によつて侵害しようとするという行為でありますから、内地といふ表現は、いま日本は外地を持つておりませんから、したがつてまあ通俗的にいう本土という意味でもありますが、要するに日本の国土といふものの中に上陸なり、あるいは

降下なり、あるいは火砲が撃ち込まれたりという状態でないければ、それはいわゆる局地紛争とはいわれないのだというふうに限定するのは少し狭過ぎるのではないかと思うのです。そういう完全に予測される状態が日本の周辺において日本に対して向けられている、しかもそれが攻撃の開始があったというときに初めて自衛権というものが認められる、脅威のみに対して対処することは許されないということだろうと思うのです。

○山崎(始)委員 そうすると、日本の国内だけに限らないということもあり得るということですね。

○山中国務大臣 そうとられると、今度は国外とすることが一方に出てきますので、そうじゃなくって、日本の領土というものが急迫不正の手段によって侵害されようとするという状態のときには、あながち日本の領土といういわゆる領海なり土地なり、土の上ですね、そういうものに戦闘行為が発生するときでなければならぬということとは、たとえ日本のためであってもそれはやらないということになっておりますから、自衛権の行使は相手方が明確に日本の主権を脅かすための攻撃を開始したとき以降でありますから、したがって、そこらの点が限界であって、日本の領土というものの中でなければ自衛権の発動はないということにはならぬと思うのです。

○山崎(始)委員 そうすると、海外派兵もあり得ることですか。

○山中国務大臣 その領土以外というのは、相手の領土というものはもちろん含まないわけですから、したがって相手の領海、領空、領土に対しての攻撃というものは日本は持たないわけですから、かりにそういうことをしなければ日本はつづれちゃやうという場合には、これは予想しやいけないうことですが、安保条約を、私たちはアメリカの力というものを念頭に置いてあるわけですから、そこはわれわれの守備範囲をはるかに離れているということでありまして、海外派兵などということとは

もちろん考えておりませんし、相手国の領土はおろか、領海、領空というものの対しても、日本側が攻撃あるいはその他の戦闘行為というものを保持することはあり得ないのだということとははっきりしております。

○山崎(始)委員 第四次防衛計画がかりに昭和五十一年に完成いたしますと、これは核兵器の持つ、持たぬの関連がござりますが、日本は非核三原則でそういうことはあり得ない。そこで私がお尋ねしたいのは、核兵器を持っておる国と持たぬ国と世界各國にたくさんございますから、四次防衛完成後は、日本の自衛力といいますが、簡単に軍備力ということばでわかりやすく言いますが、世界第何番目ぐらいになる見通しですか。

○久保政府委員 これは、外国の軍事力と日本の防衛力を比較するのは非常にむずかしいのでありまして、ただ、かりの比較といたしまして、人数、トン数、機数ということで比較いたしますと、いま手元に数字がありませんので、あとで訂正をするかも知れませんが、陸上自衛隊の十八万というのは、十七、八位、二十位以内の程度。それから航空自衛隊の、現在は九百機足らずでありますから、四次防衛完成時であります約八百機になりますから、これでたしか十二、三位ぐらいであつたと思ひます。海上自衛隊が、四次防衛完成いたしますと二十一万四千トンになりますから、これでたしか七位か八位か、そんな程度だと思ひます。

○山崎(始)委員 もう時間がありませんから先を急ぎますけれども、いまの憲法下において、海陸空の自衛隊がかりに武力紛争に介入するという事態は、いま日本の国内ということばを私は使いたしたけれども、多少の語弊があるようでございますが、いずれにしましても、日本の領空、領海、まあ総括して日本の国内ということばで言うても間違いないんじゃないか。海外派兵やらないんですから、と思うのでありますが、そのときに局地戦争、局地紛争というものは限らない。そのときに日本が、キリスト教精神でもって

て、右のほおを張るんなら左のほおを出すということとはせぬのだ、自衛のためにやはり手段を講ずるんだということなんでありまして、いまの、第四次防衛完成後においては世界第何位というお話をお聞きしますと、私が、自衛隊を発動する、比較的に聞き得るかもしれないというものは、そういう局地的な諸外国からの攻撃というよりはむしろ治安維持ということのほうがあり得るウエイトが大きいんじゃないかというふうな気がするのです。

私は、もしそうであると仮定いたしますと、膨大な軍備費を使つてこれより以上拡大をしようということには非常に疑問を持つのであります。これは憲法論は別でございまして、実際論として非常に疑問を持つのであります。したがって私は、一朝事があったときには——これは局地紛争であらうと何であらうとすよ。先日、山中大臣御答弁のように、かりに石油資源一つでも、ソ連がスイッチを持ってるんだから、とめたらどうするか、守れぬじゃないかという御答弁だった。私も同感。かりに一朝事があったら、私は、日本の国のいわゆる過去の、昭和二十年までの世界大戦を体験をした者の立場から言うたら、いまの自衛隊がおつたところで、それはアメリカの核の脅威に保護されておるんだからそれは安心なんだ、物資の面もその他の面も安心なんだという安心感を持っておられたら、私は大連いだと思ひます。

そういう前提ではお尋ねするのであります。私は、ほんとうの防衛というものは、ただ自衛隊だとか何だとかいう、そのことだけでなくて、いわゆる近代戦争というものは非常に幅の広いものなんだ。端的に言いましたら、食糧であるとか熱資源はもとより、その他の一切の物資の關係、これに対して、防衛計画の中に非常の場合のそういう物資に対する御計画があるかどうか、私はその点を一言お尋ねしたいのであります。

○山中国務大臣 これはまさに、現在の世界はむしろ距離ではなくて時間であるという時代になりますと、そういう問題は、一国のみでもって、自

分たちの必要とするエネルギー資源をはじめとする生活必需品、食糧まで含めたそういう確保というのはきわめて困難であることは、アメリカ自身ですらマラッカ海峡を守れないといっているのです。一方において、日本はソ連から、チェメニ油田の話がまともな年間で二千万キロリットルぐらゐの油ももらへることになりそうでありまして、あるいはまたサハリンの天然ガス、こういうエネルギー源をソ連に仰ぐ。そうすると、ソ連はもちろん仮想敵国でもなければ何でもありませんが、そういうふうな多方面から国民の生活のために必要な物資というものを仰ぐようになってまいりますと、もうバルブを締めるだけでの締め上げられるわけですから、したがってもう結論的に言うと、一国のみでもって——特別な広大な条件を持つていような、広大な底辺を持つていような生産能力のある国は別としても、いまアメリカが日本に対して、打って変わって農産物の輸出を規制しようとしたら、あるいはまた中華人民共和国やソ連も、自由主義諸国から穀物を買ったというふうなことは違つた交流が食物についても行なわれております。ですから、生存のための条件はまず生かすことじゃないか、それならばそのための必要な物資をどう確保できるのだということになりますと、これはもう一国のみではちよつと不可能であるし、そういう意味の、われわれは日本だけが諸外国から締め上げられるというふうな意味の局地紛争に対処する能力はないのじゃないか、そういう気がいたします。

○山崎(始)委員 極端な表現をいたしますが、ソ連は御承知のように非常に軍事大国です。それですらソ連をとつちめるのは小麦の輸入の道を断つたら一べんにまいってしまふ。これは軍事評論家が言うております。これは極端な表現でしようけれども、毎年毎年不作が続く。要するに食糧ですね、小麦、これの輸入というものを断つたら困るのだといわれております。それから第一次世界大戦、第二次世界大戦を経験したイギリスのごとき

は常に、万一のことがあったときにはこの物資はイギリス国内で生産できる、これはどうしても生産できないというものを区別して、そうして生産できるものはある程度は計画的な備蓄をしてとっておく、そうして生産できないものは何々国から輸入をする、こういう必要生活物資というものの区分をやっておるといふようなことを聞いておるのであります。

私は、日本の防衛庁自体、そこまで防衛ということに重点を置かれるのなら、いざ飛行機じゃ、戦車じゃ、兵器だというようなものだけに頭をとられてばく大な金を投じるといふこと以外に、そういうふうなもう少し高度なといふか、範囲の広いといふか、大きい次元からの計画があつてしかるべきだろう。なるほどアメリカの核のかさについておれば、万一のときには食糧は入れてくれるだろう、ガソリンも送ってくれるだろう、だから自衛隊の増強だけやっておつたらいいのだというような感覚があり過ぎるような気がしてならぬのであります。まあそれはあまり話が大きな話になりますから、私、打ち切ります。

いずれにいたしましても、自衛隊そのものの使われるお金というものは、極力最小限度にとどめておきたいのであります。これが国民感情であります。かりにファントム一機あれば、小学校、中学校、五百人くらいの定員の学校が、土地は別といたしまして、建築費だけでおそらく三十くらい建ちます。たしかおたくの初代環境庁長官が、予算折衝のときに環境庁関係をはねられて、ファントム一機あつたらなあと言つて嘆かれた。これも大きく新聞に出ました。覚えていらつしやるだろうと思つておられます。それが素朴な国民感情。同じ大臣で、席を列しておる環境庁長官自体がファントム一機あつたらなあと言つたことばは、これは国民の素朴な声だと思つていいと思つておられます。

そういう立場から私は申し上げたのであります。どうぞ山中長官御在任中、ぜひそういう方向

をとつてもらいたい。要望いたしておきます。いまの防衛庁内には、背広の下によろいを着ておる連中がまだいぶおるはずでありますから、あなたもおそろくやりにくいだろうと思つてくれども、あなたのさきの答弁に間違いのないように、十分管理、監督、指導をやつていただきたいのであります。これでもうと時間となりましたというか、時間が来ましたので……。

○久保政府委員 ちよつと数字を訂正いたします。先ほど記憶で申し上げて不正確でありましたが、御説明申し上げますと、これは四次防が完成しましたときと、それから七二ないし七三会計年度、つまり七三会計年度といふことであります。その数字で申し上げますと、陸上部隊は日本は二十三位になります。それから海上自衛隊は七位になります。航空自衛隊は十六位になります。以上です。

○山中國務大臣 前置きを落としましたので、日本の場合のそういう艦艇、飛行機数、公員、そういうものだけと比較をしたらといふことであります。で、軍隊としての性能が、日本の自衛隊は根本的に他国と違つて、欠けておる点を伴つておるわけでありまして、これは単純なる計数上の比較であるといふこととお受け取りいただきたい。念のために申し上げます。

○鈴木(一)政府委員 ちよつとお断わりいたしますが、入学に年齢の制限なし、いまの時点でそう考へておりますが、今後募集の段階で、法案がもし通過いたしますならば、その点きめなければならぬわけでございますので、長官とも御相談申し上げまして、防大は現在十八歳から二十一歳といふことに相なつておりますが、防大と医科大学とはちよつと性格が違いますので、その点、いまの段階では年齢制限はかけないつもりでございますが、なお、長官と御相談申し上げます。きめてまいります。

○三原委員長 木原実君。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕

○木原委員 長官に、防衛政策上の認識について、初めに一つ二つ伺ひをしておきたいと思つて、午前中に総理が、中国の核は脅威ではない、こ

ういふふうな受けとめておられるのだといふ発言がございました。しかも周知の通り、中国の核は第一弾は絶対にやらないのだ、こつちういふ話まで引用されたのはびっくりした言明であつたわけなんです。これは私は、たいへん大きな御発言だつたといふまでも考へておるわけなんです。従来防衛庁は、少なくとも表現のニュアンスは違ひますけれども、中国に核が存在をするといふことは、防衛上に大きなウエイトを占めた、念頭にあつた、その上で政策を展開してきた、こつちういふふうな認識をしていふと思ふわけなんです。その辺はいかがですか。従来防衛庁としては、中国の核についてどのような認識を持つていたか。

○久保政府委員 中国の核について脅威を感じるかどうかという御質問がござります。いまそれに関連した御質問であります。正直申し上げまして、中国の核の脅威について、防衛庁内では必ずしも統一した見解があるわけではございませぬ。しかしながら、私も計画立案者、防衛局長といひましては、たまたま総理がお答えになつたのですけれども、中国の核を格別脅威といふものとして考へておるわけではない。したがつて、それを念頭に置いて防衛力整備計画を考へるとか、あるいは防衛計画を立案するとかいふことにはなつておりません。

○木原委員 それはおかしいですね。おとし佐藤総理は、あなたたちの当時の最高責任者は、中国の核は脅威であるといふ言つたわけなんです。それを防衛庁は必ずしもこつちういふ認識でなかつたといふのはおかしいじゃないですか。

○山中國務大臣 これはちよつと言ひ方の問題もあると思ひますが、日本の現在の国の安全を守り独立を守るための脅威でない核としては、安全保

障条約締結相手国としてのアメリカの核は、まさか日本に対する脅威とは受け取れないわけですし、われわれ国会決議まで踏まえた国の最高政策としての、持たず、つくらず、持ち込ませずといふことからは、アメリカの核兵器といへども、日本の国内においては、日本の国民の日常生活なり、あるいはあることによる外敵の脅威といふもの等が考へられるので、日本には置いてもらいたくないし、持ち込ませないし、つくらないのだといふ政策がありますから、その意味において、日本の置かれておる原則は、脅威でない核兵器というものはあるならば、それはアメリカの兵器は日本に対しては脅威は与えないといふ前提において安保条約といふものを私どもの立場では結んでおる、これが基礎だと思つておる。しかし午前中の総理の御発言は、一國の責任者として外国に行かれて最高の責任者と会われて、そして中国の保有する核といふものが日本に対して脅威を与えるものでないといふことを確信して帰つてこられたといふことでありますから、これは私はやはり、最高の総理御自身の判断といふものは私たちはすなおに受けて、それに対して、日本といふものは中国から核の脅威を受けることはないんだといふ前提の考へ方に今後立つていかなければならぬのだなといふことを、そばにおつて考へました。

○木原委員 おそらく総理の発言の中には、日中の国交が回復をした外交上の成果についてのある意味での自信といふようなものが、あるいはあるりではなかつたか。私も時間がなかつたものから、深追ひをしなかつたわけですが、総理が出席をなさつたのも、四次防作成過程で佐藤総理がここに御出席なさつたのも、いずれも防衛政策上の最高の責任者として出席願つておられるわけですから、その責任者からこつちういふ認識についての御発言があつた。そうしますと、私は防衛政策について、理念の問題としても、認識の問題としても、やはり一定の変化があつてしかるべきだ、こつち

うふうに考えているわけですが。中曽根長官は別のところで、中国に核が存在することを念頭に置いて四防防の原案云々、こういう御発言もなさっておるわけなんです。ですから私も、当時、四防防の作成過程の中でも、中国に現実に存在をし、しかも開発をされておる中国の核について、日本の政府はこれを一定の脅威として受けとめながら防衛政策をやっているんだ、あるいはまた、日米安保体制というものを基調に置いて対処するのはそのためだろう、こういうふうにわれわれは考えていたわけなんです。したがって、その辺の認識が少なくともこの二年間の間にならなり大きな変化が来たということになれば、当然防衛政策上もしくは四防防の遂行過程の中で変化があつてしかるべきだ、こういうふうに受けとめたわけなんです。いかがですか。

○山中国務大臣 きょうの田中総理の発言は、相対的な時間いろいろ言われましたけれども、一番大きな問題はそれだったのじゃないかと思つて私は聞いておりました。かといつて、私たちはもちろん、仮想敵国を持たない、こう言つておるわけでありまして、中国の核というものを対して言及した中曽根構想というのは、いわゆる四防防原案とあなまたおっしゃっているんですから、消えてなくなつた構想、すなわち前期、後期十年というものを踏まえたいろいろの議論をしたときの話でありますから、そのときはもう消えていると私は思ふんです。

○木原委員 しかもきょうの総理の発言は、あたかも米ソの核不戦宣言などが協定をされたというたいへんホットな動きを背景にした、そういうことを考えますと、総理もそのことについては、動きは存じなかつたわけじゃない。外交上の問題としましてもあるわけですが、しかし核抑止ということ、いづれにしてもわが国の防衛政策上のある意味では一番高いレベルの問題だと思ひます。そのことについて新しい発言があつた。

そうなりますと、外交政策上の問題もさることながら、やはり防衛政策上の問題としても、受けとめ方や認識や、あるいはまた四防防の中で、核抑止に機能をするという想定、もしくは安保の関係を補完していくような部分について何らかの検討に入る必要があるのではないのか、こんなふうにも考えるわけですが、いかがでしょうか。

○山中国務大臣 これはちょっとまた次元が違ふのじゃないでしょうか。核抑止力というものは、これは日本は持てないものをアメリカが持つておることによつてバランスが保たれておる。したがつてそのことは、本日の総理の発言があつたからといつて、わが国がアメリカの核抑止力というもののにも依存しなくてはならないといふことにはならない。このことは、総理もたしか、飛び出すといふような表現なんか使われたようでありまして、けれども、やはり同じようなことを言つておられます。したがって、私はそのことは正しいと思ひますし、その総理の指揮監督に従つていきたいと思ひます。

○木原委員 これは局長に伺いたいのですが、中国に存在をしておる核、あるいはまたは開発が進んでおるとわれわれは聞いておるわけですが、けれども、中国にある核の状態について何か知識をお持ちですか。

○久保政府委員 中国の核能力、核戦力というものは、必ずしも証明されたものがあるわけではございません。いろいろな数字がございまして、したがって、その中で比較的妥当な感じがするもので申し上げますと、現在時点では

中国がIRBM、MRBMの段階で約五十くらゐ。それから核爆弾を搭載し得るバジュー、TU16が百数十機でありましたか、その程度というものを持つておるであろう、そしてICBMがいわゆる運用可能になるというものは七〇年代の末期であろう、こゝに二、三年のうちにそれは困難であらうという見方を伝えられております。大体おおよそそんな方向ではなからうかという感じを持つております。

○木原委員 運搬手段の面からいいますと、かなりまだ限定をされ、そういう意味では、たとえば米ソの核の能力に比べて、いわゆる軍事的脅威といふものについてはランクが下がる状態にあると思ひます。しかしかりに、地理的にわが国が存在をしておる、そういう関係から見れば、中国の持つておる核の影響下に、やはりある意味ではわれわれは必然的に置かれておるという姿は現状でありますね。どうでしょうか。

○久保政府委員 これは米国の首脳部の議会証言にも出ておるけれども、アジアの諸国の大半は、キロ数をちよつと忘れましたが、数千キロのIRBMの範囲内に入つておる。二、三千キロであつたかと思ひますが、その範囲内にあるといふことを申し上げておきます。

○木原委員 そうしますと、わが国がアメリカの核抑止力に依存をしておるという関係は、少なくともわれわれの近隣諸国で核を持つておる中国とソビエトとアメリカといふことになるわけでありまして、そうしますと、アメリカの核抑止力に依存をしておるというものは、少なくとも一つは中国であり一つはソビエトである。これは子供でもわかることなんです。したがつて、わが国の核抑止力という場合には、当然やはり中国の核を念頭に置いて抑止力に依存をしておる、理論的にこうなりますよね。従来はそうだったんでしょ。

○山中国務大臣 それは、たとえば今度は逆に、ニクソン・ブレジネフ会談というもので核戦争防止協定というものが取りきめができていますね。そうすると、お互い同士が使わないのだから、今

度はアメリカもソ連も核を持たないでいいかといふと、実はそうじゃないやうでして、やはり、ヨーロッパに展開したNATO軍の核、あるいはまた別にワルシャワ条約軍の核、あるいは潜水艦のポラリスその他ボセイドン、そういうものに対する話というのは、具体的などころまではまだなかなか詰まっていけないやうな感じがします。しかし、お互いが核を持つて戦争をすることはもうやめようじゃないかといふ合意、そしてその合意は、お互いが取り結んでおる二国間あるいは地域間協定といふものについても、お互いがそれを相互に守つていけるようにしようじゃないか、あるいは場合によつては、一般戦争にまでさういふことが及んでいって平和の方向に行けるようにしよう、こゝろ言つておるわけですから、そうすると今度は、ソ連のほうもアメリカ自体が脅威じゃないのだ。日本のほうは、いま中華人民共和国のことは午前中総理が言われた。ソ連のほうは、肝心のうしろのほうの、われわれがたよつておる言つておるアメリカが、にこにこ笑つてもうやらないといふことをきかしたんだから、そうすると、われわれも完全に要らないといふことになるかといふと、実は米ソ両首脳の話し合いの中でも、それぞれの結んでいる地域あるいは二国間といふものはやはり念頭に置いておる言つておるやうに、私としては読んで一応受け取つておきます。

したがつて、核抑止力というものは、私たちはこれを現実発動させることによつて自分たちが安全を願いたいといふものであつてはならないと思ひます。そういうことが背景にあることによつて抑止力の発動というものが現実になされる状態、バランスのとれた状態の中に置かれることがすなわち抑止力の真のねらいである。それが安保条約であつて、軽々しく発動されることを期待するやうなものであるならばこれは危険であります。私たちはそう観念せざるを得ないと思ひますので、その意味では、総理の御答弁のやうに、やはり総理のお考えが、中国の保有する核は日本に対して脅威ではないと自分は信じた、そうおっしゃ

るのでありますから、そういうことを私たちが信じなければいけませんし、総理が最高の指揮監督者でありますから、その御意見に従ってわれわれも進んでいかなければなりませんから。かといつて、イコールそれは同時に、安保条約そのものである核抑止力というものをやめたいというところまでは、総理がやはり論理の飛躍とおっしゃっていたようなことを、私も同じように考えます。

○木原委員 私も、あなた方にいますぐやめたらというふうには申し上げることはありません。ただ、もっと具体的に申しまして、沖縄にかつてメースBというのがございまして、これは明らかに中国本土に対して照準を定めた一つの抑止力でもございましたね。核に対する核の抑止力と私どもは受け取ったわけなんです。メースBは撤去をされました。しかし、じゃ嘉手納に存在をしておる、活動をしておるB52ならB52、その他のある種の偵察機その他、いずれも中国の核がある意味では念頭に置いて活動をやっておるのではないかとわれわれは推定をしておるわけなんです。これから沖縄の基地の撤去を政府は求めていく。嘉手納がいつ返ってくるかという点については、これはなかなかあなたのほうでも問題があるかと思ひますが、しかしわれわれは、撤去をしてもらいたいという要求を持っているわけですね。

そのようなことを考えますと、総理がけさのような御発言をなさった、そういうことになりましたと、私たちは、アメリカが日本の国内に展開をさせておるある種の抑止能力、機能というもののについても、そういう立場から今度は撤去なり縮小なりを求めていく根拠ができたのではないかな、こういうふうにご考へたのですが、どうですか。

○山中国務大臣 沖縄のメースBはやはり古くなりまして、確かにそれは、中国の開発というもので、とてもまあいろいろものを置いてみたところでしょうがないということ、メースBについては、そういう意味で下がったんだらうと私は思ひます。しかし、後背地のテニアンあたりに展開さ

れる基地は、はたしてメースBの撤去とどういう関係になるのか。これらは、世界戦略、極東戦略でアメリカのふところ深く入ってみなければわからない観測でありまして、これはよくわかりません。わかりませんが、しかし日本の将来の希望を、私たちがいつも安保条約でもそれを前提にしておりますように、国連というものが、世界の国々が、そういう紛争や、あるいはまた武力による威嚇等によって生存権が脅かされるような状態でない状態をつくることを目的として、そういうことが可能になった場合において、私たちはもうこういふものは要らなくなるのだからということ、を言っておりますように、われわれの希求し望むところは、それは私たちが、核の力も要らない、あるいはまたどこかのところが攻めてきた場合にはという想定もする必要のない、全地球人的な状態というものが、少なくともこの力の社会において、宗教、文化は別でありましようが、つくり上げられる日の早いことを念願する、このことは私たちがもう共通の意識だろつと考へます。

○木原委員 いずれにいたしましても、中国の核が脅威でないということ、ある意味では、外交政策の前進をした成果の一つだろつと私は思ひます。そうであつてはいいわけですが、核が現実的に隣りの国に存在をしておる、それが脅威と感ぜないような関係を持つということが、何よりも最大の防衛政策だと思ひます。そういう意味で私は総理の発言を歓迎をしたいと思ひます。

しかし、それならば、それについての防衛政策上の変化というものが裏づけとして伴つていかなければならないのじゃないのか、こういう次の課題を考へていくわけなんです。しかし問題は、たいへん大きな問題で、私どもも、総理の認識を前提にして、これから少し考へて、別の機会にこれはまた少しやつてみたいと思ひます。私どもとしては、けさの総理のこの時期における御発言というものを大事に受けとめて、これからの防衛政策について考へていきたい、こんなふうに考へておるということをおし添えておきたいと思ひま

す。それからいま一つ、やはり脅威という問題なんです。これは長官、新任早々なんです、国民のきわめて素朴な考え方として、平和になつていくムードが強い中で、どうして自衛隊だけがどんどん大きくなつていくコースを歩いているんだ、こういう批判があるのは御存じのとおりだと思ひます。それに対して防衛庁の答え、政府側の答えというのは、いや大勢からいけば、もう直接侵略が起るというふうなそういうものはないけれども、しかしそれは定着したわけではない、ましてや局地的な紛争、万一の場合の問題というものがなくないという保障は一つもない、それだから四次防衛も必要なんだ、こういう説明が繰り返されてきたわけなんです。しかしそれは、どう考へましても自衛力の増強が必要だという前提に立つた上でのものにひつしうな感じがするわけなんです。本来、武力であるとか抑止力であるとか軍事力であるとかいふようなものは、動いている政治の中で、あるいは情勢の中で、必要ならば大きくもなり小さくもなるという幅があつていいわけなんです。しかし、われわれの場合は、これはもうこの十数年来直線的に高度成長を続けてきている姿がある。そこにわれわれの不安もあるし、国民の不安もあるわけですね。

そうなりますと、何つておきたいのですけれども、一体、安定した緊張緩和といひますか、そういう状態というのは、つまり相対的に武力を避けていつてもいいと考へられるような状態というものはどういふ状態なのか、これは素朴な質問ですけども、長官のお考へ方をひとつ聞かしてください。

○山中国務大臣 アメリカは確かに、ベトナム戦争を何とかかんと切り抜けたといひますか、どう招から足を引き抜くことができて、したがって、徴兵制も志願兵制度にしようというふうな議論が起つておるようなんです。そういうことでアメリカとしては、実質上そういう地上軍的なものを中

心にした変化もあらわれると思ひますが、日本の場合においては、いままで繰り返して述べてきたことが、私たちとしてはやはり緊張緩和が定着する方向、すなわち、南北朝鮮も完全に半島の韓民族として統一が達成され、あるいはまた台湾海峡も平和裏にあるべき姿におさまり、そして中ソの間も平和、安穩に昔の一枚岩といわれたような仲と申しますか、要するに冷戦構造の仲でない新しい友好国としてのそういうものが定着をしていく、そしてアメリカがソ連、中国を含めて、いまの核戦争もやらない、あるいは戦争もわれわれは絶対にやらないし、周囲の国にもやらせないというふうな状態等、これをやっていたら、たとえばソ連がかつて提唱を一本だけしまして、あとわが国が、アジアにおける集団安全保障と申しま

すか、中立地帯構想、こういうもの、じゃ中華人民共和國はそのソ連の構想に入るのかということになると、そこに現実にはきわめてむづかしいと思ひられる問題があるように、やはり定着するという状態になつてくれたときに、日本はきわめて喜ばしい、緊張の状態がもうなくなった、定着をしたといえるときになるのではないでしようか。これは人によつて非常にいろいろとその段階差があると思ひますけれども、究極的には国連の平和維持機能が完全に機能するときということはいわ

ざるを得ないと思ひます。

○木原委員 これはもう議論はこの辺でやめまされども、先般来、同僚議員が質問した中にも、たとえばリチャードソン氏の報告を読んでもみますと、アメリカの国防白書は毎年新しいことばや標語を出すのですが、それにいたしましても、アメリカ側の認識というものは、ベトナム後のいまの時点の中でも、総合戦力構想というふうなものを出し、あるいは縦並びの二頭立ての馬車で行くんだというふうなことを言ひ、そういう観点から、日本の自衛力、防衛力というもののについての、ある意味では期待と要求を持っていることがはつきりしているわけですね。ですから、そういう構想の

二八

中に客観的には組み込まれているのではないのかという質問が先般ございました。

しかし、そのようなことを考えますと、やはり情勢を見ておきますと、主観的な考え方はともかくとして、かなり日本の防衛政策は一つの転機にきているのではないのか。関係の深いアメリカとの関係を見ましても、あるいはけさのような総理の発言をたまたま聞いてみても、何かここに防衛政策上の一つの転機が訪れてきているのではないのか。この情勢の認識にもし誤りがあると、何か棒のように日本の自衛力はただ躍進、躍進で大きくなっていく。それが一体何をたらすのかという点について、私もまた不安を覚えたわけなんです。ですから私は、そのような観点で、少なくとも日本の防衛政策が、情勢から見ると確かに一つの転機にきているんだという認識を持つわけなんです。

また、そういう情勢に応じての認識がなければ、防衛政策なんというものは生きたものになりません。情勢がどうあると、きめたものはやるんだ。それはあなた、軍事力なんというものはより強くより速いようなものがほしいのはあたりまえなんです。ですから四次防にしましても、ありていにいえば、実際に制服なら制服の人たちがこういうものがほしい、そういう何かいわば現場からの要求が土台になって、それが戦略見積もりになったりいろいろな計画になったり、そういうものを積み上げてやってきているわけですね。ですから国会でわれわれがいままで、私も長いことこの防衛審議に参加してまいりましたけれども、何か一番かなめどころが出ないわけですね。四次防がなぜ必要だということについては、政治的な見解やいろいろな見解は政府側からあるわけなんです。実際にそれじゃファントムはなぜ百五十機でなければならぬのか。百機でどうだ。その根拠は必ずしも明らかでない。けさほど総理からも、防衛委員会をつくってどうだという話がありました。防衛委員会でもつくったら、それでは戦略見積りのようなもので出して、ど

うだといつてわれわれに相談をくれるのかといつたら、そうじゃない。装備なら装備についても一番肝心なところが隠されたまま、その結果についてこれだけのものが要るんだから予算を何とかしろと、これだけのことで審議をやっているわけですね。ですから、こちらは何言っているんだという形で、何か見つけ出してきて、どうですかと、こういう議論になるわけなんです。

だから、わが国は軍事力はないんだ、軍隊ではないのだというならば、話は少し違いますけれども、あまり秘密があっても困るのです。これはコミニケーションにならないわけですね。ところが従来は御案内のとおり、長期の見積もり、戦略見積りから始まりまして、多くのものが少なくともわれわれの前にも隠されていて、そしてこの出てきた結果だけについてどうだと、こう出されているわけなんです。これでは防衛力のあり方について審議をするのは非常に資料不足だ、こう考えるわけですね。ひいては自衛隊が国民の中で孤立をしていて、必要が必要でないかといった次元の議論が延々と続く、こういうことになっていくわけなんです。したがって私もどうしては、少なくとも見たところ、この防衛政策のあり方についてわれわれとしてたいへん考えなければならぬ時期にきていると、こういう認識があるわけですから、それならばそれに対応して、少なくともこれからの防衛政策の展開にあたっては、もう少し国会の側にも協力を求める意味でやはりざくばらんな問題を出してもらいたい。あるいはまた制服の指向するところについても、これは皆さん方がチェックをする立場にあるわけですから、同時に制服の権限と、やるべきことと、判断をしてはいけぬ部分と、いろいろはつきりしている面もあると思うのです。きちんと押えて防衛問題を組上りのぼして、大事な時期にきていると思うだけに、この議論のあり方についてもぜひ政府側でも考えていただきたい。こういうことを実は今度の防衛審議を通じても痛感をいたしましたのですが、その辺の感じはいかがでしょう。

○山中國務大臣 党は違っても、木原さんのいまの基本的な考え方というものは私も同意であります。まだ私が就任して日も浅いと思いますが、私の姿勢というものは少しはわかってもらえようになっていると思うのですが、私は自衛隊というものに閉鎖集団に追い込んでほしくないと思つてゐるのです。やはり毅然として議論はあつても存在しておる。しかも自衛隊というものを総理が言われたけれども、やはり武器を手にし得るまとまった唯一の集団ということになりますと、それを自閉集団として追い込んでいくことはいけない。だからやはり、存在する以上はそれを国民の前になるべくオープンにして、開かれた集団であるようにしなければいかぬ。それがまた国民の信頼と理解を勝ち取る第一歩だと私は思うのです。信じておきます。

したがって、先ほども山崎先生が、山中君、君はいまから苦勞するぞとおっしゃったのですが、私はそう苦勞しないで、制服の中に私も入って会議もいろいろと持ったりしながら、そしてやはり、開かれた集団として国民の前で、明るい、みんなが自分たちの、ちょうど駐在所のおまわりさんに道を聞くような、身近な、ほんとうの法を自分たちの生活から守ってくれる人とおまわりさんというふうな感じはほぼ定着しておると思うのですが、そういうふうな自衛隊というものを我々も、そう日を、なるべく早くつくって上げたいというものが念願でありますので、外交上とかいろいろの特別な問題があり得ることは私もわかっておりますが、なるべくオープンにして、国会の審議というものの、お互いの党は違いますが、国民の、ためにどうあつたほうがいいのかという議論は、ぜひ私もそうしたいし、自衛隊を率いる者としてそういう姿勢を貫いていきたいと思つてゐます。

○木原委員 もう時間の節約上議論は少しやめまして、具体的なことを二つ、三つお伺いをして終わりたいと思つておられますが、実はきょうは空の関係を一三三伺いたいのです。

た、ファントムの爆発事故がございましたが、この前後にP2Vの遭難といひますか、事故がございました。資料を少しいただいておりますが、おとしもございましたし、この二年ほどの間に三件ばかり事故を起こしております。この事故を、資料をいただいたので御説明は要らないと思うのですが、下総のP2V、この事故の原因といひますか、この概況についてかいつまんでひとつ報告してくれませんか。

○大西政府委員 一昨年下総の第四航空群のP2Vが、着陸の直前に立ち木にぶつかりまして、右翼端のタンクを滑走路路上に落としました。そのあとバランスをとるために、左翼端のタンクを海上に投棄するために海上に出ましたが、約三十分後事情不明の原因で海没をしたというのが事故の概況でございます。

推定の原因といひましては、滑走路の北端の四、五百メートルのところに街路灯がございまして、その街路灯を滑走路路上に見間違えたという推定が一番公算が多いというふうに考えられます。二次的には、その立ち木に衝突をして機体の一部損傷を負つたまま洋上に出て、その間さらにそのきずが大きくなつたか、あるいは非常に不安定になつて、操作を誤つて海没したというふうに考えております。

○木原委員 事故のケースは違つてわけですが、四十六年七月のP2V、それからこの間硫黄島の近辺で海に突つ込んだ。ケースは違つたわけなんです。これは御説明もあつたのですが、そしてまた資料もいただいておりますが、それ以上原因追跡はやつておりませんか。

○大西政府委員 ただいまの硫黄島の件でございます。

○木原委員 いや、両方とも、私もいただいた資料、御説明いただいた以上……。

○大西政府委員 御説明を申し上げた……。

○木原委員 いや、これはいいです。私は、本来ならばもっと詳細な事故調査報告をいただきたい

という気持ちを持っています。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、これはきょうの問題にはしません。ただ、たとえば四十六年七月の事故例の場合、まさにおりようとして立ち木にひっかかった、そのときにタンクが落ちたというんですね。これは燃料のほとんどが落ちたからタンクだと思ふのです。ですから、あのときになぜ滑走路へおりなかつたのかと、こういう疑問があるわけなんです。バランスを保持するために海上に出たんです。だから、両方ともそれはからだったと思うんですね。だからおりればよかった。少なくとも現場の人たちもそう言っていた。特別な指示を出してわざわざ海まで飛ばしたのじゃないのか、こういう感じもするわけなんです。だから、ここでは操縦ミスみたいなことになってるのではありません、しかし、管制上のミスがあったのではないかと疑問も持つわけなんです、その辺はどうなんですか。

○大西政府委員 当時、燃料タンクには非常に燃料が少なかったという事は事実でございます。しかしながら、おそくパイロットはそのときに、着陸復行するという方法をとるか、あるいは海上へ出てタンクを捨てて、そうして立て直して着陸するか、あるいは他の飛行場に行くということをお考えになったと思いますが、いずれにしてもこのときに、われわれの反省事項としては三十分間あったわけなんです。その間に飛行機から何ら地上に通信がなかった、また地上からは飛行機を支援する指図をしなかったという点は、非常に問題があるというふうに考えております。その点につきまして、事故対策としては、緊急の場合の措置というについても一度反省をし、措置を徹底するという対策を講じております。

○木原委員 このときはパトロールを兼ねていたのですか、訓練というんですけれども。

○大西政府委員 このときの訓練は、夜間海上航行訓練でございます、約七、八時間飛行いたし

まして、夜中の三時ごろ帰ってきたわけなんです。

○木原委員 パトロールを兼ねていたのですか、それは。

○大西政府委員 パトロールというのは対艦哨戒訓練というふうに理解いたしますが、パトロールを兼ねておったと思います。

○木原委員 そういふ場合は、こういう飛行機にはどんなものを積んでるのですか。

○大西政府委員 P2Vは対艦哨戒用の器材といまして、レーダーが一番大きな器材でございます。そのほかロケットというふうなものも積んでおります。

○木原委員 地上に落ちた場合に大きな爆発を起すようなものの、爆雷のようなものは積んでるのですか。

○大西政府委員 爆雷は積んでおりません。

○木原委員 じゃ、普通のロケットだと思ふのですがね。ただ、それにいたしまして、たとえば四十六年七月のことを一例にあげてみるわけですが、けれども、どうもはなはだ不可解な要素が多いわけなんです。しかしわれわれはそれを追及する材料がない。現場で話を聞いてみると非常に不可解。しかもその後の報告というものは、そう言っではあれでしかなく、推定による原因だとか何だとかというもののしか出てこないわけなんです。

そうなりますと、長官、自衛隊の中の飛行機の事故、これは資料をいただきましてかなり多いわけなんです。長官は先般の御発言の中でも、小さな事故の一例といえどもおのれのところ上げてみた、こういうふうにおっしゃっておるわけなんです。飛行機の事故はかなり多い。これは訓練が激しいということの証左だと思ふのですが、ただ、事故を起こしたときには、やはり相当な追跡をやらないと、いかぬと思うのです。しかもこの委員会、運輸省の関係で航空事故調査委員会設置法という法案の審議を控えておるわけなんです。民間の事故調査についてはかなり詳細な資料が出てきて、私どもとしても、それに基づき

いろいろな探究ができるわけでありまして。ところが、自衛隊の事故調査のあり方というのは、先ほどの話じゃないのですけれども、非常に閉鎖的じゃないかと思うのです。つまり部内でやってしまふわけですね。部内でやってしまふというところは、自分のところで起こった事故を自分のところできちんと調べておきたいというところがある。そういうことで、たいてい事故を教訓として生かす。そういう余地が残るのかどうか、こういうことなんです。被告と原告が一緒になって調べてやってみようわけですから、なれ合いと言っちゃ悪いんですけども、そういう事故調査のあり方というのはいくつかを要するのではないかと考えています。疑問を私は持っているのです。いかがでしょう。

○山中国務大臣 ごもつとですが、水没をしてしまふと、なかなか生存者がおりません。ために——生存者がいる場合は比較的わかりやすいのですが、それが究明しにくい点があると思ふます。さらに、たとえばこの間の千歳の事件等は、まあ幸い人には被害者がなくて済みましたけれども、これは地上に機体のごさぎさしたもので、操縦士は落下傘が開き切らずに死んだわけでありまして、その原因を徹底的に調べた結果、尾翼の制御翼のシャフトが折れたんじゃないかということに大体究明できました。残り十一機全部シャフトを取りかえまして、そして地元の県、それから市長さん、市議会、周辺の人々の御了解、大体こういうことだったようです。全部取りかえまして、ということ、おおむね、それならば飛べないわけにもいかぬだろうからという御了解をいただいて、じゃ一機ずつだいたいじゃぶかというテスト飛行をやらない、それが全機だいたいじゃぶだったから、まあ来月に入ったら訓練再開もよからうという地元の御了解も取りつたようでありまして、二度とそういうことの起こらないようには徹底した原因究明をして、そういうふうな地域の方にも御説明しますと納得もしていただけるわけ、私たちとしてはそれを隠すことがかえって——隠すことはいかぬわけですが、海の中に

落ちた場合なんかにはわからないこともあります。隠したりなんかしますと、地元の人たちがとてもあぶなくて飛べないという空気、これはもう今日一般的な環境にありますから、基地周辺の御協力を得るためにも、国民の理解を得るためにも、またどういふ自衛隊員の生命を失わないためにも、この原因究明は徹底的にやる。これは事故報告のみでなくして、そのあとは徹底的に追跡して報告をあげさせていただきます。したがって、そのような誤解の生じないようにやれると思ふますので、きちんとやってまいりたいと思ふます。

○木原委員 これは長官、申しわけないんですが、ことばの問題ではなくて、私どもは民間の事故の問題を少し調べてみても、たとえば羽田沖で海におちたやつだつてけつこう引き揚げまして、これはいろいろな問題が起るぐらい、まあそれでもわれわれは問題があると思つてゐるんですが、やつてゐるわけですね。ですから、自衛隊内における事故調査委員会というのが常設されてあるかどうかわかりませんが、私は、少なくとも第三者によつて客観的に証言ができる、たとえば自衛隊といえども、被害を受けた人、あるいは乗員でなくなった人、そういう人たちの遺族なり何かが告訴するといったような場合にも、十分にたえられるだけのものを持つていなくちゃならぬと思ふのです。教訓として残す分はもちろんです。それからまた器材なら器材に致命的な欠陥があるということになれば、特に自衛隊の場合は思い切つてその廃棄ができるわけですから。民間の場合は、企業との関係その他があつて事故調査でなかなか原因が究明しにくいという妙なところもありまして、自衛隊の場合はやろうと思ふと思ふ切つてできるわけですから、それだけにやはり自衛隊の中には、航空事故なら航空事故について権威ある、あるいは第三者が見て少なくとも納得のいけるような、そういう事故調査の追及の委員会をやはりきちんと設けるべきではないのか、こういうふうにかけるのですが、いかがでしょう。

○大西政府委員 事実関係で私から申し上げますが、防衛庁長官の訓令をもちまして、各幕僚長が事故調査をして長官に報告をするという仕組みになっております。そうして各幕僚長はそれぞれ監察官を長とする事故調査委員会を常設で設けております。そこにかけて報告する。その報告を内局が受けまして、重要な事故につきましてはさらに審議をして、場合によっては差し戻す。あるいは数年前の金沢事故のような大きな事故につきましては、次官を長とする調査委員会を臨時に設置をして、内局が加わって調査を行なうという方法もとっております。

○木原委員 これは、責任者が事故追及の調査の責任者になるのはいいんですけれども、問題は、やはり技術的にも権威のあるメンバーを選んで、やはりきちんと対応すべきだと思うのです。特に、資料をいただいておりますけれども、自衛隊の飛行機の事故というのは決して少なくはありません。しかも、これから空の関係というのはいろいろの意味で広がっていくわけですから、これはぜひ要望しておきたいと思うのです。

そこでもう一つ伺っておきたいのですが、ファントムの爆発というのは、あれはどういうことになっているのですか。

○大西政府委員 五月一日に事故が起きましたから、直ちに現場の調査及びその調査報告を受けまして、ただいま申し上げました航空幕僚監部に設置をされております調査委員会が審議をいたしました。それと並行いたしまして特別点検の項目を九項目あげまして、約三週間にわたりまして全機総点検をいたしております。さらに米空軍及び米海軍のファントムの事故例を取り寄せて、それを分析いたしました。その面からも事故の原因の推定を行なっておりますし、なお現在進行中でございますので、結論が出るまでにもう少ししかると思いますが、想像されるものとしては、エンジン系統または燃料系統に原因があったものであるというふうに現段階では考えております。

○木原委員 このファントムの事故の調査に当たつておるメンバーはどういう人たちですか。

○大西政府委員 これは、航空幕僚監部の監察官をはじめといたしまして、防衛、装備、技術系統の課長クラス、それから三菱及び石川島の技師を加えまして、機材面の調査は拡大した形で進んでおります。

○木原委員 ファントムといえは十時間飛んで九・何%というように、過去の事故例はたいへん少ない。そういうことではたいへん安全度が高いということが売りものの戦闘爆撃機、これがまことに壮烈な、しかも組み立てて二機目があいう事故を起こした。これもある意味ではたいへんなことだと思ふのです。ファントム計画全般について影響を持つような問題だと私は考えたわけなんです。ところがそういう事故を起こして調査をやられる。ここでも、いま三菱もしくは石川島の技師の関係者、こう言っておるのですが、三菱や石川島、特に三菱重工なんかは、これを組み立てた工場ですね。石川島についてもしかり。つまり被告ばかりが集まっているわけなんです。裁判官はいないわけですか。これはどうですかね、そういう調査のあり方は、きびしくやるというのなら、逆に競争会社のきびしい指導を受ける、そういう関係のところからの技術者なり専門家を招聘してでもやる必要があるんじゃないでしょうか。自分のところで組み立てたのですから、これはどうしたって、どんな科学者といえどもある段階のところでは、この程度のうきもちが動かないという保証は何もないわけですね。だからそういう事故調査のやり方というのに私は非常に疑問を持つわけなんです。どの程度の調査をするのですか。

○大西政府委員 先生の御疑問はある面においては、はもとともだと思ひますが、御承知のように自衛隊は防衛庁長官を長とする公の機関でございますし、航空機の安全ということは自衛隊員の生命にも関係いたしますし、また自衛隊の力というものにも関係いたします。したがって、その面において事故の原因究明及び安全対策というものは、ついでにはきわめて真剣な態度で臨んでいくわけでございます。それから今回のファントムの事故は、御承知のように新機種でありますし、また非常に高価なものであるということで、事故が起きました直後、防衛庁長官から各幕僚に口頭指示を出されたときにも、特にファントムの原因究明については内外に疑念を残さないように徹底的にやれという御指示も出ております。

そこで、この飛行機は何ぶんにも日本では、使いましから現在八百時間ぐらいしか使っておりません。事故機は百時間ぐらいですが、アメリカでは約三千二百機、世界のそのほかの国を合わせますと三千七百機ぐらい、約十年間使っておりまして、空中火災等につきましてはすでに百数十の例がございますので、そういうものを分析をすることによって原因の究明はかなり正確にできるんじゃないかというふうに考えております。

○木原委員 いまファントムの訓練をやめているのですか。

○大西政府委員 原因を究明して有効な対策が講ぜられるまでは停止をいたしております。

○木原委員 組み立てのほうはどうですか。

○山口(衛)政府委員 現在、四十八年度に入りましてから月大機二機の平均で納入する予定を立てておりましたが、現状では、原因が解明するまでその納入も全くストップをいたしまして、さらに十分会社側でその内容を検討するというところで納入はさせておりません。ただ、生産のほうは継続的にやりますと、技術者の離散でありますとか、あるいは材料費がますます割り高になるとかいう点がありますので、基本的な製作は一応コンスタントに続けさせております。納入はさせておりません。

○木原委員 防衛局長、これはいつごろきつちりした結論が出るのか、そのめどのお示しは別にならぬわけですが、これはあるいは新幹線の事故と同じで、私どもが見ましても、事故というのはいくつも予想の範囲を越えるわけですから、それにしても、

したいへんショックな事故だといわざるを得ないわけですね。場合によれば、ファントム配備の計画について検討し直してもらわなければならないような、そういう事態が起こるのではないかと、そういうことも考えられるわけですね。これはいずれにしても權威ある結論を待った上での判断だと思ふのですが、いまのお話ですと、ともかく結論が出るまでは訓練も納入も停止をするということなんですね。それが非常に悪い結論が出た場合には、配備計画全体について再検討しなければならぬと思うのですが、どうですか。

○久保政府委員 F4というのは、いまも大西参事官から説明がありましたように、非常にいい飛行機で安定した飛行機であります。ただ問題は、これを大部分国産をしておるといふところに問題があるわけがありますから、私どももいたしましては、一応問題の究明に全力をあげていただいて、十分な自信を得るということをやまず前提として、その上で計画というものは変えるつもりはないというのが今日の考え方です。

○木原委員 これは三菱で組み立てたわけですから、もし組み立ての過程に何かがあったとか何だとかというふうなことになるかと、生産のあり方その他については考えていかなければならぬですね。どうですか。

○久保政府委員 このF4のプロトタイプ、つまりアメリカでできているものについては自信があるといえると思ひます。ただ、これを国産しているところと問題があるわけでありまして、それから、したがって、プロトタイプと同じものができるという確信ができるまでは、私どもは、計画そのものが変わるということじゃなくて、計画が遅延するということになるのではないかと思ひます。

○木原委員 組み立ての過程に問題が出てきたというふうになりますと、これはまた別の問題が出てきますね。つまり生産のあり方、これはほかの機種購入の形にもある程度影響してくるのじゃないかと思うのです。御案内のように、アメリカ

かからまるる買ってきたほうが安くつくじゃないかという議論が一方にあるわけです。ですから、これはまたや推測の入る問題が出てくると思うのですが、その辺は影響ありますかどうか。

○久保政府委員 いまのところ最終的な結論を得ては、やはりありませんけれども、私ももととしては、やはりともといふ飛行機でありますし、わが国の航空技術水準も相当高いのでありますから、アメリカのと変わらないものがいずれ自信を持って生産の見通しが立つという前提に立ち得るならば、計画は特別変更するわけではございませんけれども、しかしその自信を得る時間が長くなれば、それだけ配備の遅延というものが予想されるということになるかと思ひます。

○木原委員 これは長官、くどくは申し上げませんが、いづれにいたしましても、ファントムの事故というのは非常にたいへんな事故だと、私もとしては認識をしておるわけです。先ほどのP2Vその他の飛行機の事故、それからファントムの事故。一つここのわれわれの要求としては、自衛隊内の航空機の事故については、少なくとも客観的に、あるいは第三者が見ても納得のいけるような権威ある事故調査の方法を確立してもらいたいと思ひます。閉鎖的ということばがありましたが、どうも私も見ておりまして、自衛隊内部でやってしまうという側面があります。しかしファントムの場合は、これは組み立てたばかりの飛行機ですから、民間の製造に携わった企業の技術者等を現在も入れておるそうですが、これもおかしいと思ひます。つくったところの技師が来てどうだと言うのは、私はおかしいと思ひます。だから少なくとも、調査に当たるメンバーにいたしても、調査の方法にいたしても、疑念の残らないような体制を早急に確立してもらいたい、こういう要望を申し上げておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○山中国務大臣 原則賛成で、実行についてはちょっと問題がありますのは、やはり兵器について

ては、そうたいして秘密でない部分だけの兵器ならこれは何でもないですけれども、航空機というのは精密資材ですから、やはりそこらところは、搭載してありますようなものもありまして、そう完全なオープンというわけにもまいりません。しかし、そこらところは、先ほど来おっしゃっていらつしやることは、とうとい人命を乗せて飛んでいる飛行機が落ちた場合は、自衛隊員といえども国民、少壮有為の青年でありますから、そういうことのないようにしてやれというお気持ちでありましょうから、私はすなおに受け取って、どのようなことが御希望に沿えるような形になるか、これはひとつ検討させていただきます。

○木原委員 よけいなことですが、一つだけつけ加えておきますと、運輸省が事故調査委員会をつくりたい、こういう法案を出しているのです。私もはできることならば、かなり大規模な事故調査委員会をつくらせてミラタリーの部分もこの調査対象に入れる、こういうようなことにしたほうが、国民が納得いくんじゃないかという実は考え方を持っております。しかし、これは私どもの考え方であつて、実際には運輸省が省内に新たに事故調査委員会というものををつくりたい、こういう形で来ているのです。いづれにしても事故の問題については世論がきびしい。まして自衛隊の場合は直接税金でまかなつておるもの、いろいろな制約の中で問題があると思ひますから、ぜひひとつ調査の方法については万全を期してもらいたい、こういう要望を申し上げておきたいと思ひます。

それから、もう一つこの機会にぜひ伺つておきたいと思ひますのは、運輸省からもお出しを願ひましたけれども、空域の問題なんです。具体的話が出ておまして、成田の開港がいつになるのか、だれかに聞いてみないとわからぬということなんです。あるいは年度内といひ、あるいは来年じゅうには開港じゃないかという時期を迎えているわけなんです。成田の空域の設定という問題があるわけなんです。そこに百里の空域とのあ

の意味では競合ですね。かねて懸念をされていたのですが、その問題がそろそろ出始めている。そこで、自衛隊のほうからどうなんだという話を聞きましたところが、幾つかの案あるいは一定の案をお持ちのようなんです。それで、訓練空域を鹿島灘から房総沖にかけましてかなり大きなやつを設定したい、こういう考え方を伺つたのですが、この訓練空域の設定について、まず自衛隊としての、防衛庁としての基本的な考え方というのをひとつ伺いたいと思ひます。いかがでしょうか。

○山中国務大臣 これは、私はあるいは自衛隊のほうから恨まれてゐるかもしれないのですが、平石事件がありました際に、運輸省に事故調査委員会を置いていかぬ、防衛庁に置いていかぬというところで、総理府で預かりました。そしてその結果、訓練空域というものを原則として自衛隊は海上ということにいたしました。そしてジェット空路その他をきちんと高度に分けて、幅その他定めて、それに対して、海上に出るための自衛隊機は海路を設定して、そこ以外に飛ばない、いろいろなことをこまかく定めたわけです。いま防衛庁長官になつてみますと、私がそういうことを直接指摘したわけでありませんが、やはりそういう航路優先という考え方をとつたために、自衛隊の空の訓練というものが、往復にえらい時間をとられまして、なかなか精度維持に日中の限られた時間の中で困つておるといふ話を聞きまして、いまのところ気の毒なことをしたという気も少しないではあります。これは率直な話です。そこで、今後やはりそういう姿勢を貫かなければならぬと思ひます。そういうしなせんと、二度と平石上空みたいなことがあつてはならないわけでありまうから。

現在の成田の問題は、訓練空域の問題と申ししますよりも、むしろ成田空港が完成した場合における進入あるいは出発の経路というものを運輸省のほうで一応いろいろ考へておられる。ところがそこには百里の既存の私どもの自衛隊の空の基地がある。それはすでに進入経路その他いろいろと空

域を設定して、影響のない状態でやつておるわけでありまして、そこで両者競合するような空域にならないような方法はないかということ、いま相談しております。これは私もまだ最終的に、防衛庁の意見はこうだといふことを言つておりません。運輸大臣のほうにも純技術的な問題として相談をまずせよといふことで相談しております。いま事務段階で双方、運輸省の航空局と私どもの事務当局との間で相談を詰めております。そう特別に両方が角突き合つたというような問題にもなつていないように思ひます。

○木原委員 私は成田にどうも関係が深いもので、すから、いろんな意味で注目をしていたわけなんですけれども、意外に過密なんですね。成田開港いたしましたので、どういふ経路を通りまして、かなり民間が過密な中で航路設定しなくてはならない、こういう状態が前提としてあるわけなんです。一時、運輸大臣橋本さんであつたか、大橋さんであつたか、いや、あそこ国際空港をつくつても、百里というのはそのうちに移転をしてもうとまでは言わなければいけません。ウエーはそう高くないんだ、それは国内のことだ、アメリカとの関係じゃないんだから話は幾らでもできるんだ、こういう話を実は聞いたことがあるのです。しかし、いざということになつてみますと、その後何年か経過するうちに、私もが見まして、百里の基地の持つウエーというのがある意味でたいへん高まつた。ファントム配備で、おそらく首都警備という任務を持って、当時の運輸大臣の想定をした以上にウエーが高くなつてきているという感じがするわけなんです。当然、そういうところから訓練空域がかなり広範囲な、広い分野の御要求がある。これはある意味では、防衛庁の立場に立てば当然だということになるのです。しかし、そこで原則をはつきりしてもらわなくてはならぬことは、何といつても安全第一ですから、しかも平石事件を教訓として、民間優先でいくと当時の佐藤総理が大きな声で言明されたわけですから、その原則だけはぜひ貫いてもらいたいと思

うのですが、どうですか。

○山中国務大臣 そうするつもりでおりますし、時の運輸大臣が橋本さんであったかどうか私も知りませんが、これは国内問題で、自衛隊と運輸省という相談が、これがお互いに一步も譲らないという相談であつては断じてならないと思うのです。したがって、そのお互いの進入、発進の航路を中心にした空域ですね、こういうものが両者話し合いができないはずはないと思っておりますから、また、いまのところ両者、百里を移動しなければだめだという案も出てきておりませんし、そのところでは話はずくものと思っております。いまおっしゃったように、ことに国際空港でありますから、そういう民航優先ということとは、私も心にかけて協力してまいりたいと思ひます。

○木原委員 事務段階で大西参事官なり、きょうは運輸省の金井部長にも来てもらつておりますけれども、話を聞いてみますと、自衛隊の要求がある意味じゃ訓練空域が非常に従来よりも広がつていく、そういう御要求を防衛庁のほうでは出している。そうしますと調整の問題が残つておる、こういう話なんです、この調整の方法を聞いてみますと、結局は、何といひますか、時間差、民間機が飛ぶ時間と自衛隊が訓練する時間、もう一つは高度差で調整する以外にないだらう、こういう話なんです。これはまあ技術的には可能だし、あちこちやつていくことだから問題はないだらう、こういう判断が運輸省の側にもあるようなんです。しかし、これは平面図で見ますと、成田から銚子のほうへ出ていく、その銚子の鼻先にかなり広範囲の自衛隊の訓練空域がでんとあるわけなんです。今度はその中に廊下をつくつて、そこを民間機が幾つか航路を見つけて飛び出していく、こういう形になつておる。ですから、技術的には可能であり安全度は決して低くない、こういう判断でありまして、これは私も見まして、まるで自衛隊の訓練空域というのが銚子沖で通せんぼをしていくような形になつておる。これは何とかならぬのかという感じがするわけです。これは百

里基地のファントムの運用その他のあらかじめの想定というものがあつたらうと思ひます。それにしても、国際空港のへさきにこういう訓練空域がかなり広い分野にある。しかもこれが、FとかE1とかE2とか、幾つもそういうものがある。そういうものの中には、さらに米軍の空対空の演習場みたいなものが設定されておる、こういう形ですね。そうかと思つて、こつちのほうには、ミッドウエー母港化に伴つてチャリーという米軍の空域がある。こういう形になつていきますと、百里、成田、羽田、その奥には横田がある、こういう形になつておる。これは一体どういふことになるのだらうかというものが、私もしるうとですからわからぬ面があるわけですが、それでも、それにしても過密過ぎるじゃないか。事務レベルの話し合ひは話し合ひとして、何とか思い切つた措置をとらなければ、大騒ぎをしてつくつた飛行場、これだけやられますと機能的にうんと狭められると思ひます。

さしたあつて、成田空港の便数というのは、まあ五十年で百五十回ぐらいた、そういう設定が行なれておられますけれども、しかし、あれが政府が想定しておるのと、この国際空港に完成をして、将来便数がふえるといふことを計算いたしますと、いかんせん、これは時間差や高度差だけで調整がつかぬものかどうか、こういうことも考えられるわけなんです。そうすると、百里の基地をどうももううか、あるいは訓練空域を全然別のところ

に設定してもううか、相当思い切つた空域設定についての考え方を想定しておきませんと、当面はともかくとして、非常に困難な問題に達着するのではないか、こういう感じを持つておるのです。どうですか、これはむずかしいあれなんですが……。

○山中国務大臣 私は、その問題はあまり困難視いたしておりません。要するに、国際空港としての成田というものがオープンいたします場合に、文字どおり国際空港ですから、世界じゅうの人が日本に来る場合に成田に降りるわけですので、そ

れらのところに、自衛隊の存在というものが脅威になつておるというふうな航空路というものは絶対にあつてはならない。そう思ひますから、そういう姿勢で話し合ひをするならば、私は可能だと思ひますし、そういう指示も事務当局にしております。もしそれが、妥協の産物がかへつて危険を生むようなことでありますならば、私と運輸大臣との間に政治的な話し合ひで解決してもよろしゅうございませう。

○木原委員 これはむずかしい問題なんです、運輸省の技術部長にもおいで願つておるのです、この段階で運輸省の事務当局として考えていることを少し説明してくれませんか。

○金井政府委員 先ほど防衛庁長官からお話もありましたように、雪石事故以後、民間機と自衛隊の訓練機を完全に分離するといふことで訓練空域をつくらうとして現在まで来ておるわけですが、これも、分離のしかたとして、空域を平面的に完全に分離する方法、それから高度を分けてお互いに訓練と民間が使用する方法、それから時間的にある時間を限つて訓練を認める、要するに平面的な分離と、高度的な分離、時間的な分離、こういう三つの方法が考えられております。

御指摘のように百里の沖合には、成田への進入、成田からの出発という便数が非常に多うございします、はたしてそういう出発、進入経路があるところに、いま言ったような三つの考え方の分離が民間機に支障のない範囲内で可能かどうかといふことをいま検討しております。

さらにもう一つ、分離の方法として、二重、三重に、双方、訓練のほうのパイロット、あるいは民間のパイロットがもし万一訓練のことを忘れておるような場合でも、衝突は未然に防ぎうな二重の担保の方法をつくるのが望ましいわけ、そのためにはリーダーを置いてかなり監視すると、そのためにはいろいろなことを含めて可能かどうかといふことも検討しておりますが、現在までのところまだ解決しておりませんが、事務レベルで調整中でございます。

○木原委員 時々事故が起こるわけですから、万一のことを考えて二重の担保をとつておくといふようなことになりまして、これはまた、空域の設定につきましても、かなり幅が狭い、空域の設けりをとらなくてはならぬ。しかし、どうも私もしるうとで考えまして、あまりゆとりがあるようにも考えられないわけなんです。

ついでに伺つておきますけれども、この間、米軍が空域を要求してきておられます。幾つかあるわけですが、この房総沖に設定をしたいという要求についてはどういふお考えですか。断わるのですか。断わつたらどうですか。

○金井政府委員 房総沖の、いま御指摘になつたチャリー海域の南に、たぶんミッドウエー母港化に伴うものだと思いますけれども、空域を要求してきております。これについてはいま検討しておりますが、これもグアム、それからウエーキへの航空路がありますし、さらに三宅島を通過して成田へ入るもの、それから成田から三宅島を通過して香港、台北のほうへ行く航空路、それがありますので、そういう十分な保護空域をとるといふ前提に立つて考えておりますが、これもまだ解決のめどが立つておりませんので、さらに検討しております。

○木原委員 八方ふさがりといふのはこのことじゃないかという感じがするわけです。空は広いと思つておつたのですけれども、なかなか過密なんです。

そこで長官、防衛庁側の訓練空域設定の地図を私どももいただいております。非常に簡単な地図なんです、どこがどういふあれがむずかしいのですけれども、これは何か根本的に動かすといふ方法はないものですか。百里を中心にして従来の空域の問題もある。これはちょっとあれなんですけれども、鼻先に三つの訓練空域を設定しよう、これが防衛庁側の基本的な要求なんです。民間優先といふことならば、いろいろな支障はあるでしょうけれども、空域を動かすか、他に何か思い切つた管制上の措置をとるとか、たとえば管

制の統合をやるとか、何かやはり相当な措置をとつてやらなければ、これはちよつと安全上の問題ですから、だいじょうぶだと言われたつてしよつちゆうニアミスがあるわけですから、将来のことが案じられるわけですがね、これはどんなものでしょうか。事務当局のほうの考え方は、大体こういうことで何と調整できないだらうかというところで詰めているのだそうですけれどもね。

○山中国務大臣　これはまだ運輸省のほうも、最終的に成田空港の発進、進入経路というものをきめていないわけです。したがつて、それらのことも踏まえながら相談をしておりますから、原則はあくまでも、いやしくも国際空路というものに対して、自衛隊が支障のあるような空域設定ということはやらないという原則で話し合ひをすれば、まゝまゝと思ひます。

○木原委員 そのまともり方の問題なんです。これは確かに先ほど来お話がありますように、高度差、時間差でまとめるというようなことなんです。それから二重の担保の余地をとっておきたい、こういう運輸省側の見解もあり、おそらく図上での話し合いというものは、これは同じ官庁同士ですからできないとはいいません。しかし、でき上がったものが、私たちがああそうですか、これはだいいじょうぶだと言えるものがはたして出てくるのかどうかということについて、私は疑問があるわけなんです。事務段階で双方から私も話を聞いてみたくんです。なるほど合理的な面がないわけではありません。しかし、長官おっしゃるように、国際空港、その鼻先に訓練空域があって、まともったのはいいけれども、しょっちゅう何か高度差の穴を飛ばされているというような状態。時間差なんていいまでも、確かに計算の上ではできると思うのです。しかしながら、これはなかなかか言うべくして困難な事態も出てくる可能性があるわけです。

だから、あれこれ考えますと、ある程度の話はできるでしょうし、できなくちゃならぬのでしょ
うけれども、でき上がったものがはたしてだい

じょうぶなのかという問いに答えられるものができる可能性というのは非常に乏しい。だから私は、それならば訓練区域をほかのところをさがすか、あるいはまた改善の策として管制上の一元化のようなものをはかっていく余地があるのかないのか。それも、たとえば成田と羽田、あるいはまた横田の問題が入ってきますし、むずかしい問題があると思うのですけれども、少なくとも民間空域の中に自衛隊も管制下に従っていく、そういうきちんとしたものができれば、あるいはそこにより安全度の高い措置が講じられはしないか、こんなような感じもするのですが、どうでしょうか。

○山中国務大臣　まず、国際航空路の安全性というものは、国家的な命題として確保しなければならぬ。でないとい、世界じゅうの人が、あそこの飛行場におりるのは――外国は軍というでしょうね。軍の空域との間にきわめて危険な場所を通り抜けなければならぬのだということが、操縦士からいえばすぐわかるわけです。そういうことが広がった場合にはたいへんなことになりますので、これはまず、運輸省の国際航空の必要な路線がまだきまつておりませんで、それいろいろな考えているようですが、そういうものを運輸省が最終的に希望します路線に対して、私どもはまず国際航空路の安全優先ということをやつてまいりますから、いまのところ、技術的にもまだ両方とも具体案を出していないわけでありますので、ただ、こういうところではどうなのかという相談をされているようでありますから、これは目的を絶対に安全な国際空港への進入路を確保するというところに置けば、私は、おおむねその目的は達成される方法はある、そう信じております。

○本原委員 くだいようですけれども、おっしゃるように、航路がきまらないのも結局空域の調整ができないからきまらない面があると思うのです。幸いにして、成田の空港の開港がおくれましたからゆつくりやってもいいわけなのですが、しかし、おいおいそうはいかぬだろうと思うのです。いままでの運輸大臣の言明によりますと、い

まごころは成田から飛んでいなくちゃならない。これはわれわれが反対したからだというのでしょうけれども、しかし、時間があるからといって、どうせ開港することになれば、一番大きな問題はこれなんです。いまたとえば成田周辺の開港した場合の騒音対策というものができています。しかし、これがきまらないことには、ほんとういいますと騒音対策も立たないわけです。コンテの作成のしようがないわけです。ですから、いまは架空の上に立って、この辺はやかましいだろうということでは騒音対策をやっている。そういう形で、考えようによりますと、たいへん大きな問題を残したまますべてがうしろに回っていく、そういうかっこうになっているのです。

ですから、長官がおっしゃるように、原則として少なくとも国際空港の安全ということを第一義に考えて、それに対して自衛隊も運輸省の方針に協力をする、こういうふうなことで調整をはかっていくんだということをひとつ確認してよろしいですか。

○山中国務大臣　　そこまで言われますと、私は再三誠意を披瀝しているんですが、運輸省がきめ切切らないのは自衛隊のためだということは、実はそうではありませんで、運輸省の中にもいろいろと事情があるようであります。したがって、その運輸省の中の事情等もよく踏まえながら、それに對して私どもが協力をしていくということにしたいと思つてゐます。これ以上はやはり運輸大臣の政治的ないろいろ問題があると思います。私のほうからは、もうそれ以上立ち入って申し上げません。

○木原委員　私どももこの成田空港に反対してき
たんですから、成田空港供用開始にならなければ
一番いい。いまはあそこに国連大学を誘致したら
どうだという話を進めているのですが、それもそ
うなんです。しかし、これは何が何でもやるとい
うんですから、やるんなら、雫石の二の舞いのよ
うなことがあつちやいけない、それだけなんで
す。それだから、空域の設定については少なくとも

も民間優先で、それに対して自衛隊が協力するといふか、こういうのほうがいいじゃないか、こういうことなんです。それならば事務段階でいろいろ示されておる案についても、根拠はあるんでしょうけれども、しかし、民間優先ということならば、訓練空域を移すなり、場合によれば私は百里の基地の機能も低下しろと言いたいところなんです。が、しかし、そのことも含めて次善の案は考えられないだろうか。

それからまた、管制上の措置についても、これは将来にわたる問題ですけれども、やはり管制の一元化というような形の中でより高い安全度を民間のために提供をする、そういう用意があるのかないのか、こういうことをぜひ聞いておきたいということなんです。

○山中國務大臣 何べんも申し上げておりますとおり、木原委員の姿勢でいかなければならぬ、私らはそういう姿勢をとるべきだ、そう思っております。

○木原委員　もうこれで時間だいぶ過ぎましたから終わりますが、ときどき、雫石のときもそうだったんですが、自衛隊が臨時に空域を設定しますよね。そういうときの基準のようなものは、ちゃんと内規が何かにあるんですか。

○大西政府委員 雪石の場合には、第四航空団の訓練準則というものがございまして、その中で航空路あるいはジェットルート等、民間機の航行のひんばんに行なわれるところを制限空域というふうに指定をしておりますで、原則としてそこを使わないというふうに定めております。

○木原委員 私は聞きたいのは、あのときもそうだったんですが、臨時に空域を設定したというんですね。そして何か先月でしたか、松島隊の土橋さんとかいう方の法廷での証言というのによりきすと、空域を設定した、この辺だろうといつて五本の指で押えた、こういう形で空域の設定をやっている。どうもざっとしているんだなという感じがするわけです。訓練空域を設定する場合のきちんとした基準、そういうものがあってそしてそ

れはきびしく守られる、そういう措置になつてゐるんですかどうですかということを聞いています。

○久保政府委員 霰石事件のときには、まさにそういうような事態がございました。したがういふ、その反省に立ちまして、運輸省と防衛庁とが協議をしまして、訓練空域については、民間機の航路、それから管制能力その他あらゆる技術的条件を踏まえて、この高度、この空域については自衛隊が使用してよろしいというふうに特定に指定してあります。そして「航空情報」に記載をして、民間機も自衛隊機も十分周知させられているという特定の空域しか使っておりません。したがって、それ以外には自衛隊のほうで随意に使うということはできません。

○木原委員 それは霰石のたいへん大きな犠牲の上にそういう措置がとられたということは、これは一つの前進だと思ふんです。いづれにいたしましても、そういう形で訓練空域の設定、それから空域全体の設定についてはやってもいい。もう私もが見ましても意外に過密である。そして、自衛隊のほうにはそういう措置をとられたということですから、くどくは申し上げませんが、おれのほうはいざというときにはやるんだ、ややこしい気持ちがあるんじゃないやないかという心配があるから申し上げておるわけなんです。したがういふ、この問題につきましては、ぜひ先ほど来長官が繰り返しておっしゃいましたような形で、できるだけ民間の安全のために協力をするんだ、そういう姿勢でひとつぜひ対処してもらいたいと思ふんです。

それから、管制上の問題等につきましても、私は、できることならばやはり関東空域の管制を一元化して、より安全度の高い措置が講じられるような、それについてもぜひ自衛隊側でもこれは勉強してもらいたい、こういう感じを持つておるわけです。

あらましそういうことなんです、最後に、そのことに関連をしてもう一つ伺つておきたいこと

がございます。いつか佐藤総理が霰石のあと、たとえばブルー14なんかについても返還を求める、かなりはっきりした言明があったわけですか。

これは外務省のことになるわけですが、アメリカの専用空域の問題についていろいろ問題があるわけですね。十幾つの新しい訓練空域、専用空域の要求があるという話もございましたし、総理はそういうことをおっしゃったのですが、その後一向米軍専用の空域についての返還とか何とかという話が進展しておりません。そんなようなことを考えますと、これから各地にアメリカのほうを要求をしておる空域についてはどういう方針で対処していくのか、これは運輸省のほうからひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○金井政府委員 御指摘の米軍から要求のあった訓練空域につきましては、すでに決定した防衛庁の訓練空域と一緒に使つてくれということで協力を求めておりましたけれども、米軍のほうの関係もございまして、新たに昨年の九月から十カ所プラス一カ所の新設ということで要求してきております。それにつきましても、先ほど申し上げましたように、民間機に支障のない範囲内で設定することが可能かどうかということ、まず、要するに民間を第一に優先させるということ、検討しておりますが、現在までのところ、まだ一カ所も設定しておりません。まだ検討中でございます。

○木原委員 新しく要求してきておるところについては大体断わるつもりですか。

○金井政府委員 昨年の九月に十カ所プラス一カ所の新設ということで要求してきておりますけれども、そのすべてについて検討しております。まだ現在までのところ何の解決もしておりません。したがって一カ所も正式には決定されておられません。まだ検討しております。

○木原委員 終わります。ありがとうございます。

○三原委員長 東中光雄君。
○東中委員 私は、自衛隊の性格についてきょうはお聞きしたいと思つておるのです。

私も、自衛隊は対米従属の人民弾圧の憲法違反の軍隊だ、こう思つています。同時に、アメリカの極東戦略の中に組み入れられた、ある程度責任分担をさせられた侵略的な性格を持つてゐるのじゃないか、こう思つています。政府は、これは専守防衛だ、仮想敵国を持たないんだ、こういう体制であります。が、仮想敵国を持たないということ、これは何回も国会でも答弁されておるわけですが、現在ももちろんそういうふうに主張されると思ひますが、そうでございますか。

○山中國務大臣 一番最後のところはそうですが、前のほうは、私も思つておると思いますが、人民弾圧とかいう気持ちじゃなくて、人民の生命、財産を守るといふつもりでおります。

○東中委員 仮想敵国を持たないということですが、演習における仮設敵で特定の国を想定した、あるいは特定の国の軍隊を想定したという演習をやつてゐるのではない、こう思ふのですが、そういう点はございせんか。

○久保政府委員 私どもでは必ずしもそう思つておりません。

○東中委員 必ずしもそう思つていないということですが、これは昭和四十三年の三月十六日、衆議院予算委員会での質疑であります。演習で仮想敵国を想定した演習はやつていない、今後ともいたしませんということ、この想定の中にサハリンなんかの地名が入つておつて、そういう質問に対してその事実を認めるとは言われないまま、しかし、いま指摘されたような「演習想定状況」にあるかもしれないが、仮想敵国を想定した演習は、今後ともいたしません」と当時の増田防衛庁長官が答弁をされておるわけですが、こういう姿勢、これはいまでもとつておるということですか。

○久保政府委員 もちろん当時から思想は今日も変わつておりません。

○東中委員 演習における仮設敵部隊の装備、編成等を明らかにするための防衛庁内部にある訓練資料という本がございますね。ございますか。

○久保政府委員 仮想敵と申されましたが、対抗部隊の甲、対抗部隊の乙といったものの内容を定めております訓練資料はございます。

○東中委員 いわゆる演習における仮設敵部隊の編成、装備について定めておる、いま言われた訓練資料であります。これは私たちが要求したので、出されないので、なぜ出されないのですか。

○久保政府委員 現在、対抗部隊とこちらの部隊との関連で演習をすることによりまして、わがほうの戦闘態様、対応策というものが推定されるということ、個人的にはともかくとしまして、公表するといふ筋合いのものではないからというふうに判断をいたしております。

○東中委員 この訓練資料というのは、いわゆる秘密文書でもなければ取り扱ひ注意の文書でもないというふうな聞いておるのですが、そうじゃないですか。

○久保政府委員 秘密といふと、なるべく程度を高めるという必要もありましよう。したがういふ、一般の訓練資料というものを秘密に指定しない場合も多いわけですが、ただ、だからといってそれを自由に公表する筋合いのものでもまたないというようにも考へております。

○東中委員 これは長官にお聞きしておきたいのですが、長官が総務長官のとき秘密文書が問題になりました。秘密でも何でも、あたりまえだと長官が思われるような文書でも、省によつては秘密の判ごをばんばん押しておるというのがあります。こういう発言をここでされましたことがありますが、いま言つておる訓練資料の場合は、その秘密文書の扱いもしてない。取り扱ひ注意という扱いにもしてない。そして訓練における仮設敵部隊の中に仮想敵国を予想して、あるいは特定してやつておると思われるそういう内容はその訓練資料の中にはあるので、私たちはそれを見せろという要求を防衛庁へしたわけなんです。ところが、いま防衛局長の言われるような、一般に公にする必要はない。それは一般に公に市販する必要はない。

いでしょけれども、国会審議で、そしてこの自衛隊の性格についていままでも何回か論議されてきておる問題についての、その訓練資料をなぜ秘扱いでもないのに出さないのか。これはどうして私、納得いかぬわけですが、長官、その文書の扱いについて一体どうお考えになっておるのか。

○山中国務大臣 そのときは私自身、総理府において秘密文書は一切なくしました。そういうことはやったのですが、いまの問題は、それに従って各省庁それぞれ極秘、秘とか取り扱いをきめたと思います。防衛庁も、私についてすぐそのことを調べたのですが、いまのような場合は、御質問があれば答弁はいたしますが、その資料そのものをいせというところについては、やはり実際の戦闘と申しますか、そういう甲と乙との部隊とが、すぐれた装備を持つ隊に対する戦い方はどうするか、具体的なものが書いてあるわけでしょうか、そういうものはどうでしょうか。答弁はさします。しかし、資料で出せと言われたって、それは秘密でないから、秘の判が押してないから出さないというものでなくて、扱いが秘であるという意味の、そういう意味では扱いを秘にはしていないということですから、御質問があれば当然局長は、おそれると思いません。

○東中委員 秘密文書ではないわけですが、秘密文書は、あの規定に従ってその指定をしてこそ形式的秘というの成立して、そして実質的な秘があるかどうかというの、これはまた別の問題であります。形式的な秘密扱いもしない、取り扱いは注意というふうにもしていない。そして自衛隊が訓練をやる場合に、相手のことがよくわかっておったのでは、あいが悪いと言われけれども、自衛隊は、たとえば第七師団が訓練をやるときには、第七師団と第五師団の一部——五師団のほうは仮設敵部隊になるわけですから、逆の場合だっていることですね。だから自衛隊の中ではみんな知っていることですね。本を持って、買えるのじゃないかというようにおっしゃる人もあります。

た。だから自衛隊の中では、訓練上そのことをみんなが知っておたら困るというような性質のものではない。国会へ出して何にもおかしくないのだったら、こういうことでやっていますんや、あそこ、言っているとおりになっているな、これならいいわけだ。ただそれを隠しちゃうということになる、これはやあ悪いものを仮設敵部隊の中に想定をしているから、だから隠しているのだ、こうならざるを得ないわけだ。その点、だから長官の言われているのは、私の言っていることとちよつとかみ合っていない、これは良識ある総務長官のときの答弁を聞いてもらって出してもらうべきだ、こう思うのですが、どうでしょう。

○山中国務大臣 東中さんと私はかみ合うのですよ。しかし共産党と自民党となると、なかなかかみ合わないのです。だから、そういうところでないかなややこしいのですが、答弁では満足しないとおっしゃるなら、東中さんにはお見せしてもいいということでしょう。みんなに全部配らなくても、あなたにはお見せする、それならいいでしょう。

○東中委員 これは訓練資料を見せていただくということですね。それでは、それを見せてもらうことにして、いまここで、私のほうで入っている資料についてお聞きしたいのは、七〇年の北海道における七師団演習、それから七一年のヘリポート演習ですが、そのときに、これは共産党に見せたのではなくて、現場で報道関係者にいろいろ紙を張り出して説明をしたのがあるのです。その説明したものの中に、演習部隊編成、仮設敵部隊編成というのがあります。これは写真にとりてあります。これではなかなか読みにくいので、仮設敵部隊編成の符号並びに記号を読める程度にこれを拡大しました。これはあらかじめ言うてあるのです。局長のほうでいまお持ちですか。

○久保政府委員 持っております。

○東中委員 これ、同じものかどうか、ちよつと見てください。——これは現場で写真をとったものを、読みやすいように拡大したものということなんです。いま御説明によると、このうちの一部分がないと言っておられるけれども、一部がないといったって、現場の写真そのものなんです。それから、これはちよつと見てください。写真のうちの一部分に書き込めるというように性質のものじゃないわけですから、これはびょうで打ってあって、隊舎であるということも明瞭なんです。ね。よろしいですか。

じゃ、その基礎の資料が一緒であることを前提にしてお聞きしますが、これは符号、記号で書いてあるので、一般が見ればわからない。報道関係者の人も特別に勉強している人でなければわからぬ状態で見過ごされたのだと思うのですけれども、これによりますと、たとえば砲兵大隊というのがあります。その砲兵大隊の下に記号があります。12H(OM)Xとあります。12Hというのは一体何かということ。

○久保政府委員 百二十ミリあるいは百二十ミリのハウザーですから、りゅう弾砲になります。

○東中委員 その下に15Hというのがあります。これは何ですか。

○久保政府委員 百五十もしくは百五十五のりゅう弾砲であります。

○東中委員 百二十ミリりゅう弾砲というのは、日本国ないしアメリカなんかで持っているかどうか。これはソビエトの装備ではありませんか。

○久保政府委員 ちよつと私も調べてもらったわけですが、あれですけれども、12Hというのは、ソ連、それから東欧の諸国、それから台湾、シリア、イラク等若干の国が持っております。

○東中委員 要するにソ連製の兵器を使用している国ということですか。そうではございませんか。

○久保政府委員 これは個々の兵器よりも、この編成装備の性格からお入りいただいたほうがよろしいのではないかと思いますけれども、少なくとも12Hというのをソ連が持っておりますことは確かです。

かであります。

○東中委員 15H、百五十五ミリりゅう弾砲も同じであります。その次に移りますと、機甲偵察大隊というのがあります。そこには12H(OM)Xのようになっておりますが、12Hというのの一体何でありますか。61TKというのをカッコで閉じてあるのはどういう意味なのか、説明していただきたい。

○久保政府委員 偵察中隊には12TKつまりライトタンクが二台あるということでありまして、あるいは六一式、これは自衛隊の六一式戦車のことです。

○東中委員 ということは、12TK、軽戦車、ソ連のPT76ということであって自衛隊にはない。61TK、これが自衛隊の戦車である。軽戦車ではないけれども、それに代用させておる。だから仮設敵としては、12TK、ソ連の軽戦車を相手にしているのだが、実際には61TKという形で自衛隊のやつで使っておる、こういうふうに読むべきだと思ふのですが、そうではございませんか。

○久保政府委員 このライトタンクは、必ずしもソ連のものとは特定しなくてもよろしいわけでありまして、要するに偵察中隊というものはライトタンクを持つのが適当である、これは世界的な趨勢であります。フランスでは確かM13でありましたか、非常によろしいのがあります。わが国も将来の開発の対象としては考えたい。しかし、現在自衛隊が持っておりますので、対抗部隊としては六一式戦車をもって代替をしておる、こういう意味であります。

○東中委員 対戦車隊の12Mというのがあります。(OM)X、12Mというのは何ですか。

○久保政府委員 百二十の迫撃砲であります。ソ連、東独その他の東欧諸国、それからフランス、西独、インド等が持っております。

○東中委員 自衛隊は持っていない。アメリカも持っていない。ソ連が持っておりますものだということとあります。

さらに、その同じ対戦車隊の中で、STAAG(3

「(C)X」C」となっています。この57 A A Gというのは何ですか。

○久保政府委員 五十七ミリのアンチ・エア・ガンでありますから、対空機関砲でありまして、ソ連軍それからインドネシア、シリア等その他若干の国が持つております。

○東中委員 さらにその下に100 A T G、百ミリ対戦車砲がありますが、これも日本にはない。ソ連及びソ連軍が持つておるだけじゃないですか。

○久保政府委員 百ミリのアンチ・タンク・ガンはそのとおりであります。

○東中委員 それから一番下の欄に重迫小隊というのがあります。ここに82 M、いわゆる八十二ミリ迫撃砲がありますが、これも同じではないですか。

○久保政府委員 82 Mは、そのままであれば東欧圏であります。81 Mは米軍も持つております。

○東中委員 その部分は82 (X) M、C、こうなっておりますから、カッコの中はアメリカナリが持つてゐる、あるいは自衛隊が持つてゐる、しかし82 Mというのは持つていない、こうではございませんか。

○久保政府委員 そのとおりであります。

○東中委員 さらに、その右側の小隊の符号の下に書いてある57 G、57 ミリ対戦車砲、これも同じではありませんか。

○久保政府委員 五十七ミリのガンは、やはりそうであります。

○東中委員 さらに、そのほかにも部隊の戦力点数表というのがあるわけですが、同じように、あるいはそのほかにも加わっておりますけれども、そこに書いてあるのは、いわゆるソ連製の、あるいはソ連軍が持つておる装備、これが入っています。

【委員長退席、藤尾委員長代理着席】

ですから、いままでことばとして、仮想敵国は考えていない、あるいはサハリン等の、あるいは三矢作戦計画では北朝鮮の地域、それが仮想敵国ということばを使つておつて、それは適切でない

ということになったのでありますけれども、訓練の実際で、演習部隊が相手にする訓練の対象になつておるのは、これはもともとソ連の兵器である。それがイランへいわゆる援助なんかで出ていつてゐることはあり得るでしょうけれども、本来、ソ連の兵器の性能ですね、あるいはソ連の兵器を対象にしているというところは、これはもう明瞭だと思つてゐると思いますが、たまたま一つ軽戦車が入つてゐるという問題じゃないわけですか。そういう点で、これは演習ですから、敵の兵器の能力を、たとえば演習の戦力点数を統制官がつける場合にも、その能力というものを前提にして審判というものはやつていくわけですから、そういう点になれば、具体的に特定の国、ソ連を相手にした、あるいはソ連の装備を前提にした演習をやつておるといふことになるわけですから、いままでの想定の中であつたことばが出てくるという問題ではなくて、これは非常にゆゆしい問題だと私は思うのですが、ソ連の装備を前提にした編成を組んで、それに対して演習をやつてゐるというのは、特定の国を相手にして実際の演習をやつてゐる、こういうことになると思つてゐるけれども、いかがでしょうか。

○久保政府委員 仮想敵あるいは対抗部隊が特定の国、すなわちソ連であるというふうにおきめいただきたくないわけでありまして、そこで、自衛隊が侵略に対処する場合に、相手方がどの程度のものであるか、ある程度想定をいたしまして、その場合に應じた訓練、演習をやるわけでありまして、その場合に、たとえば装備の近代化されまして機械化部隊、それから自衛隊の装備とそれほど変わつておらない普通科、歩兵の部隊、これと歩兵の師団、この二種類を設定して考えまして、そこで近代化された部隊を想定しました場合に、もちろんアメリカもありまして、ソ連その他もありまして、そういう場合、ある種の対抗部隊をつくる場合のマキシマムの装備、つまり近代化された場合のマキシマムの装備がどういふものであるかといふことを一応の基準として考えるわ

けであります。そこでその基準から、現実に演習をやる場合にはどういふものをどの程度削除するか、これは相手の国をどこであるといふことを想定しての上ではありませんが、こちらの装備も考えながら特定の部隊をつけ加えたり減らしたり、あるいは装備をつけ加えたり減らしたりといふことと、あくまでも基準は基準でありまして、マキシマムのそういうものを訓練の一つの手段として考えてゐるにすぎない。

これは、私は単に答弁でこう申し上げてゐるだけではないと、この訓練資料「演習対抗部隊」といふものをつくりました場合の指示がございまして、これは簡単でありますから、二、三読みまして、これは「訓練資料「演習対抗部隊」起草に関する細部指示」といふ中に、一つは「起草の目的」といたしまして、「教育訓練に使用する対抗部隊（主として師団以下）の編制・装備及び戦術・戦法等について明らかにするた

め、「対抗部隊」を改定する。」そしてその中身は何だといふことになりまして、「対抗部隊は甲、乙の二種とし、その編制・装備については、諸外国の師団等の編制・装備及び米軍教範「対抗部隊（六六年版）を参考とする」、こういふふうに書いてありまして、もともとソ連のものを基準にして対抗部隊をつくるということではございませ

ん。いろいろな装備を考えながら近代化された機械化師団を一つの基準に考える。その場合に、ソ連の装備がきつめて近代化されておりますので、多く取り上げられておることでありまして、

○東中委員 私が言うのは、たとえば対戦車隊で百二十ミリ重迫撃砲をわざわざこの仮想敵部隊の装備にしている。しかし実際には百七ミリの重迫撃砲である。訓練をやる場合に百七ミリの重迫撃砲にしたいのは、よくないが、実際にはない。けれどもわざわざ百二十ミリに想定をする。しかもそれはソ連が持つておるソ連軍の装備である。こういう形で、私がいま指摘したこの仮想敵部隊編成の中の重要な部分の装備といふのは、全部

ソ連ないしソ連軍の装備になつてゐるということになれば、いま局長が言われているような訓練資料の中でどういふ説明をしておらうと、それは第一見せないからいかにぬのだけれども、あらかじめ要求したのだけれども見せなかつたから、そういうことを書いてゐるというところは私は知りませんけれども、しかし、どういふ説明をしようかと、わざわざソ連の装備を仮想敵部隊の装備にするといふのは、これは明白にソ連軍との戦争を前提にした演習といふことにならざるを得ない。演習をやる上で百二十ミリでなければ、百七ミリでは演習ができないといふふうな性質のものであれば私には思ふのです。それをわざわざ百二十ミリにしてゐるということは、実際にソ連を演習の相手として、そういう装備を持つたものに対する、あるいはソ連軍に対する演習をやつてゐるということになるわけですか。

長官、これは局長の技術的な説明よりも、わざわざそういうふうに書いてゐるということとを、きつめて常識的に考えればいいことだと私は思いますが、どうお思いになりますか。

○山中国務大臣 あなたの御質問の意図されるところは何かよくわからないのですが、演習といふものは絶えずやらなければならぬのだし、装備をばく然と持つてばんやりめしを食わしておくわけにいかぬのですし、やはり自分の国土、民族の生命、財産といふものを守るためのいろいろな演習は、陸においても、空においても、海上においても、あるいはアメリカの潜水艦を一応仮想敵の形にして、そして日本側がそれを索敵したりあるいは攻撃したりするような演習もするので、しょうし、演習の上でたまたま装備がソ連のみが持つておるものが入つたからといって、やはり日本よりかすぐれた。いまは陸上の演習ですから、陸上のすぐれた破壊能力ないし威力を持つ兵器を持つ部隊を相手にした場合を想定して演習をする

ことが、それがソ連に対する敵国扱いとか、仮想敵をソ連に据えて自衛隊があるのだといふものとは違ふので、演習はいろいろな形でやつてみていい

んじやないかと思うのですが、それはいかぬですかね。

○東中委員 あなたは軍隊の経験があるのかどうか知りませんが、アメリカの潜水艦相手に演習をやっている。それはそのとおりでしょう。しかし、そのときにアメリカの潜水艦の能力を想定してやるんじやなくて、ソ連の潜水艦の能力を想定してやっていることになったら、それは問題でしょう。いまここでやられていることは同じことなんです。相手にしている兵器は、これは七師団演習の場合は、五師団の迫撃砲二門なら二門、実際にやっているのは百七ミリである。ところがそれを百二十ミリに想定をしている。わざわざソ連の兵器に想定をして訓練をやっている。ここを問題にしているのです。私は何も演習するとは言っていないのじやないのです。やっ

たつてしようがないと思っています。それが仕事なんだからやるかもしれません。しかしその場合に、わざわざ実際にあるものと違うソ連の兵器を想定してやっていることがこの説明の中で出てきている。これは初めてです、こういうことが明らかになったのは。それはまさにソ連軍を想定して、実際にそうではないものを相手にしながら想定してやっているのじやないか。これは事実そうなんです。そうしたら、特定の国の装備、編成を前提にしてやっているということになるじやないですか。特定の国を相手にしないんだということは、これは国会で何べんも言ってきた。その点で長官、どう思われるかと聞きしているの、答えをもらいたいかなと思うのです。

○山中国務大臣 いや、そらしてないですよ。日本の防衛は専守防衛であって、外国を攻撃するものではない。脅威を与えるものでもない。国際紛争解決の手段に使用するものでもない。しかしながら、日本がもし攻められた場合において自分たちはどのように戦うかという場合においては、あ

いままは、たまたまそういう装甲師団と申します

か、そういう機械化部隊というものの演習でしょ

うけれども、そうでなくても、あるいはまた水ぎわでそれを退けなければならぬ場合において、われに数倍する舟艇あるいは艦載砲、あるいは上陸軍というようなものを、外敵を迎え撃つ場合の想定演習などというものが当然なければならぬ。それが専守防衛だと思つて、日本の国内に、相手のどこかであるかわかりませんが、上陸をしてきた最もおそろべき敵が装備しているものを、各国いろいろなすくられた兵力があるならば、そういうものを想定してこういう演習をするというの、何もそれが自衛隊がどこかの国を仮想敵にしてやっているというとは直接には結びつかないことであって、演習そのものはいろいろな場合の想定をする必要があると私は思うのです。これは実は私のほうはしろうとで、あるいはそう言っていることが間違ひなのかもしれないが、私は、演習というものはいろいろな場合を想定して演習するのがほんとうだと思つてゐるのです。

○東中委員 いろいろな場合を想定しているのではなくて、仮設敵部隊の装備はこういうものとしてやっている。その組み合わせはいろいろな場合があるから、まさにあなたの言われるように、組み合わせはそれとによって、演習の規模によっていろいろ違う。そのとおりです。しかし装備自体は、ソ連の装備を前提にしてやっています。特定の国の軍隊の装備を前提にしてやっています。これはまさに特定の軍隊を実際において仮想敵にしていることじやないですか。そこを言っているわけ

です。

○山中国務大臣 それは、ソ連のほうがこの問答を聞いたら、おそらく笑い出しちゃうんじやないですか。とても私どもが太刀打ちできるようなはずないのであつて、ソ連なんかを仮想敵なんかにして自衛力を育てるのは、それはとてもできないことですから。ただ、万が一、日本の国土というものがじゅうりんされるという場合においては、いろいろな各国の装備しておるものと、考

いて自分たちがどのような戦闘が展開できるだろ

うかということをやっていることの一端にすぎないのだ、私はそういうふうにとるのですけれども、どうしてもそういうふうにとらなければい

ないでしようか。

○東中委員 いまままでの論議で、たとえば四十三年の先ほどもつと引用した国会論議を見ても、特定国を対象にするような演習、訓練、こういうものは仮想敵国を持つことに通じていくので、演習といえどもそういうことはやらない、い

たしませんが、いまままでのこの仮設敵部隊の装備については、たまたま資料がなかったからだれもわからなかつたわけなんです。見てみれば、こういう形でソ連の装備が仮設敵部隊になつてゐる。こうしなれば演習できないというふうなものでもない。実際に仮設敵部隊として動いているのは、そうでもないもので動いているのだから、それをわざわざそういうふう

に持っているのはそうでないのに、そういうふう

にやっているのか。

○山中国務大臣 言おうとしておられることもは

ばわかります。わかりますが、しかし、日本がどこかの国を仮想敵にして連日連夜練習を要するというようなものじやないもので、やはり自分たちの自由と独立というものを守るため、最悪の場合に自分たちがどのように戦い得るかという、そういう専守防衛の中の演習をやりますから、自分たちよりもすぐれた装備の場合は想定しないで自衛隊の装備しているものだけを相手にしてやっていると

のじや、これはやはり上達もしないでしようし、やはり自分たちよりすぐれた装備を持つてゐる国はたくさんあるでしようから、そういういろいろなものを持つてゐるのですから、図上の上の配置というものをしておきながら演習をする、これは私はふだんの訓練の正常な姿であつて、それがソ連に敵意を持つとか、あるいは日本の自衛力はソ連に備えてあるのだとかというふうな意味にはつながらないであつて、どのように訓練するかという問題のワケ内だ、私はそう思うのです。

○東中委員 あのね、百二十ミリの重迫撃砲と百七ミリの重迫撃砲と、これは装備が違いますよ。そして一方はソ連が持つてゐる装備だけれども、百二十ミリの想定することと百七ミリの想定すること、一体演習にどれだけの違いが起こるのですか。あるいは、たとえば12H百二十ミリという弾砲と百ミリと、これはどれだけ違うのかという

て、そしてここへあがっているということに私は問題があると言っているのです。そういうものを仮想敵にしているわけですよ。実際に演習をやるときにあるのは、百二十ミリの七連軍を仮想敵にしているわけだから……（「仮定なんだからそれでいいじゃないか」と呼ぶ者あり）だから、そういう特定の国を仮想する、仮定することが、それでいいのではないかというのではなく、それが問題になっているのです。仮想敵国にするというのは、まさに仮想するわけですよ。

○山中国務大臣 私は仮想敵国と言った覚えはないのです。それはむしろ弾砲によって到達距離、破壊力、それは違いますが、したがって、それに対して展開するとき、火砲の威力の到達距離、破壊力、そういうものに対応する展開のしかた、そして展開をしてそれに対応する、劣勢な火器をもつてどのように対応して戦闘できるかというようなことをやっているわけですから、そのことがソ連を敵視しているなんというには全然つながらないことであって、演習上にはいろいろな場合を想定して、図上作戦なり、あるいはまた実地の演習なり、そういうふうなものをやるわけですから、そのこと自体が、私は、ソ連を敵国軍として想定しているものではない、そう思います。

○東中委員 仮想敵国にしておるといふことの論議で、たとえば三矢作戦計画では、あの図上演習では、はっきりと北朝鮮あるいはソ連軍を仮想敵にしておいた。そういう問題が今度は日常的にやられている訓練の中では、これは中隊とか連隊単位ではなくて、あるいは方面隊とまでいかないまでも、相当大きな七師団の演習とかヘリボーン演習でそういう体制をとっている。そこが問題なんです。

だから、防衛局長、これは、こういう装備にしなければ、百二十ミリでなければ百七ミリではぐあいが悪い、わざわざソ連のそういう装備を仮想敵としてあげなければいけないという実質的な根拠というのを聞きたいと思えます。

○久保政府委員 この編成、装備からいきますると、比較的重装備になっております。したがって、自衛隊の装備に比べれば、たゞいま長官が答弁されましたように、到達距離にしましても、破壊力にしましても相当違っています。そこで演習のときには、もちろん御存じのように審判官がいます、この情勢のときにはどちらが有利という判断をしなければいけません。そうすると、その装備はどの程度のものをどの程度持っているかということが一つの基準になるわけで、その場合に、演習でありますから、相手方の装備が劣弱な場合もありましようし、非常に優秀な場合もありましよう。非常に優秀な場合に、したがってこちら側が非常に苦しい場合に遭遇した場合のことも演習のうちに考えなければいけない。いつもイーजीな場合だけが演習の対象であってはいけません。これはあくまでも、前に申しましたように基準でありますから、そのとおりを常にやるということではあります。基準から下げるとであります。

したがって、私どもとすれば、この仮設部隊のそのスタイルといいますが、全般の特徴をほんとうはとらえていたほうがよろしいわけですね、個々の兵器を議論されずとおかしなことになるので、たとえば、百二十ミリの七連軍でもできるじゃないか、こうおっしゃいます。もし百七ミリでここに書かれて、いま東中委員の論法をとれば、仮設敵あるいは仮想敵国が自衛隊になり、米軍になり、あるいは韓国軍になってしまつて、これまたおかしいわけでありまして、したがって、個々の兵器をとってどうこうというものは適当ではないんじゃないでしょうか。

○東中委員 個々の兵器をたまたま一つか二つを言っているのではなくて、ここで出されているのは、しかも北海道でやられているこの七師団演習にしろヘリボーン演習にしろ、非常に大きな、特にヘリボーン演習なんというのは、自衛隊が始まつて以来の大きな演習でしょう。そういう演習の中で、仮設敵部隊の主要な装備はほとんどソ連の装備でやっている。（「それでいい、それでいい」と呼ぶ者あり）これは自民党の諸君の中には、いま言っているように、ソ連を仮想敵にやつたらいいんだ、こういう考え方がいるわけですよ。それが実際にやられている。そうだとすれば、いままでの国会答弁と全く違うじゃないか、このことを言っているわけですよ。現に自民党の不規則発言ですけれども、そう言っているじゃないですか。それでいいんだ、そうするんだと言っている。それに基づいてやっているのじゃないですか。どうです。

○久保政府委員 これは演習でありますから、軽い演習もあれば、中ぐらゐの演習もあれば、非常にきつい演習もあります。常に同じような、たとえば自衛隊の装備でもって、それを基準にしてお互いが対抗演習をやっているというだけではないわけ、外国がわが国に来るかもしれないというう、そういう想定のもとにやるわけでありまして、特定の国ということではありません。きつい場合もあればゆるい場合もある、いろいろなケースを考慮しながら、最大の場合同様というた基準であるというにすぎないわけでありまして、○東中委員 外国の軍が来る場合ということを前提にしている。しかし、そこに来るといふ部隊を、ソ連の装備の部隊にしているところに問題があると言っているわけですよ。

「問題ないよ」と呼び、その他発言する者多し

○藤尾委員長代理 静粛に願います。

○東中委員 委員長、のべつまくなしのこの不規則発言をやめさせてください。審議妨害じゃないですか。（質問がおかしいのだよ）と呼び、その他発言する者あり）のべつまくなしに言っているじゃないですか。

「質問がおかしいのだよ、第一」と呼び、その他発言する者多し

○藤尾委員長代理 静粛に願います。

○東中委員 審議妨害をやめさせなさい。

○藤尾委員長代理 静粛に願います。

○東中委員 不規則発言をやめさせてください。議事妨害をとめてください。言おうと思えばこういうことで……

○藤尾委員長代理 静粛に願います。

○東中委員 問題は、こういった審議妨害のような発言によって質問を押えようなんというのは、まことに自民党の諸君もさもしいことだといわざるを得ないわけでありまして。

（藤尾委員長代理退席、委員長着席）

私はいま、具体的に初めて出されてきた問題について聞いています。その評価もわからない。防衛局長はさすがにわかつていらつしやるようでありますけれども、これは実際上の仮設敵部隊を、ことばでは言わないで事実で、演習の中で、ソ連軍を相手にした、仮想敵にしたという訓練をやっている。いままでの国会答弁とも明らかに矛盾します。一般的にこういう基準を設けてやっておくというのを先ほど言われておりますが、これは一つの基準だということ。いつもそれがやられているわけじゃないが、基準だということ。言われておるわけで、そういう特定の国の装備を基準にしてやっていると、それが非常に問題なんだというのを申し上げておくこと、それから先ほど言われた訓練資料を見せていただいた上で、時間がありませんので、さらにこの問題について機会を改めて質問したいと思えます。

それで、四次防の大綱の中で、「防衛力の向上については、とくに周辺海域防衛能力および重要地域防空能力の強化ならびに各種の機動力の増強を重視する」としていますが、周辺海域の防衛能力を強化すべき周辺海域というのはどの海域になりますか。○久保政府委員 まさにこの委員会が問題になりました数百海里という問題であります。本土周辺数百海里の範囲内の問題であります。

○東中委員 その問題については、私が昨年の三月三十日に予算委員会に質問をしました。そして

防衛局長は数百海里というのを言われた。しかし、そのときの答弁は、抽象的だから具体的にきめずというのを言っているわけであり、江崎防衛庁長官も言っています。久保防衛局長はこう言っている。「おおよそ日本列島の周辺について数百マイルあるいは五、六百マイルというものであります」「具体的な周辺海域というものは今度の四次防の検討の過程において検討してまいりたいと思ひます」。江崎長官は、「そのあたりはいま御説明しておるうちに、もうちょっと時間をかして欲しい。具体的に検討してまいる予定であります。具体的にきめたいと思ひております」。具体的に言ってください。

○久保政府委員 国会の議論が必ずしも私どもが思ったようにならなかった面は、この周辺海域のことばの中に航路帯を含めるかどうかということが、あまり明確にならないまま議論した場合もございいます。常にはありませんが、そういう場合がございいます。そこで、周辺海域ということばで私どもが事務的に考えております場合には、やはり数百海里ということばが適当であろう。で、航路帯を設ける場合、これはたとえばマラッカ海峡とかインド洋とかいう問題もありますので、これは明確にしたほうがよろしいのではなからうかというところが頭にあったわけであり、ただ、そのころの答弁で、当時の江崎長官が六百海里ということばを言われたことは確かであり、私は、長官には数百海里ということばがよろしいと申し上げたのですが、長官がたまたま六百海里ということばを言われたわけで、そこであと考えてみましたけれども、やはり周辺海域という場合に、これを具体的な数字、五百とか六百とかいうことに特定するのはやはり適当ではないんじゃないかというところで、今後も数百海里でまいらせていただきます。

しかしながら、航路帯を設定する場合、常に設定するとは限りませんが、設定する場合に、千マイルがいいのか、八百マイルがいいのか、あるいは千マイルの範囲内と申しして

おりますが、以前であれば千三百海里という説もございました。そういうようなことで、この航路帯については、誤解を避ける意味におきまして特定の長さにはしたほうがよろしいのではないかと、いうことを考えております。山中長官もこの問題に関心を持たれて、自分で直接話を聞いて検討したいというのを言っておられますので、なお今後の検討課題になっております。

○東中委員 あなた、この委員会の審議云々の前に、去年の段階で、先ほど言ったように、「おおよそ日本列島周辺について数百マイルあるいは五、六百マイルということばであります。ただし、たとえば日本海でありますとかあるいは東シナ海でありますとか北のほうでありますとか、そういうところはおのずからまた幅が狭まっておりますわけでありまして、具体的な周辺海域というものは今後検討してまいります、もう少し時間をかしてください」というのが江崎長官のそのときに言われたことばであります。それから一年余りたっているわけですが、いま言われていることは、このときの国会答弁から一つも進んでいないじゃないですか。このときに言われている、たとえば、日本海でありますとか、東シナ海でありますとか、こういうことについては少し狭まってくる、それは具体的に検討を進めます。検討されたのなら、いまここでその結果を示さるべきであるし、検討されていないのだったら、そう答えてもらえばよろしい。

○久保政府委員 日本海とか東シナ海とかいうのは、比較的そうむずかしいわけではございませんが、つまり距離が短いからであります、南のほうについては五、六百海里ということばを申したことも、その答弁にありましたように、確かにございいます。しかしその後、やはり特定の数字を周辺海域ということばで申すのは適当ではなからう。繰り返しますけれども、ただし航路帯を設定する必要がある場合には、こちらのほうは検討する必要がありますであろうというのが今日の状況であります。

○東中委員 このときの答弁では、当時の江崎長官は、「領空、領海、その周辺を含むわけです」「これも後刻四次防策定のときに具体的に示し申し上げたいと思ひます。四次防策定がされたときには具体的な何も示されなかった。これは全く国会の議論はたなざらになつていっているというところであり、議事録にはつきり載っております。『四次防策定のときには具体的に示し申し上げたいと思ひます』、こう答えていられるのです。これは私の質問に対して答えていられるのです。しかし、四次防策定の中で大綱のあと出されたものには、何も出ていないじゃないですか。選挙がありました。だからそういう機会もなかったというところもあるでしょう。少なくとも策定された今日、その四次防に基づいて防衛二法を出しておられるのですから、具体的にお示し願いたい。これは前の防衛庁長官の答弁でありますから、当然継承されたはずの新防衛庁長官にお答え願いたいと思ひます。

○山中国務大臣 江崎大臣の間にもう一人増原長官が入っております、その問題は実は直接継承しておりますが、しかし、周辺海域並びに航路帯というものについては、ただいま久保局長が申しておりましたように、また先日の委員会でも、数百海里というのとは周辺海域のことであつて、千海里の場合はそれは航路帯の限界というふうに言っておりますから、まあ少しの違いはあつても、ほぼそういう線で考えているということになつていんじゃないでしょうか。しかしその問題は、たとえばマラッカ海峡議論なんかの一部ありましたから、私になつてそれは明確に否定をいたしました。それはたしか橋崎委員が大幅議員でしたか、どなたかの質問に対して答えておきましたけれども、大体明確になつたと思ひます。

○東中委員 四次防策定のときに具体的に示します、こう言つても何も示されていないということ指摘しているのであつて、ここで質問しても、そういう経過は明らかにされていない。防衛庁とい

うのはその場のがれでやつていくのかということにならざるを得ないわけですね。四次防策定前であつたら、四次防のとき四次防のときというところで、策定のときに示します、こう言つたけれども、そのまゝになつておるといふことを私は指摘をしております。

そこで最近の「防衛の実態 防衛庁ビッグ4との対談」、小谷秀二郎氏の本であります、これで、石田海幕長がこういふふうに出てくるので、それは何かと言つたら、やっぱり対潜能力でしようね。その対潜能力を含む三海峡の防衛なんというの、わが国に対して非常に期待しているもの一つでしようね。というの、三海峡は戦略態勢からみても、非常に大事な出口であり入口でありますから、わが国がたまたま与えられた極めて有利な地形を利用して、対潜作戦の一つである海峽防衛に重点をおいてやるといふことは、共同作戦の実を挙げる上からいつても大事なことだらうと思ひます。こう言つていられるわけですね。アメリカの強い期待、それに応じて共同作戦の実をあげる上からいつて、三海峡防衛は非常に大切なんだ、こう言つていますが、いわゆる防衛海域といふのはこういう考え方でやつておられるのかどうか、防衛庁の考え方を聞きたい。

○久保政府委員 一番最後に防衛海域ということばをお使いになつたように思ひましたが、防衛海域ということばの問題もありません。すなわち、場合はそれは直接関係ございせん。すなわち、三海峡については、わがほうの監視能力というものを十分に持つていて、どういふ艦艇がどういふふうに通るかというふうな情報能力等は十分に持つ。それに対して、またさらに別途、いわゆる対潜能力、つまりASWの能力というものが要請されていられる。これは、もちろん専守防衛の日本としてきわめて必要でありますし、間接的には米国のも寄与するであろうといふことはいふやうかと思ひます。

○東中委員 対潜能力を含む三海峡の防衛、これはわが国に対して非常に期待するものだ、そういうアメリカの意向の認識の上に立って、しかも三海峡はアメリカの戦略体制から見ても非常に大事な出口であり入口である。どこからの出口であり入口であるのか、お伺いしたいわけだ。

そして、わが国がたまたま与えられたきわめて有利な地形を利用して、そして海峡防衛に重点を置いてやる。これは制服の人が言っていることであるが、防衛庁としてこういう考えでやらなければならないのか。シビリアンコントロールなんですから、防衛庁の最高のも——最高じゃありませんが、総理大臣に次ぐ責任者である長官にお聞きしておきたい。

○山中国務大臣 それは、アメリカが言わなくても、自分たちの海峡は自分たちで監視、警戒、守るといふのはあたりまえのことではないでしょうか。

○東中委員 宗谷海峡もそうですか。

○山中国務大臣 宗谷はそうやと言うわけにはいかぬようですね。津軽、対馬はわが国の国土内における海峡ですが、ただアメリカから見れば、あるいはその三海峡の中には宗谷海峡が入っているのかも知れませんが、わが国の周辺海域ということにおいて、何もソ連領というところまでを日本側がやるわけじゃありませんので、その意味で日本側の守備範囲というものは、いつも言っておきまうように、おのずから専守防衛の範囲に限定されるということでもあります。

○東中委員 三海峡防衛の三海峡の中に宗谷は入るわけでしょう。三海峡防衛と言っている場合に、それは宗谷海峡が入るのですか。

○久保政府委員 一番の重点は、いま長官申されましたように、津軽、対馬ということでありまして、三海峡という意味では宗谷も入ります。しかし、どの程度、どういふふうに通防衛するかということ、わが領土の端に当たりますので、津軽とか対馬とおのずから違った面が出てまいります。

○東中委員 三海峡防衛というのは、何も石田海幕長が初めて言っているんじゃないやなくて、江崎長官當時にも三海峡防衛ということをやっています。

対馬と津軽が中心で、宗谷はつけ足しだなんて言っていないのです。三海峡ということでは、言っているのです。ということは、いま読み上げた文章によっても明白であります。石田海幕長の言っていること自体、防衛庁としてそういう考え方でおられるのかどうかということをお聞きしたいわけだ。

○久保政府委員 具体的なことはそのものが、防衛庁の考え方と同じであるかと言われると困るわけでありまして。ただ、私ももしましたら、津軽あるいは対馬の両海峡はきわめて重要な海峡であり、さらにそれに次いで宗谷も重要である。しかしながら、地勢的な関係上、おのずから防衛のしかたというものは異なってくる。しかし私も、日本の防衛の場合にはその三海峡について配慮しなければならぬということ、そのとおりだと思えます。

○東中委員 昭和四十七年三月三十日の衆議院予算委員会における江崎長官の答弁では、「わけても沿岸海域、三海峡、こういった重点的なところに海を注いでいくというふうにお受け取りをお願いいたします。これは海幕長の言っていることと全く同じなんです。わけても三海峡——宗谷は別です、二海峡、宗谷もちゃんと関係があります」というようなことを言っていない。長官の言われるように、宗谷はそうやとは言えない。というふうなことは言っていないわけだ。その点を……

○久保政府委員 一般論的に言った場合に、三海峡を防衛するということば適当かと思えます。しかしながら、東中先生のように、先ほどの装備とソ連とを結び合わせて非常に厳密に御解釈になるといふことであります。私も、私も答え方を慎重にしなければならぬということになります。

○東中委員 厳格にお聞きしていきたいと思えます。

問題点を別の角度からお聞きしますが、昭和四十六年十二月十七日の参議院決算委員会、潜水艦探知機について、LQO3は多心ケーブルを使用している。昭和四十三年に津軽海峡に二基設置している。それだけでございまして。そのほかに、潜水艦探知機はミルトとヘラルドとCCHがある。そしてミルトは磁気による音波の探知で、ヘラルドはアクチブによる音波の探知だ。CCHはベッシンでございまして。これは東京湾とか佐世保方面に使用している。設置をいたしております。こういう答弁をしていくわけですが、潜水艦探知機はこの四種類だけなのか、そのほかにもあるのかどうかというところ。そうしてこのときの答弁はそのまま維持されるのかどうか、これをお聞きしておきたい。

○久保政府委員 探知機材につきましては、いまおっしゃいました種類であります。LQO3につきましては、その後ワンセットを対馬海峡に設置しているはずであります。

○東中委員 昭和四十五年七月二十五日から四十六年十一月三十日までの間八回にわたって、大洋海底電線株式会社、OCCから総額二十七億三千三百三十六万七千円、総量四千二百トンの同軸海底ケーブルを購入している事実、これは防衛庁も認められて、それを前提にして、このケーブルはどこに布設されたか、何の目的で布設されたかというところについてははっきり言われなかった。その点について、これはどういふように使っているかということをお聞きしたい。

○久保政府委員 将来、潜水艦探知機材の性能向上ということも考慮に入れまして、現在の場所よりもさらに適切な場所にこれを布設する、いま個所数は非常に少ないわけでありまして、そういう関係もありまして、設置場所についての調査研究を行ないたいということ、場所につきましては、対馬あるいは津軽その他の重要港湾の付近に設定をしておるわけで、具体的な場所については

御容赦をお願いしたいと思います。

その任務としましては、そういった将来の性能向上に対処しまして、海水の温度でありますとか、音波の伝搬状況でありますとか、雑音の状況、水深、それから塩分の状況、そういったような具体的なデータを調査する、そういった任務を持つ機材を設置することになっております。

○東中委員 ここでは音波の伝搬性についても調べるといふことでありますが、音波の探知そのものはやらないというわけですか。これは音波の伝搬性についてもやる、潮流についてもやる、水温についてもやる、それから塩分の度合いについてもやる、そして同時にいわゆる聴音もやるということではないのですか。

○久保政府委員 いわゆる聴音装置、つまり一般的にいえばソーナーということになりますが、これは将来設置をする、そのための準備ということでありまして、そのための必要ないろいろな性能、その水域におきまして、あるいは海底におきまして各種の状況データ、そういうものを集めることになっておる。具体的な器材そのものは私らと存じませんけれども、目的としてはそういうふうになっておる。

○東中委員 昭和四十六年五月三十一日付で、海上自衛隊大湊地方総監から青森県知事あてに道路占用許可申請書が出されて、同年六月三日に道路占用許可書が出されております。このときに直径五十五ミリのケーブル布設ということが書かれています。このケーブルはどのケーブルですか。

○久保政府委員 承知いたしておりました。

○東中委員 防衛庁がこへ布設をしたこと自体は知っておるわけですか。

○久保政府委員 これは調べてみればわかると思えますけれども、私、いま承知いたしておりました。

○東中委員 それでは角度を変えますが、最近、昭和四十八年四月十日付で、海上自衛隊大湊総監部防衛部長の名前で小湊漁協組合長あてに、豊内海岸水域における工事について、電線布設がえ及

び埋め戻し工事等についての承諾申し入れともいふべき文書が出されておりますが、これは御承知ですか。

○久保政府委員 津軽には、先ほど申し上げましたようにLQO3が入っているわけでありまして、それが古くというよりも、オーバーホールをする必要がございまして引き揚げたそうでありまして、そこで、さらにそのLQO3の設置を要するかどうか、あらかじめ海底のいろいろな状況を調べた上で設置をしたいということで、その観測機材の設置について地元漁業組合に了解を求めているというふうに聞いております。

○東中委員 LQO3はすでに引き揚げたのですか。

○久保政府委員 私が聞いている範囲ではそう申しております。

○東中委員 昭和四十六年の五月に陸上に設置をした部分は、ここに写真がありますけれども、埋めてその上に防衛庁という標識がずっと立っている。はつきりこの写真にも出ておりますが「防衛庁」というのが立っている。これは約一・五キロにわたってずっと布設されたままです。それを知りませんか。

○久保政府委員 私は承知しておりませんけれども、引き揚げたのは海底部分でありまして、海底にありました機材とケーブルを引き揚げたのであって、たしか陸上部分は変わっていないようにも聞いたと思ひます。

○東中委員 海底ケーブルの補強と称していま新たに布設しようということで、当該漁協が反対をし、青森県の漁協連合会が反対をしている。そういう問題が起きていることは知っていますか。

○久保政府委員 承知をいたしておりますし、心配いたしておりますし、地元にもまた御了解を得ようとして努力しているようであります。

○東中委員 そこまで知っておいて、そして四十六年に入れたことを知らない。四十六年の五月三十一日付の道路占用許可申請書、そしてすぐに六月三日に許可されておる。しかもその使用年月は

昭和四十六年九月二日から四十九年三月三十一日まで、まだ来年のことです。そして布設された分をいま布設がえをしようと思つて心配をしているんだというふうな言ひ防衛局長が、この前に布設されたこと、それも知らない、そんなこと言えるのですか。

○山口(衛)政府委員 ただいま防衛局長が申し上げましたのは、私の記憶では、四十三年の九月にLQO3がここに入れられております。約四年で大体オーバーホールの時期が参りますので、たしか昨年の六月にこのLQO3は引き揚げて、現在オーバーホール中でございまして、LQO3そのものは全くいま入っております。そのことを申し上げたわけでありまして。

○東中委員 LQO3のことを私は聞いていたのではないわけですが、四十六年五月三十一日に防衛庁が出しておる青森県知事あての道路占用許可願によつてケーブルを布設した。そのことについて聞いたら、LQO3のことを防衛局長は答えておる。それは装備局長によれば、もっと前の話だ、こう言つておるわけですが。全然話が違ふじゃないですか。

○久保政府委員 私があつたのは誤解したかもしれない。いま漁業組合で問題になっていることについて御質問になったように思つたのですが、そうであれば、私どもはそれはLQO3のつけかえと申しますか、その事前準備の問題でありまして、いまの道路使用の問題は、もちろんあつたわけなんですけれども、全然私は承知いたしておりません。

○東中委員 それでは、いま言われているLQO3の布設場所をはつきり言つてください。場所がはつきりすれば、いま言っていることとの違いがはつきりするでしょう。

○久保政府委員 そういつたものを一般に申し上げる筋合いのものではないと思ひますので、御容赦願ひたいと思ひます。

○東中委員 道路申請許可願は場所を示していつているじゃないですか。場所を示さなければ

占用許可願を出しようがないじゃないですか。そしてまた、いま言っている最近の漁協に出してきている問題にしても、場所は特定してなければ、漁協に一体何を言つておるということになるのですか。何かわからぬことを漁協に言つておるということになるのですか。何という不誠実な答弁ですか。現に出しているじゃないですか。漁協に出しておいて、それをここで言えない。それが防衛庁の国会審議に臨む態度ですか。

○久保政府委員 LQO3を設置してある場所を申せとおっしゃいましたが、LQO3というのは聴音をする機材そのものでありますので、海底の適当な場所に設置をしてあるわけでありまして。そこで道路使用というのは、ケーブルが陸上部分のどこを通過しているかという問題でありまして、し、あとは漁業組合との関係は海底ケーブルの問題であつて、LQO3という特定の端末がどこにあるかということとは申し上げにくい、こう申したわけでありまして。

○東中委員 電線布設がえ及び埋め戻し工事をやるという場所を言つておるのです。

○久保政府委員 政府委員のほうでは承知いたしております。

○東中委員 この場所、どの辺であるかということも全く知らない、そしてただ承諾してもらつたことを希望して、そういう態度で臨んでいるわけですか。

○久保政府委員 この種の技術的なことは、通常の場合は幕僚監部にまかされておるわけでありまして。しかしながら、その問題が一般市民との間にいろいろの問題を生じた場合には、防衛庁内局としても問題を承知しておる必要があるということ、現在の段階では、大湊地方総監部で地元のほうといろいろ折衝しているということでありまして、私どもは問題があるということは了承しておりますけれども、具体的な細部のところまでについてはまだ報告を聞いておりません。

○東中委員 それでは本題に入りますけれども、昭和四十六年五月から百二十二日間わたつての

この埋設工事がやられた。しかも、これは地元の人たちが参加をしております。そして、そこへ入れられたケーブルの太さは直径約八センチ、地元のその作業に参加した人の説明では、二寸七分ぐらいと手で形を示して言つております。作業中に隊員が話していたのでは、これで松前とつながつた、こう言つております。そして、ことしから新たに一本を入れると言つておる。こういう状態になつておる。内局は全然そういうことは知らないということ、そういう答弁をされるわけですね。

○久保政府委員 そうではありませんが、先ほどはLQO3のお話を申し上げたわけですが、その前に御質問になりました一昨年の末の沖特でしかかでの御質問、それから決算委員会での御質問との関連で申し上げれば、それは先ほど申し上げたような海洋観測の機材を設置する、それは将来潜水艦の聴音装置を設置すべき適地をさがすための調査活動であるというのを申し上げたわけ、それは津軽のLQO3とは別のことであります。

○東中委員 私が言つておるのとは、その問題と、そしていま現にやつておる問題と、あわせて言つておるわけであつて、OCCから持ち込んだ、沖特並びに決算委員会で一昨年に問題になったケーブルは、まさにこの竜飛崎から少し下がつたところのこの地域で、葉内という部落で作業をされた、そのこと自体ではないか、こう言つておるわけでありまして。

○久保政府委員 他の地域と同様、ここにおきましても、そういったケーブルの設置が、いま申し上げた観測機材のために設置されているであらうことは想像いたします。しかし、それが何日間であつたり、ケーブルの大きさがどうであつたり、それは私どもの知つておるところではございせん。

○東中委員 四十六年の五月三十一日に許可申請を出した。この四十六年の六月段階、あるいはそれからあとの百二十二日間の作業をやられた、これは事実あるわけですが。そしてそれが引張り込まれたということについては、これは現場の人

が、地域の人たちがみな見ているわけです。しかも、この漁協の人が見ているわけです。だから、LQO3の問題とは違って、時期的にいえばLQO3の問題はもっと前だといま装備局長が言っている。私が言っているのは、だからLQO3の問題ではなくて、四十六年の夏から秋にかけての作業の問題について言っているわけです。それについてはあなたは全然知らぬとおっしゃるけれども。

○久保政府委員 LQO3は別のことで、そこで海洋観測機材を設置するためにケーブルを布設する、こういうことは行なつたろうと思います。それが四十六年の五月以降であつたか、百二十二日間であつたか、そういう具体的なことを存じておられない、事業そのものについては承知いたしておる、こういうことであります。

○東中委員 そうすると、小泊村の奥内という地域、問題の漁協のあるところですね。そこで一昨年そういう設置をやつたこと、それは局長はいま、ありましたと言われたのですか。あつたろうというふうに言われたのですが……。

○久保政府委員 津軽海峡の近辺におきましてそういうことがあつたろうと思います。ただし、場所が小泊村あるいは奥内という地名については、私ちょっと承知いたしておりません。

○東中委員 LQO3、具体的な潜水艦探知機の所在地は、その探知機の置かれていた所在地は言われませんが、その引かれていたことについては先ほど言われた。いまあなたの言われる観測機ですね、その所在地は、これは特に隠しておかなければいかぬというふうなものでしょうか。

○久保政府委員 やはり将来の潜水艦の聴音装置を設置する場所ということと密接な関連がござりますので、これはやはりわが国の防衛上、あまり議論をいいますか、公開の場所で議論すべき問題ではないというふうに思います。

○東中委員 ここで目撃されている事実によれば、五百人ぐらゐ乗れる大きな船が沖に停泊をして、そして三、四隻あるいは二、三隻の舟艇が出

てきて、先ほど言った二寸七分ぐらゐのそういう電線を引いた。しかもその電線は海底から引いて、それをずつと一・五キロ引き上げた。これは非常に重要であります。多分ケーブルならば、上から埋設してきた分と途中でつなげばいいわけですが。しかしこれはわざわざ海からずつと引き上げた。その作業に参加をしている。それを埋めたあとが先ほど言った写真に載つておるわけでありまして。これは同軸ケーブルを海に設置をして海底から引き上げた。そして調査室へ置いているということになると思ふのですが、その点はどうでしょう。

○久保政府委員 海中にいまの測量機材を置くわけでありまして、そこからケーブルを引くわけでありまして、そのケーブルを引く場合には、自衛隊では今日「つがる」という艦艇を利用してございます。おそらく艦艇を見たというならば、その「つがる」であつたろうと思いますが、ケーブルを引く関係上、技術的なことはよくわかりませんが、海中にあるその機材と陸上とを結ぶ必要は当然あるうと思ひます。

○東中委員 それではOCCからここへ持つていく——これは参議院で議論されたことをもう繰り返しませんけれども、「つがる」に積んで持つていった。これについては、ケーブル輸送について何回も打ち合わせ会議をやつています。自衛隊が入り、アメリカ軍が入り、そしてOCCの技術者が入つて、そしてここでこの輸送についての打ち合わせ会議をやつています。昭和四十四年十二月十五日付のOCCの技術部第二技術課が出している文書がここにありますが、輸送するケーブルはSBケーブル・システム・ナンバー四、内容はLPAP型ケーブルとAAP型ケーブルを一条としたケーブル約百五十トン、三条、輸送先は北海道函館、同松前、青森県大湊、またはこれらの周辺区域内の指定された場所、こうなつていますが、こういう作業をやられたことを、これは装備局長は知つていられるでしょう。

○山口(衛)政府委員 ただいま先生のおっしゃいましたOCCの第何課とかいうのを、私は実は見ておりません。ただ、OCCは御承知のとおりアメリカのシンプレックスという会社と技術提携をしております。またシンプレックスの親会社があつたかウエスタン・エレクトロニクスであつたかと思ひますが、いずれにいたしましても、この同軸のケーブルに、特に海洋観測調査用でございまして、日本ではほとんど経験がないというところで、シンプレックスの技術というものはどうしてもOCCには必要だつたと思ひます。

そういう意味で、従来からいろいろのそういう技術提携をやつてはいる会社と同様に、現地の人たちが——現地というのはアメリカの本社でございしますが、その人たちが来て、製造とか布設とかいう問題につきまして、技術提携上の応援をしたというところは当然あり得ることだというふうに考えております。

○東中委員 それについては、自衛隊の市原一佐あるいは林一尉、これも出席をし、在日米海軍の参謀第三部のダリンブルという大尉も出席をして、そしてやつておられますが、そういう打ち合わせ会議をやつた、その議事録もここにありますが、そういう経過でやつたことは認められますか。

○山口(衛)政府委員 いま突然先生から御指摘を受けまして、何日、いつどういうような会議をやつたか、この席でつまびらかに存じませんが、調べてみます。ただ、うちの関係者が出ましたというところは、いま申し上げましたような、布設の点におきまして私にもそういう技術が全くないというところから、会社関係者、アメリカ側の技術者、それぞれ全部関係者が集まつてそういう会議をやつたというところは、やはりあり得ることだと考えております。

○東中委員 ここには、それぞれの出席者がみずからサインしたやつのコピーがあるわけですから、ここではつきりと申し上げておきたいんですけども、一九七一年五月七日、OCCの神奈川プラント工場をやつておる。

が、装備局長は、そういうことはあり得ると言われた。だからこのやり方は、会社と防衛庁の市原一佐と在日米海軍の参謀第三部のダリンブル大尉も出席して、そういう形でやることは布設についてはあり得る、こういうふうに言われたんです。ね、初めてだから。ところが、これは布設だけではないわけでありまして、製造面について、この機械を製造するについて、ニッティングマシンというのをアメリカからOCCへ持つてきて、これでこの電線の製造をやつておる。そういう経過になつたということを知つていますか。

○山口(衛)政府委員 実は機械の名前、私、技術者でありませんが、またその機械が入つたというところは、ちょっとこの段階で、申しわけありませんが存じません。調べてみます。

○東中委員 このニッティングマシンというのはUSネービープロパティという、ここにそのもの自体を持つてきていますが、マークが張りつけてあつたものであります。しかもそれは番号がついている。九三三八九、それから〇〇二九八、これは一貫番号がついておるのは〇〇二九五から〇〇三二四、二十台のこの機械がUSネービープロパティというマークがついておる。米海軍所有の工作機械がこの民間の工場に置かれておる、こういう関係。買ったのも何でもないんです。ね。わざわざこういうマークがついておる。アメリカの機械でやられておるということですが、そういう体制でこの作業を進めたということですか。

○山口(衛)政府委員 いま申し上げましたとおり、この機械の名前を知りませんために、どのようなどころにこれが使用されたのかわかりませんが、いずれにしても、OCCとしまして、これまで海底ケーブル、いわゆる同軸ケーブルはつくつていたと思ひますが、やはり仕様がいろいろとやはり変わった点がそれぞれの同軸にはあると思ひます。ただいま先生の御指摘のように、AAPでありますとか、AAPAPとか、各種の仕様

があると思います。私どもが発注しましたのも、細いものは三十ミリから太いものは八十ミリというの、前回は申し上げたとおりでございますが、そのようなものを私どもはできるだけ経済的な価格で買っていきたいということが当然われわれの責務でございます。そのために会社と商議をやりまして、予算がつけられまして、それで買ったわけでありまして。したがって会社側が、それをその程度の値段で防衛庁に納めるには、やはりシンプレックスその他、どの程度の技術料を払ったか、これは私、存じませんが、そういう面から機械の導入とかというものはやはりあるかと思ひます。その点は会社の問題であらうかと思ひます。

○東中委員 アメリカ局長にお聞きしますが、横浜にあるOCCという会社、これは防衛庁の海底ケーブルを製造する会社であります。この会社に、USネービープロパティ、そして一貫番号が入っている、要するに米海軍の所有の工作機、これが二十台ある。こういう軍の所有の工作機ですよ。そういうことは一般にあり得るのか。それからどういう形に入ってくるのか。いかがでしよう。

○大河原(良)政府委員 横浜のOCCに米海軍の工作機があるというその事実につきまして、私、承知しておりませんので、調べさせていただきます。

○東中委員 その事実については調べてもらいたい。いまはなくなっています。なくなっていますけれども、あったという事実はこれは明瞭ですから。

問題は、私が言いたいの、米海軍の所有という工作機械なんですよ。わざわざUSネービープロパティという金属製の表示を張りつけてあるのが日本の工場に置かれている。基地でも施設でも何でもありません。そこで聞いているわけです。そういうことが普通にあり得ることなのかということでありまして。

○大河原(良)政府委員 それがいづころでありましたか、時期を教えてください。ただあればありたいと思ひますが、USネービープロパティというブリーフがついておったということ、アメリカ海軍の財産そのものであるのか、あるいは払い下げ物品であるのか、あるいは別の形のものであるのか、その間の事情を私、承知しておりません。そういうことがどうしてあったのかということについて、ただいま的確な答えができないのが残念に思ひます。

○東中委員 この海底ケーブルについてちょっと装備局長に聞いておきますが、リピーターがついておりましたね。——うなずいておられるから、ついていたことは事実なんです。このリピーターは防衛庁がOCCから買ったのですか、あるいはどこからどういうふうにしたのか、それをお聞きしたい。

○山口(衛)政府委員 リピーターにつきましては、どの程度の間隔でリピーターをつけるかということが、電線の長さにすぐ関係いたしますので、実は何個かというのを明確にお答えできないわけでございますが、リピーターは日本ではつくれませんので、これはたしか私の記憶では、無償供与の品物であったのではないかと思います。

○東中委員 OCCから買ったのか、あるいは無償供与というのはどういう意味なのか、はっきりしておいていただきたい。

○山口(衛)政府委員 OCCから買ったものではございません。

○東中委員 これはここに送り状があるのです。この送り状によりますと、この出荷機関は太平洋対潜艦隊の司令部、COM・ASW・FOR・PAC、こういうマークという、出荷機関についての符号があります。それから送り先はATTN・COM・NAV・FOR・JAP・R五七〇〇六、在日米海軍司令部リチャード中佐となつております。このリチャード中佐はOCCにいつもじつとおった。だからこの品物は、米軍の本国から在日米海軍の司令部のリチャード中佐あて

に送つて、そこでこの人がOCCの中におつて、つくられた同軸ケーブルにリピーターをつけている、こういう形になっているわけですね。いま無償供与と言われましたが、そういうことですか。

○山口(衛)政府委員 無償で供与されたこと記憶しておりません。

○東中委員 そうすると、いまOCCでつくったケーブルというのがあるに、いまOCCでつくった同軸ケーブルを自衛隊はOCCから二十七億幾らの金を出して買った。そして海水や塩分や、あるいは潮流なんかを調査するのだ。二十七億ですよ。そしていままで使われたことのない、こういう同軸ケーブルであります。しかも深海水用のやつもある。深海水というたら一体どのくらいのところをいうのか、千メートルも千四百メートルもの深さのあるところまで使うのが深海水用であります。しかもこれを接収するリピーター、増幅するリピーターはアメリカのものである。まさに海軍長が、先ほど私に言ったとおり、アメリカの期待にこたえて、それに協力をして、そして三海峡を防衛するのだと言つた。この情報量は、専門家に聞けば、実に六十回線の能力を持っている。装備局長、首を振っているとおりであります。そういうことになれば、千メートル、千四百メートル以上の深海水が日本の領海のどこにありますか。ありはせぬじゃないですか。(「太平洋は広い」と呼ぶ者あり)そうです。太平洋は広いのです。宗谷海峡も遠いのです。深いのです。そこまでこれを持つていつているということじゃないですか。その点は装備局長どうでしょう。

○山口(衛)政府委員 ただいま先生お持ちのが、実は自衛隊のかどうか、私それだけではとてもわからないと思ひますが、いま先生が御質問になられた一つの点は、深海水用の被覆の薄いやつがあるということでございますが、同軸ケーブルを使用する場合には、私どもの聞いているところでは、深海水用、浅海水用という……(東中委員「もう少し大きく言ってください、不規則発言が多くて聞かぬから」と呼ぶ)必ずしも深海水、浅海水とい

うそれぞれの用途を明確にした使用区分というのは、嚴重なものではないというふうには実は聞いております。たとえば深海水の場合にはかなり軽いであり、それからまた値段もかなり安いというのが事実でございます。それから取り扱ひもかなり軽便であるということ。それから前回、一昨年の暮れですか、防衛庁から説明したときと、私どもの使用方法はかなりこれを分割して使つておりましたので、しかもそれが試験的に、潮流の激しいところとか、あるいは非常に音波特性のむずかしいところとかいうところで、恒久的なものではございません。せいぜい二、三年くらいの使用で私どもは最初からこれを計画したわけでございます。したがって、その場合には、何も高い、重い、取り扱いの不便な浅海水用のもののみを必ずしも全部用意することも適當ではないと思ひまして、私どもは、かなり軽い、いわゆる深海水といわれましますものを買ひまして、それを分割して一般の領海内部で使つていまして、それを分割して使つて。そういうことだけ御説明いたします。

○東中委員 このSBプロジェクト・ケーブル構成という、これは会社側の文書であります。これによりますと、AAP、AP、CP、HP、というふうに分かれておつて、A、C、Hという記号によつて深さを分けておる。そして会社の記録によると、A型は三百五十ひろ以下、C型は三百五十ひろから七百ひろ、H型は七百ひろ以上の深さのところに置くのだということになっている。だから、いまここに持つてきておるこの一番小さいもので、これはOCCでつくった、そして皆さんに納入した、そのOCCの会社のもので、そしてしかもこれをつくるについては、機械は日本にないからということで、先ほど言ったニッティングマシン、わざわざ米海軍所有の機械を持つてきてつくつておる。リピーターもない。こういうことになればまさに深海水のもの。しかもこの記録によると、長さは三丈あつて、短いものでも、記録によれば、正確に言いますと百七・六

八一ノ一チカルマイル、ケーブル系のナンバー2は百七十八・九五ノ一チカルマイル、そしてまた最後の一番長いのは六百二十・四〇ノ一チカルマイルと具体的に書いてある。リビーターの数までちゃんと書いてある。こういう具体的な資料があり、そしてここに具体的なものがある。まさにこれは七百以上の深海にはわたるものだといいことになれば、領海内ではなくて遠く約一千キロメートル、ここまでの遠いところまで布設をしている。しかもそれはリビーターで結合をしておる。わざわざアメリカから借りてやっている。海峡の防衛どころではなくて、まさに日米共同作戦の実をあげるためだ、こう海幕長自身が文書で言っているわけだ。(「被害妄想だ」と呼ぶ者あり)被害妄想ではなくて、それを意図しているというのを海幕長が言っているのだ。そういう問題をここではやっている。国会では全くその点についての内容を明らかにしない。この点は一体どうですか。

○久保政府委員 私どもは、周辺海域については防衛を充実する、これは三次防も四次防も大綱の中にそううたててあります。その周辺海域というのは数百マイルであるということは申ししております。

ところで、いま問題になっているものは一般的な周辺海域の防衛というよりも、重要港湾、重要海峡、そういった、これは二次大戦のときの潜水艦の集結状況をごらんいただければわかるわけであります。やはり商船の集まるところには潜水艦も集まるということであります。それから、そういった観点を考慮しながら、海域を選定しながらやっているということと御理解いただきたいと思ひます。

○東中委員 それでは装備局長、先ほどちょっと言われたのですが、リビーターは日本ではつくれないようなものだ。そういう非常に高性能のもので、それをわざわざ一九七一年段階、この時期になつてアメリカから供与を受けた、こういうふうになつて言われたわけですよ、海底の調査をするため

に。リビーターというのは増幅ですから、三海里の領海内とあなたは先ほど言っているのだけれども、領海内の中でわざわざアメリカから、この戦後二十年以上もたった時期に供与を受けてつけないといけないような、そんなリビーターが要するということは、これは技術的には考えられぬことですね。しかもこれだけの大きな同軸ケーブルを使つておる。このリビーターをわざわざ供与を受けたという自体からいっても、領海内だというのは全く信用できない、こう思うのですが、その点について、領海外であつてもそのことについては言えないというなら、それはそれでよろしい。しかし、領海内に寸断をしたんだ、そんなことを言うのだったら、これはあまりにも牽強附会、そう思ひますが、いかがでしょうか。

○山口(衛)政府委員 ただいまの先生の御指摘のリビーターでございますが、日本の近海、海峡、港湾、それぞれ海底の事情、潮流、特に音の伝搬特性というものを明確にキャッチするというために、私どもはこれまで使つていなかった同軸ケーブルを使いまして、特に同軸ケーブルを使いまして理由も、同軸ケーブルは周波数の分割が非常に容易でありますし、それを一括してまた地上局に持つて帰るという特性がありますので使うわけでございますが、そういう点でリビーターが必要なる場合もかなりあるという私どもの技術的な面からいひまして、ないものを供与を受けたというふうに考へております。

○東中委員 私たちは、この点についてはよく調べました。そんな領海内であるんだつたら、これはそのときの積み出しのときの写真ですが、これだけの大きなケーブルが一体必要か。まさに先ほど言ったように、千キロメートル、こういう長さのものを使うからこそ、こういう大きなケーブルをわざわざつくつて、やぐらまで組んでやっているのですよ。(「小さ過ぎる」と呼ぶ者あり)ものを知らないでこういうことを言うふまじな態度と云うのは、私は、日本の自衛隊のあり方として、皆さんがまともに取組む姿勢をとっていない。

何とかごまかそうという姿勢をとっているというふうにはしか考えられない。現に、製造したところのこの会社の書類自体の中で、はっきりとここに出ているのじゃないですか。あなた方はその内容については、ニッティングマシンさへ知らぬというじゃないですか。知らぬというのだったら、実際にここにあるもの、この資料で言うならば、まさに千キロメートルの長きにわたる。ケーブルのシステムの第三、この長さは、大湊周辺に持つていって、そこから、こういう深海のものを含めて、そして千キロメートルに及ぶところまでこういうものを設置している。宗谷海峡ではないですか。まさに三海峡防衛を日米協力でやるのだと言つていないじゃないですか。そして日米協力の、リビーターまでアメリカからわざわざこの時期になつて無償供与を受けている、こういう事態であります。

それじゃここではつきりとおきたいと思ひます。海底ケーブルというのはどこにあるかというの、地域の漁民ならわかります。この奥の地域から出されておる海底ケーブル、これは漁民が石と石との間をまたぎますからひつかかるのですよ。だから、どこにあるかというの大体わかる。防衛庁は、三海里以上、領海以上には出ていない、こう言うのだったら、それ以上に出ていないのは防衛庁には全く関係のないものだというふうなところで宣言されている、そうお聞きしてよろしいか。

○久保政府委員 従来、布設しておりますのは領海内でありまして。しかし、これは先ほどから申し上げておりますように、どういふ場所が一番適当であるかというところは、海底の状況によつて変わつてまいります。したがひまして、領海外に設定することを私も否定するわけではございません。領海内で適地がなければ領海外に適地をさがすということもありません。したがひまして、調査をする場所というものは移動するだらうと思ひます。

○東中委員 この前の江崎長官の答弁では、領海外には出ておりません、絶対と言つた。だから、いまもその江崎長官の答弁をそのまま、先ほど来のお話では維持されているように思ひます。すけれども、私たちは、いま申し上げたように、このケーブルの性格からいって、会社の資料からいって、そしてリビーターの性格からいって、そういうことはあり得ぬということを言つておるけれども、どうしてもそういうふうな強調されるのだったら、それならそれでよろしい。領海以上に及んでおるものは、これは防衛庁のものではないということを言われた。かつて旧海軍のあのソーナー、これを戦後に漁民が買い上げてスクラップにしたことがありますが。だからさかそうと思つたらさがせます。その点も含めて、領海外には現在のところは出ておるものはない、こういうふうになつて言われる、その点をはつきりとお聞きしておきたい。

○久保政府委員 将来の問題として、いま申し上げましたように、海底の状況によつては領海外に出ることはあるというところは申し上げておきます。そして現在の段階では領海である。ただし、この点だけは念を押しておきたいと思ひます。けれども、海底にも潮流がございまして、私どもが領海に設置したのが動く可能性をここで否定するわけにはまいりません。これは事実であります。

○東中委員 私が言つておるの、潮流でちよつと動いた、そんなことを言つておるのじゃないのです。非常に長い一千キロ近くいっているのですから、三海里の領海と全然けたが違ひます。ですから、それを否定するのだったら、いま答弁は、否定されたというふうな聞かざるを得ぬわけですが、けれども、だからその点は、防衛庁の問題ではないということをはつきりとして、これからのものはあるかもしれない、それは郵政大臣の許可をもらつてやるということも言われているわけですから、いままで許可をもらつて領海外に出したものは無いということ、これはここで確言をされる、そう聞いてよろしいですね。私は信用せぬけれど

も、そう聞いてよろしいですね。

○久保政府委員 今日までのところでは領海内でありま。

○東中委員 時間が来ておりますから質問は終わりますけれども、結局は、領海の専守防衛という、そういうことを主張するために、実際にやっておることと違うこと、それを国会で答弁するのは私は非常によくないと思う。

これは防衛庁長官に最後にお聞きしておきたいわけですが、この同軸ケーブルを使ったのはこれが初めてであって、しかもOCCではこの注文の分を渡して、これは全部機械は取り扱った、そういう条件だからこそ、われわれはこういう資料がわかってきたわけですから、そこで出されていることというのは、動かしがたい米軍の送り状とか、USネビープロパティのプレートとか、こういうもので性能を検査していつていっているわけでありま。海峡を防衛する、しかも三海峡を防衛する、しかもアメリカの強い期待だ、日米共同作戦のためだ、こういうふうに海軍長は言い、防衛庁長官もそう言っている。そういう状態の中で、非常に公海奥深く、しかもおそくは他国の領土に、領海に非常に接近するところまで、こういう海底ケーブルによる、単なるソーナーではなくて、ソーナーの分析が的確にできるために必要な資料、海流とか水温とか、あるいは塩分の度合いなんかもあわせて収集する、そのための同軸ケーブルを設置している。こういうことでありますから、これは、国会で事実を明らかにしない問題という点で重要な問題があるだけではないで、これはまさに日米共同作戦、アメリカのアジア戦略の中に組み入れられて、まさにそれに協力をしてやっている、こいわざるを得ないわけですが、その点について長官の最後の見解をお聞きしておきます。

○山中国務大臣 これはもう事務当局が答えていることで尽きると思いますが、しかし、これは誤解のないようにいたしませんと……。何も攻撃用の兵器ではないのであって、そういう海陸空いろ

いろな情報の一環でありましようから、領海、領海外の論争、これはあなたそうでないとおっしゃっているようですが、私は事務当局のほうを信頼いたしておりますし、他国を攻撃する意図を持っていないものでないことだけは、これは明らかだと思っております。

○東中委員 質問を終わりますが、シビリアンコントロールということを言われるのならば、実際に海軍長が言い、そうしてこういう具体的な問題が出てきている、それについて、これはどういふふうによったか知らないと言っているのですから、そういう状態ではシビリアンコントロールなんてできやせぬです。事はこういう非常に異常な問題ですから、千キロに及ぶという海底ケーブルを設置して、他国の領海にも及ぶ、そういう点については調べて、そうしてはつきりするものにする。ただ何となしに政府委員の言うことを信用しますというだけではなくて、具体的に調べられることを強く要請しておきたいと思ひます。

○三原委員

山田太郎君。

○山田(太)委員 いよいよきょうの質疑の私がしんがりでございしますが、割り当てる時間が半分以下になったというところは非常に残念に思っております。諸般の事情から万やむを得ないとはいひながらも、その点、きょう用意した質問を全部言い尽くせないことになるのが残念でございしますが、したがって、前置きとか、あるいは注釈等はできるだけ省いて、質問を行なつてまいりたいと思ひます。

そこで私は、政府がとつておる現在の自衛隊増強政策については、私どもと見解を異にしております点が十分あります。これは御承知のとおりです。しかし、現実に三十万人近い実力集団たる自衛隊が存在する以上、その事実認識の上に立って、民主主義の理念とも関係するところのシビリアンコントロールの問題について、系統的にお伺いし、かつ若干の問題を提起して、本来ならば総理にお伺いするところの問題点もあります。しかし、それを含めて、きょうは新任の山中長官に

見解を承りたいと思つております。

そこで、まず最初に長官のシビリアンコントロールについての基本的な考え方といひますか、姿勢といひますか、これについてお伺いしておきたいと思ひます。

当然のことでございますけれども、文民統制の基本的な原則は、憲法の九条あるいは憲法の前文、これがやはり基本でなければならぬというのとは当然のことでございます。しかし、世上よくいわれますように、背広組であるから、文民であるからといつても、中には制服組以上の好戦的な人もおるわけですから、いい例ではありませんが、ヒットラーなどはその最たるものではないかと思ひます。世界にもそのような例は多々あります。そういうことから、非常にいい例ではありませんけれども、やはり端的に申し上げさせていただくという立場から、大臣は、基本的理念において当然自由と平和を求めていく人物でなくてはならない、こう思ひますので、最初に申し上げた、長官のシビリアンコントロールについての基本的な姿勢といひますか、考え方、それをまずお伺いしておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 最終的にはシビリアンコントロールは国会に存在する、そう思ひます。しかし、一方憲法において、政府の側においても、第六十六條第二項で、国務大臣は文民をもつて充てる、こうなつておりますから、当然防衛庁長官たる国務大臣も文民であるということになるわけでありま。したがってまた、当然に文民である内閣総理大臣が最高の指揮監督権を持つておるといふことが、まず基本的な姿勢であらうと考えます。

さらに、具体的な展開をいたしてまいります場合のあり方としては、制服並びに内局というものが防衛庁の中にきちんと区分けができておりまして、制服限りでもつて国の基本的な、国防会議に付さなければならぬような問題を決定すること、はできないというふうなことがありま。さらに、国防会議においては、国防会議並びに国防会議議員懇談会等の議を経ながら、最終的に閣議決定

された方針をもつて主要なる装備その他について決定をしてまいります。

したがって、それらの点において文民のコントロールというものはきちんとなされておると思ひますが、たとえば、さらに行動を展開する場合等においても、いろいろな場合において最終的に総理大臣が、防衛出動に例をとるならば、国会の承認を得て国防会議の議を経て決定をすることがたてまえでありますし、開かれてない場合は、参議院のみの場合は参議院。衆議院が解散されておる場合であります。そうでない場合はすみやかにこれを国会に承認を求めて、その承認が得られなければ直ちに防衛出動も撤回しなければならぬというふうなことで、きちんと歯どめが法体系の上からできておりますし、防衛庁設置法あるいは自衛隊法というものの、国会において定められた法律としてわれわれはそれを順守するということで、維多に並べましたけれども、一応思ひつくまに、このような形で文民統制はきちんとなされておつて、私たちはそれを順守しておる、そう考へております。

○山田(太)委員 長官のその御答弁によりまして、防衛出動の面、あるいは治安出動等の面はまた後ほどお伺いすると思ひます。やはり自衛隊の運営について、その基本は自衛隊の威力といひますか、あるいは機能といひますか、自衛隊の役割上、機能あるいは威力といふものをまず重視しなければならぬというふうな場面が当然あるやもしれません。しかしやはり、長官の考え方といたしますと、少々威力あるいは機能が低下しても国会の民主的な統制というものを重視するお考えであるかどうかという点も、重ねてお伺いしておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 もちろんそのとおりでございますし、今回は、ぜひ通してもらいたいと思つております。防衛二法といわれる、定員あるいは装備、あるいはそれに伴う隊の編成、こいようふうなもの等は、過去二年、予算上は措置されて定員もありまして、国会で最終的な御承認を得られてい

ませんので、結局は、それらのものは予算上あつて実際には存在しない、艦艇の就役等はありません。もそれに對する充足ができないというような実情が現在しておる事実でも、明瞭にそれを物語つておるものと私は考へます。

○山田(太)委員　そこで、きよりの本会議の前に総理も、先ほど長官がお答えになったように、シビリアンコントロールの一つの立場の中として、いわゆる国会のコントロールはもちろんです。内局の立場の人は全部文民である、そういうふうな総理の答弁もあつたのを聞いております。またいまの長官のお答えの中にもそれがあつたわけでございますが、そこで、内局は文民であるということの必要性は、やはりシビリアンコントロールのためであるという意味の御答弁だつたと思ひます、ふえんしていきなれば。

そこで、法的な面で少々お伺ひしておきたいと思ひますが、吉國法制局長官見えておりますか。——そこで法制局長官にお伺ひいたしますが、きよりの総理大臣の御答弁にも、またいまの長官の御答弁にも、内局は文民であるというお答えです。そこで私がお聞きしたいのは、先ほどの御答弁にあつた憲法第六十六條の二項、この「文民」の解釈というものを法制局長官からお伺ひしておきたいと思ひます。

○吉國政府委員　憲法第六十六條第二項は、「内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならぬ」と規定しております。そこで、同項で國務大臣の資格を文民に限定いたしました趣旨は、國政がいわゆる武斷政治と申しますか、そういうようなものにおちいることがないようにということとを念慮したものであらう。これは憲法制定の當時におきまして、この「文民」の解釈をめぐつていろいろの議論がございました。その當時は、旧職業軍人の経歴を持っていた者であつて軍國主義的な思想に深く染まっていた者、そういう者は文民ではあり得ないというような解釈をいたしておりました。

その當時、憲法制定の當時におきましては、御

承知のように、武器を用いる組織といたしましては、若干の警察隊があつただけでございますが、その後いろいろの法制も変わつてまいりまして、警察予備隊ができ、保安隊となり、さらに自衛隊となりまして今日におきましては、その解釈もおのづから変わつてまいりまして、先ほど申し上げました憲法の精神から考えますと、自衛官が制服のままで國務大臣になるということは、憲法が、國政がいわゆる武斷政治におちいることがないように念慮したという精神から申しまして、好ましくないのではないかと申すこと、たしか昭和四十年ぐらゐであつたかと思ひますが、佐藤内閣時代に從來の解釈を変更したことを国会で申し上げまして、自衛官は文民にあらずという解釈を當時の法制局長官から申し上げて、佐藤内閣総理大臣もそのとおりであるということをお答弁申し上げました。その後はずつと、自衛隊というふうな武器を用いるような組織体の中において、その本来的な職業上の地位を占めておる者は文民とは解することができないということが政府の見解と相なつております。

○山田(太)委員　そういたしますと、自衛官は文民にあらずと、こういうことですね。

○吉國政府委員　自衛官は文民とは解し得ないというところでございます。

○山田(太)委員　くだいようですが、自衛官をやめたらもう直ちに文民になれるわけですか。

○吉國政府委員　それはそのとおりであらうと思ひます。

○山田(太)委員　そういたしますと、ただ自衛官をやめさせれば大臣にもなれるという解釈も成り立つと思ひます。しかし、その点を多く言うわけじゃありません、きよりは、

そこで、法制局長官は非常に緊急な御用事をお持ちのようですから、法制局長官にお伺ひしたいところだけ前もつて先にお伺ひしておきたいと思ひますが、その点ひとつ、大臣御了承しておいでください。

先ほどの総理の御答弁あるいは長官の御答弁、

それによると、内局はやはり、シビリアンコントロールの立場から文民でなくてはならない、あるいは文民であるという答弁があつたわけですね。その点について、現在の防衛庁の内局は課長以上は全部文民になっておりますか。

○田代政府委員　防衛庁の課長以上はもちろん文民でございます。自衛官ではございません。

○山田(太)委員　それはどういふ理由からですか。やはりきよりの総理の御答弁あるいは長官の御答弁のような、シビリアンコントロールのその立場から文民である、そう解釈してよろしいですか。

○田代政府委員　お答えいたします。

ただいまおつしやつたことだと思ひますが、法的に申しまして、防衛庁設置法十八條を讀みますと、防衛庁の職制には、御案内のとおり参事官——参事官というのは局長クラスでございます。課長クラスは書記官でございます。書記官はその中から課長が出る、こういうことが明記してございます。したがひまして、書記官という名称を考えますと、これは一つの身分上の地位でございます。自衛官は書記官になれないというぐあいに解釈されるからでございます。

○山田(太)委員　そうすると、法制の上からいって、課長以上には自衛官はなれない、こう規定されてゐるというわけですね。

○田代政府委員　そのとおりでございます。

○山田(太)委員　そこで、一步立ち入るようで恐縮でございますが、先ほどの、自衛隊の前の保安庁、この保安庁法には、十六條においてちゃんと、課長以上の禁止ということが明記になっております。ところが、防衛庁設置法十七條十九條になると、この点は明確になつていない。その辺の意圖するところはどうかと申すか。

○山田(太)委員　私がいままで、就任して以来勉強しました範圍では、保安庁法のその趣旨は、法律の上では明確になつておりませんが、そのまゝ尊重してきておりますので、課長以上にはない。しかしながら、いまあなたの言われました第十九

条では、「長官は、必要があるとき認めるときは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第二十九條に規定する部隊若しくは機関に所屬する自衛官を内部部局において勤務させることができる」(2) 前項の自衛官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所屬する幕僚監部又は部隊等の長の監督を受けるものとす。——こういうことで、内局全員が、いままで議論してまいりました意味の文民ということには法律上はなつておりませんが、しかし、管理職、いわゆるある意味の決定権、指揮権を持つ——内局ですから行政上のですね、そういう責任ある地位には、この条項を利用して全然つけないといふことを守つてゐる、そして今後それは守つていきたいといふことであります。

○山田(太)委員　私のお聞きしたかったのは、このように変えた意圖は何だろかということを知りたかつたわけですね。

○田代政府委員　旧保安庁法十六條六項の規定の中に、「長官、次長、官房長、局長及び課長は、三等保安士以上の保安官又は三等警備士以上の警備官の経歴のない者のうちから任用するものとす」という規定がございました。この時代におきましては、これは私の想像を言つてたいへん恐縮でございますが、文民という意味が必ずしも當時明確じゃなかつたという問題もあるでしょう。それからやはり、そういう経歴のあつた人を課長にするということ自身も非常に問題があるのじゃないか、という配慮が當時働いて、こういう規定ができていたのじゃないか、こういうぐあいに考えられます。

○山田(太)委員　いまのお答えでは非常に明確じゃありませんね。その當時もうすでに文民の解釈というものはつきりしておる。いまの法制局長官がお答えになつたとおつて、まあしかし、この点は時間の關係ではしりませんが、また別の意圖は何するところかといふことは、また別の機会に深く立ち入つて質問していきたいと思ひ

ますから……。

そこで、法制局長官に次のことをお伺いしておきます。前文は省略します。時間の関係で端的に聞きますが、現在の憲法の立場からいって、現在の軍需産業を国営にすることができるとどうか、憲法の論理的解釈から。

○吉國政府委員 自衛隊の使用する武器の製造を国営において行なうということについては、憲法上これを禁止する規定は見当たらないと思ひますので、政策上の当否はいろいろ御議論のあるところだと思ひますが、憲法上の問題としては、これが許されないということはないと思ひます。

○山田(太)委員 長官、いまお聞きになりましたように、国営でやるといことは法的にはできると解釈してもいいことですが、その点について、長官は政策的にお答えになると思ひますが、その点はどうか。

○山田(太)委員 長官、できるかもしれません。それは片山・芦田内閣ですか、石炭の国営というのをやりましたからね。あれは管理ですから国営じゃありませんが、それは軍需産業を国営にするということをやつて、不可能じゃありません。が、軍需産業というものを分離して、会社のそれだけの、航空機でも民間のものもつくつていて、軍用というものはおかしいですけれども、結果は自衛隊用ですね、というものに納めるところだけを、各社から全部強制的に削つてそして会社をつくらせるといふ、そういうことも現実にはなかなかむずかしいのじゃないだろうか。また私は、経済理論ですけれども、自由主義経済の上に立つて政変をつくつておられますので、統制経済的なものをやる意思はありませんし、したがって、国家管理会社とかいうようなものなるべくつくる意思はありません。必要があるならば、国として直接やらなくても、公社、公団というふうなもの等は、そのかわりにつくつておられるというふうな、私たちの考え方としてはお受け取りを願つたほうがよろしいのではないかと思ひます。

○山田(太)委員 いまの長官の御答弁をお伺いしておりますと、公社、公団にはやり得る可能性があるという意味ですか。私の聞き違いであつたら……。

○山田(太)委員 いや、民間企業を国が没収をして国家の企業にするというふうなドラスチックなことは、私にはほしくない政である。したがつて、それをかりにやる必要がある場合には、いまのこの形式でいうならば公社、公団みたいなものが、私たちの現在望んでおる政治の基本的な考え方からは浮かんできぬものである、そういうことを申し上げたわけです。

○山田(太)委員 どうも明確にならぬのですが、国で、いわゆる兵器あるいは装備等の工場といふんです、言うならば旧砲兵工廠のようなもので、すね、そういうふうなことをやる意図はないかあるかということに端的に答えてもらつたほうが早いです。

○山田(太)委員 防衛庁自体が兵器産業と申しますか、兵器製造部門をみずからやるかということですか。ちよつといたるところ、そういう検討もしてありますが、まあ、いまのところやる意思はないというのがほんとうだと思ひます。

○山田(太)委員 唐突な質問だったかもしれせん。しかし、きょうはもう前置きをはしつていきますから。

そこで、ついでにお伺いしておきます。それに関連して、いまの軍需産業というのが適当かどうかはことばは別といたしまして、兵器とか装備、そういうふうなものをつくる会社、それを国が買収するということは法的にはできますか。これは法制局長官。

○吉國政府委員 これは買収と言われましても、自由な契約に基づいて買収することは、これは相手が承諾する限りにおいては差しつかえないと思ひます。

○山田(太)委員 そこで、あわせてお伺いしておきます。いまの平和憲法下において徴兵制度をしくことが可能であるかどうか、これも端的に

お伺いしておきます。

○吉國政府委員 いまの憲法のもとにおきましては、いわゆる徴兵制度をしくことはできないと思ひます。

○山田(太)委員 その論拠をお伺いしましょう。

○吉國政府委員 徴兵制度と申しますのは、国民として兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であらうと思ひます。つまり軍隊を平時において常設をいたしまして、これに要する兵員を毎年徴集をして、一定の期間訓練をして新陳交代をさせる、それによつて戦時編成の要員として備えるという制度をいうものであらうと思ひます。そういうものであるといたしますならば、一般に兵役といわれるような役務の提供は、わが憲法の秩序のもとで申しますならば、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らして当然に負担しなければならぬというふうな社会的に認められるようなものでないか、義務としてそういう義務を負荷されるという点にその本質があると思ひます。そのような徴兵制度は、憲法の、まあいろいろ議論があると思ひますが、まず第一には十八條、それから第十三條等に問題があると思ひます。憲法のどの条文に当たるかはいろいろ議論のあるところでございますけれども、いづれにしても、憲法の許容するところではないというのがその論拠でございます。

○山田(太)委員 一たん有事の際はできますか。

○吉國政府委員 一朝有事の際というまた定義の問題になるかもしれませんが、いわゆる有事の際に、全体の国民が立ち上がつて国を守るというふうな場面がもしありたいとしますならば、そういうものが徴兵制度になるかどうか、これはちよつと議論のあるところだと思ひますが、いづれにいたしましても徴兵制度、制度という限りにおきましては、わが憲法のもとにおいては、平時であらうと有事であらうとを問わず許容されるところではないというふうなことを考へておきます。

○山田(太)委員 制度といふことは抜いて、徴兵ならできますか、一たん有事のときは。

○吉國政府委員 たとえば災害の場合におきまして、その災害に対処するために、一定の住民に特定の義務を課するというようなことが現在認められております。そのような有事の際に、これはまあ自然の災害ではございせんが、人為的な災害でございせんが、災害という点においては同じだと思ひます。その有事の際に、災害対策基本法で認められておりますような義務を課すると申しますか、そういうような一定の義務を課するといふことがはたしてできないかどうか、これは問題があると思ひます。

○山田(太)委員 もっとはつきり言うてください。

○吉國政府委員 その点については、現在の災害対策基本法で、災害救助のためあるいは災害に対する諸般の措置をするために、一般の住民に対して一定の義務を課することは認められております。そのような同種の義務を課することまで現在の憲法が禁止しているかどうか、これは一応別だと思ひます。

そうじゃなくて、一般の住民に対して祖国防衛のために兵器をとつて一定の役務を提供するといふことをやること、まあ徴兵だと思ひますが、そういう姿の法制を用いてその義務につかせるということは、やはり憲法上もできないことであらうと思ひます。

○山田(太)委員 ちよつとあやふやな答弁でしたが、最後の点は、一たん有事のとき、災害でなしに防衛等について、そのときにもいまの憲法下においては徴兵はできないという明確な断定ですか。ちよつとあやふやな答弁ですから、その点をはつきり聞いておきましよう。明確にしてください。

○山田(太)委員 私が答えましよう。(山田(太)委員「政策的でなしにね」と呼ぶ)いや、違いますよ。憲法第十三條、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要

とする。これはまあ「公共の福祉」が入っていますから、その場合においてはおかしくなるですね。若干の疑問がある。しかし今度は第十八条で、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。これは明確です。」「又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」「さらに問題は第十九条にも及ぶかもしれない。」「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」「こまでも私は読んでいいと思うのです。

まあ、こういうような一貫したものを考える、いかなる場合であっても、徴兵というように形でもって、制度でも——制度は法律がなきゃできませんし、憲法を改正しなきゃ制度はできないといっているわけですから、徴兵というように行動はとれないというのがいまの憲法の基本じゃないでしょうか。

○山田(太)委員 内閣法制局長官、その点ひとつ、あやふやでなしに明確にしておいてください。そうすると、いまの長官の答弁が政府としての答弁、こう解釈していいですか。

○吉國政府委員 先ほども申し上げましたように、いわゆる徴兵と申しますものは、平時であらうと有事の際であらうとを問わず、憲法上許容されないものであるということでは私の答弁にいたします。

○山田(太)委員 その点、法制局長官、明確にしておいてください。

そこでこれは、なぜそこまで、追い詰めてということではありませんが、しつこく聞いたかといえますと、憲法解釈が非常に変わってきているわけですね。

これは念のために一例をあげておきましょう。それは昭和二十七年十月、最高裁で開かれた行政事件担当の裁判官会合がございました。多くの話がすぐ徴兵にいくわけではありません。そのときに、軍需産業を国で買収するなどというところはできないとなった、三権分立の原則に反せずして、もしそのような場合、予防訴訟、専門的な用語で

言うならば義務確認訴訟といいますが、義務づけ訴訟といいますが、そのような過去の事実があるわけですね。ただ、その当時軍需産業などというものは存在しなかったから、こういうふうな詭弁を弄する人がありましたが、こういふところ、それがもうすでに現在変わった解釈になってきている。そういう点から考えて、ときによって憲法解釈が変わってしまふようなことがあつてはならぬ。少数意見といえども——せんがっての労働問題のときのように、少数意見が最高裁で今度は逆になったのです。したがって、内閣法制局長官の明確な答弁をいただいておるわけでございます。その点をまず御了承しておいていただいて、まだもう二点ありますけれども……(吉國政府委員)委員長、いまのがちょっとわからないので(呼ぶ)ぼくが聞いているのです。ぼくが質問しているのだ。おかしなときに手をあげてくれては困ります。

そこで、法制局長官にもう一点伺いしておきたいことは、核の問題です。過去の参議院の内閣委員会でごさいましたか、わが国の現在の憲法下において核兵器を所有することもできる、これは今度の国会の予算委員会でも問題になった総理の答弁の問題がありましたが、また同時に、状況によっては他国の基地をたたくこともできるという答弁もあるわけですね。この点は伺いしておきたいですが、憲法的な解釈の問題において、これは可能でありますか。

○吉國政府委員 ただいまの第一の問題の、核兵器も場合によつては持っているというふうなテーマでございしましたが、これについては、わが国の自衛隊の組織といたしまして、自衛のため必要な組織というものは、自衛のため必要な最小限度の実力を保有することは憲法上可能である。その自衛のため必要な最小限度のものといつたしまして、もっぱら防衛用に使われるような武器であるならばもちろん問題なく持っているという一つのテーマがあるわけでございます。その防衛用の兵器という中で、核兵器が最近いろいろ発達を遂げてまいりまして、いわゆる水素爆弾でございますとか原子爆弾

というふうなものももちろん核兵器でございますけれども、そうじゃなくて、将来進歩をいたしまして、非常に小型のものもっぱら防衛専用というふうな核兵器があるとして保持したならば、これは防衛用の核兵器として保持し得るということ、これは国会の衆議院の予算委員会においても、また参議院の予算委員会においても、総理からも答弁をいたし、私からも申し上げたわけでございます。その意味で、全く防衛用ということであれば、核兵器であるという兵器であるというところではないか。

それから第二の、敵の基地をたたくことができるかどうかという問題。これは昭和三十一年に、当時の船田防衛庁長官から答弁を申し上げた筋でございますが、自衛権の発動と申すのは、わが国に対して急迫不正な侵害が行なわれて、これに對して他にこれを排除する手段がないという場合に、最小限度の範囲内においてその侵害を排除するために自衛権が発動できるのだという議論から発展をいたしまして、その侵害の手段といたしまして、わが国土に対して誘導弾等によって攻撃が行なわれたという場合に、その誘導弾の攻撃をそのまゝにしておいて、いわば座して自滅を待つというふうな状態にならなければならぬというものが憲法の趣旨とするところではないだろうか、そのような攻撃を防ぐために、万やむを得ない場合には、先ほど申し上げました自衛権発動の三要件から申しまして、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとることは可能であろう、その手段の一つとして、誘導弾等による攻撃を防ぐために、他に手段がないと認められる限りは、誘導弾等の基地をたたくことも全く法理上の問題としては自衛権の範囲内に含まれて可能であるということ、昭和三十一年の二月二十九日に、本院の内閣委員会において当時の船田防衛庁長官から答弁をいたしております。その後、昭和三十四年三月十九日にも、同じような答弁を伊能防衛庁長官からいたしております。これも、他に手段がないという場合において、やむを得ない

最後の手段として必要最小限度の措置をとる、その必要最小限度の措置として誘導弾等の基地をたたくことも、法理上は可能であるということをおししております。

○山田(太)委員 その問題については、これはまだ質問を……

○吉國政府委員 ちょっとつけ加えさせていただきます。

先ほど防衛用の核兵器の問題について、これも憲法上の法理論として申し上げたわけでございまして、憲法上は防衛用専門の兵器であるならば、核兵器であらうと通常兵器であらうとを問わず持てるのだ、したがって、防衛用の核兵器というものがもしありとするとすれば、それは憲法上保有することは可能であると申し上げたわけでございしますが、もちろん非核三原則は政府の従来とも厳守しているところでございますので、絶対にそういうものを持つことはございせん。また、原子力基本法におきまして、原子力の利用は平和的利用に限定されておりますので、先ほど申し上げましたのは憲法論として申し上げただけでございます。現段階において申すいうことはあり得ないというところでございします。

○山田(太)委員 法制局長官にお伺いしたのは、法理論としての立場でお伺いしたわけですね。いまのあの答弁は、これは長官が答えるもので、(山田)中国務大臣「言われたのです」と呼ぶ。長官が法制局長官をして言わしめたという話ですから、その点はきょうは了解しておきましょう。そこで、この問題についてはまた他日、これは非常にふえんする問題がありますので、そこでお伺いします。きょうは用意しておりますが、別の機会にいたします。法制局長官、きょうはけつこうです。

そこでいよいよ本題に入つて、きょうは、冒頭に申し上げたように、次々質問をふえんしていくのでなしに、系統的にひとつひとつ新任長官にお聞きしておきたい、シビリアンコントロールについて。

そこでまず国会とシビコンの問題です。その問題について、先ほどお話がありましたように、シビコンの根本はやはり国会のコントロールであるという御答弁です。ところが、その国会論議のために、積極的に論議の素材となるべき資料がなかなか提出されない。また二つ目には、すなおな答弁というものがなかなか出てこないというのが、このたびの当内閣委員会においての質疑を通して明確な点が多々出てきております。いわゆる秘扱いといえますか、この点が非常に多いように思われます。そこで現在の秘密扱いの文書等の数も実はお伺いしました。ところが、防衛庁から出していただいた書類を見ましても、防衛秘密、庁秘、この二つに分けてありますけれども、庁秘の件については四十六年以前は集計していません。昨年でございましたか、外務省のあの秘密文書事件以来、防衛庁にしても、この秘密文書の秘密指定の乱用をできる限り戒める、そういうふうな通達を出しておりますけれども、減っていないのです。しかも四十六年以前はわからぬという。この過去の問題はともかくとして、これからの長官としての方針をお伺いしておきたい。

○山中国務大臣 私としては、なるべく国会において公表できないような意味の秘密書類というものも少なくしたい、そう思っておりますし、事実、内閣委員会の審議が始まりました。与党席から少し不満の声が出るような姿勢でもって、質問者がその文書がなければ質問できない場合において、外交的に支障が若干はあっても、なるべくそれを便宜に供したこともあり得ます。したがって、今後、私は自衛隊を開かれた集団にしたい、こう思っておりますし、防衛庁自体もまた全体が、国民に対して閉鎖集団であってはならぬ、そういう気持ちでありますから、特別の軍事上の秘密事項も、これは確かにあります。兵器の秘密その他は一般に公開すべきものでないものもあり得ますから、そういうものと、あるいは外交交渉の途中における問題とか、あるいは対外的にそれを公表しない約束であったもの等以外のは、な

るべく国会の御審議の便に供したいというふうな姿勢で、今後その整理統合を進めてまいります。○山田(大)委員 そこで、次には一つだけお聞きしておきます。

先ほど、しよっぱな長官の御答弁の中にも防衛出動の問題がありましたが、この防衛出動と国会の問題について次にお伺いしておきたいと思っております。

この出動命令の起案者といいますが、この出動命令の手続、経路、そういうものについてひとつ具体的に、しかもあまり長くないでお答えしていただきたいと思います。

○久保政府委員 だいたい以前に防衛庁と内閣官房と協議したことがあるように思いますけれども、どうもうまい手続ではないように思いますので、現在さらに検討を進めております。

現在考えられますことは、防衛出動命令でありますから、防衛庁の内局で一応起案をいたしまして、そのものは防衛出動を下令してよろしいかという、次の別紙にその防衛出動の命令の内容を書きまして、それを内閣官房に提出をして、内閣官房はそれをもとにしまして、閣議に出す前に国防会議に、これは内閣総理大臣でありますけれども、内閣総理大臣が国防会議にはかる。そしてその国防会議の結論と、それから防衛庁の準備しました起案の内容とが合致しますならば、それを閣議にかけまして、閣議で了承を得られまして、内閣総理大臣が別紙につけました命令そのものをあらためて自衛隊に命令として出す。その命令として出す場合の起案は、私どもは内閣官房ではなからうかというふうに思っております。

こういった手続につきましては、まだ内閣官房の了承を得ておりません。私どもの思考過程として、そういうふうな考えではどうかというふうな思っております。

○山田(大)委員 はっきり最後は聞こえなかったのですが、内閣官房のまだ了解を得ていないという事ですか。そういうことですね。

そこで、自衛隊法七十六条の一項によつて、先

ほど長官の御答弁にもありましたけれども、国会の承認を得る、このときに特に緊急の場合というのがあります。特に緊急という場合と単なる緊急という場合、それからもう一度特に緊急の場合の国防会議あるいは閣議との関係は、いまお話がありましたから、単なる緊急との相違、こういうものはどういふものですか。

○久保政府委員 この防衛出動を命じます場合には、国会の承認を得るのがたてまえであります。ぜひとも国会の承認を得べきでありますけれども、現に武力攻撃が日本に加えられたといったようなことで、日本の国益を守るためには直ちに対応策をとらねばならないといった場合には、国会を召集する手続が若干かかりましようから、それを待つというときがないということになりますので、結局、単に緊急というよりも、事実上国会の承認を得るにいとまがないような大きな武力攻撃があったというふうな抽象的に申し上げられないのであります。具体的にどういふ場合が「特に緊急の必要がある場合」ということはなかなか申しがたい。

しかし、少なくとも憲法なり法律なりの趣旨から申しまして、こういうものを広く解釈すべきではない。やはりあくまでも国会の承認を得て防衛出動を下令するというのがたてまえであり、万々一の場合でしか、そういう「特に緊急の必要がある場合」というのはないのではなからうかというふうなしぼって考えるべきであらうというふうに思っています。

○山田(大)委員 長官、いまの答弁を聞いていては、いまだかつて発動したことのないというものでありますけれども、非常に抽象的であるということ、やはりやるときによつては、長官がそうだとはいわねえやありません、しかし乱発される可能性はそこにあるわけですが、その点についてはどうようなお考えですか。

○山中国務大臣 これはもう乱発される可能性は全くないようにしてあると思うのです。七十六条

の原則が、まず国会承認というものがなければならぬ。衆議院が解散されているときは、憲法第五十四條の緊急集会による参議院の承認というものを得なければならぬということがもう大前提であります。

そこで、「ただし、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることが出来る」。しかしながら、その第二項で、そのただし書きの規定、いまの「ただし、特に緊急の必要がある場合」、その場合によつて、「国会の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は、直ちに、これにつき国会の承認を求めなければならぬ」。そしてさらにそれを受けて第三項で、もし国会がその場合に不承認の議決をした場合には、「出動の必要がなくなったとき」というのもありますが、「直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならぬ」、こうなっておりますから、このただし書きの「特に緊急の必要がある場合」というのは、久保防衛局長が答弁しましたように、国会の承認を得る手続というものを経るに

もう時間的に全く不可能である、しかし緊急不正の侵害というものが国に現実に及ぼされている、そのときに、国会の承認手続を待っては、国の責任者としてできないことだという場合であります。それがあつた日突然降つておいたように始まるものではないので、それにはそれなりの、そういう緊急にかなうような行動というものが予測をされなければ、突然起こるわけではありせんから、その前提として当然待機命令とかいろいろなことがあるわけでありまして、そういう徴候も何もなしに、国会の承認を経ないで出動させるということがある得るといふのは、全く予想できないような緊急な事態の場合とのみ限定して考えられるという解釈でいけば、何か少しおかしい総理でも、さつきあなたはヒットラーの例をあげられましたけれども、そういう者でもなっていない限りはあり得ないことだ、そういうふうに考えます。

○山田(大)委員 長官、いまの答弁を聞いていては、いまだかつて発動したことのないというものでありますけれども、非常に抽象的であるということ、やはりやるときによつては、長官がそうだとはいわねえやありません、しかし乱発される可能性はそこにあるわけですが、その点についてはどうようなお考えですか。

○山中国務大臣 これはもう乱発される可能性は全くないようにしてあると思うのです。七十六条

の原則が、まず国会承認というものがなければならぬ。衆議院が解散されているときは、憲法第五十四條の緊急集会による参議院の承認というものを得なければならぬということがもう大前提であります。

そこで、「ただし、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることが出来る」。しかしながら、その第二項で、そのただし書きの規定、いまの「ただし、特に緊急の必要がある場合」、その場合によつて、「国会の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は、直ちに、これにつき国会の承認を求めなければならぬ」。そしてさらにそれを受けて第三項で、もし国会がその場合に不承認の議決をした場合には、「出動の必要がなくなったとき」というのもありますが、「直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならぬ」、こうなっておりますから、このただし書きの「特に緊急の必要がある場合」というのは、久保防衛局長が答弁しましたように、国会の承認を得る手続というものを経るに

もう時間的に全く不可能である、しかし緊急不正の侵害というものが国に現実に及ぼされている、そのときに、国会の承認手続を待っては、国の責任者としてできないことだという場合であります。それがあつた日突然降つておいたように始まるものではないので、それにはそれなりの、そういう緊急にかなうような行動というものが予測をされなければ、突然起こるわけではありせんから、その前提として当然待機命令とかいろいろなことがあるわけでありまして、そういう徴候も何もなしに、国会の承認を経ないで出動させるということがある得るといふのは、全く予想できないような緊急な事態の場合とのみ限定して考えられるという解釈でいけば、何か少しおかしい総理でも、さつきあなたはヒットラーの例をあげられましたけれども、そういう者でもなっていない限りはあり得ないことだ、そういうふうに考えます。

○山田(太)委員 この点については、まだふえん
してきたい問題があります。しかし、きょうは
系統立って伺いしておくという立場から、次は
治安出動です。

ほかの問題は省きますが、「命令による治安出
動」の場合は、二十日以内に国会の承認を要す
る、すなわち事後承認になっておりますね。それ
はよく論ぜられるところでございますけれども、
自衛隊の隊員といえども同じ日本人であります
し、また対象になるとされる立場の人もやはり
同じ日本人でありますし、いわゆる同じ日本人同
士の問題になってくると思ひます、通常、そこ
で、やはり国会の事前承認とすべきではないかと
いう意見が非常に強いわけですが、この点につ
てのお考えを承っておきたいと思ひます。

○山田(太)委員 私は、法律上は二十日以内に国
会に付議しろ、承認を求めるとなっておりますか
ら、一応この法律というものはこれでいいのだと
思ひますし、事実上、治安出動でもこの場合に
は、「間接侵略その他の緊急事態」ということが
まくらになっておりますから、いわゆる直接侵略
及び間接侵略という意味の間接侵略というものに
ウェットがあると思うのです。しかし、一般に
民間同士に銃を向けるとか、そういうような事態
というものは、現在の日本の国内において考えられ
ないと思ひますし、したがって、ずいぶん前に議
論になりました指揮官心得ですか、そういうもの
をつくること、そのことが第一。じゃ、日本人同
士にそういうような出動をかけることがあり得る
のかという誤解を生むから、非常に大切なこと
ではあるけれども、それはやめるといふいきさつ
があったように私は承知しております。

そういうことから考えて、そういう場合には事
前に国会の承認を得るような必要性があるような
気もいたしますが、いまの法律ではそうになってお
ります。あなたの御意見は、私としては、この点
については傾聴いたす点があると思ひます。一般
の治安出動の場合、間接侵略以外の場合ですね。

○山田(太)委員 じゃ、その点について、いまの
現法律においては事後承認になっておりますけれ
ども、これを国会の承認を得るようにしたほうが
いいんじゃないかというお考えも長官にはあるの
ですか。検討に値すると言ひ意味はですね、間接
侵略以外の場合という一言がついておりましたけ
れども、その点も一べん伺ひしておきたいと思
ひます。

○山田(太)委員 私は大体、「命令による治安出
動」というのは間接侵略が重点だと思ひます。し
かし、「その他の緊急事態に際して、一般の警察
力をもつては、治安を維持することができないと
認められる場合には」ということも書いてありま
すから、そのところだけをとりえて言うならば、
あなたのおっしゃる御意見、国会との関係、これ
は山田(太)議員の御意見を私は傾聴いたしますと
言ひたいので、いま改正するとは言ひたいので
す。

○山田(太)委員 私はいま改正すると言ひたい
言ひたいわけじゃないのです。傾聴ということは、
やはり尊重という意味を含めての傾聴という意味
でしょう。(山田(太)議員「耳を傾ける」と呼ぶ)
耳を傾けただけでは、これは自分の意見は一つも
入っていないわけですね。やはり答弁というものは
非常にニュアンスが多々あるものです。

そこで、委員長からの要請もあつたし、時間
的な面もありますので、またこれは他日順番にお
伺ひしますが、要請による治安出動の場合と、そ
れから内閣とシビコンの問題、国防会議とシビ
コン、防衛庁段階における内部のシビコン、こうい
う問題を順次一応系統立ってシビコンの質問は続
ける予定で、三時間たつぷりあるつもりだったわ
けですが、それがきょうはできないということに
非常に残念ですが、また他日伺ひしたいと思
ひます。

そこで、これでやめるのじゃない、まだ時間
がだいぶんあるわけですから、横須賀の空母母港化、
この問題に関連して若干具体的な問題も質問して
おきたいと思ひます。

まず、この横須賀の空母母港化の問題について
は、いろいろな疑問やあるいは問題が起きてきて
おります。やはり第一は、ベトナム以後の米国の
極東戦略の考え方、あるいは第二点としましては
ニクソン・ドクトリンによる経費節減と、それに
伴う基地の拠点化による在日米軍基地の全般的な
あり方の問題であります。この問題について
は、これまで予算委員会等で十分論議されてお
りますので、私はひとつ、在日米軍の家族の居住
問題という点に的を絞って、数点伺ひしてお
きたいと思ひます。

そこで、これは常識的な質問で恐縮ですが、質
問を連ねていく順序として伺ひしておきます
が、在日米軍の家族の居住の法的な根拠をまずお
伺ひしておきたい。

○大河原(良)政府委員 地位協定の第一条に定義
がございまして、その一条の(イ)項に、「家族とは」
というところで定義がございまして、第九条の第一項
に、「この条の規定に従うことを条件として、合衆
国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれら
の家族である者を日本国に入れることができる」と
いう規定がございまして、これに基づきまし
て、在日米軍並びにその軍属の家族が日本国への
入国が認められておる、こういうことになりました
が、入国にあつたての手續その他は、第九条に引
き続いて規定されているわけでありまして。

○山田(太)委員 そこで、この在日米軍の家族の
入国と一般外国人の入国に際しての違いといいま
すか、比較してどのような特権があるわけであ
るか。

○大河原(良)政府委員 入国並びに居住に關しま
しては、第九条の二項に、旅券及び査証に關する
日本国の法令の適用から除外するということに
なっております。もう一つは、外国人の登録及び
管理に關する日本国の法令の適用から除外され
る、こういうふうなところになっております。

○山田(太)委員 もう少し具体的に詳しく教えて
ください。

○大河原(良)政府委員 入国、滞在、登録、こう
いうふうな問題に關しましては第九条の規定があ
るわけがございまして、一般の外国人でございま
すと、まず入国にあたりまして査証の取りつけを
必要といたします。その適用の除外が一つありま
す。並びに、一たん入国いたしましたと、登録及び
管理に關する日本国の法令の適用があるわけ
でございますが、在日米軍家族の場合には登録の
義務を除外されておる、こういうふうなところであ
ります。

○山田(太)委員 第九条ですね。
○大河原(良)政府委員 第九条であります。それ
から第十三条の規定によりまして課税からも免除
されている、こういうふうなところになります。一般
の外国人でございまして、日本国におきまして滞
在中の所得に關して、日本国の法令に従う課税が
行なわれるわけがございましてけれども、第十三条
の規定によりまして、その面での免除が規定され
ているわけでありまして。

○山田(太)委員 そこで、やはり地位協定の十一
条はどういうことになっておりますか。
○大河原(良)政府委員 十一条の規定は、関税並
びに税関検査の免除の規定がございまして、合衆
国軍隊の構成員、軍属並びにその家族は関税及び
税関検査の免除を受ける。ただし物の輸入に關
しましては、たとへば十一条の三項に規定がござ
いますように、引越し荷物でありますとか、身
の回り品でありますとか、あるいは必要とします
自動車の輸入並びにその部品の輸入、こういうも
のに限って免税が認められておる、こういうふう
なところになっております。

○山田(太)委員 いまアメリカ局長のおっしゃる
のは、この十一条の「ただし」というのは(a)、
(b)、(c)ですね。
○大河原(良)政府委員 十一条三項(a)、(b)、(c)と
いうことによりまして、こういうものにつきまし
ては関税その他の課税金を免除される、こういう
ふうなことになります。

○山田(太)委員 この十一條三項の(a)、(b)、(c)は関税を免除されるのでありますね。

○大河原(良)政府委員 そのとおりであります。

○山田(太)委員 そうしますと、この十一條三項の在日米軍の家族ですね。私はいま家族にしばって言っている。家族でなくともいいわけですが、この家族が入国するときというのは、今度やはり横須賀の空母母港化について一千世帯の人が間もなく入ってくるわけですが、そのときに際してもやはり同じことが出てくるわけですか。この(a)、(b)、(c)以外のものといったらどんなものですか。この十一條三項の(a)と(b)と(c)、これは読むのは省きますけれども、この(a)、(b)、(c)以外のものというのはどういふものなんですか。あわせて、時間が長くなるから、じゃ関税をかけたことがあるのか。どんなものをかけておるのか。

○大河原(良)政府委員 十一條三項(a)、(b)、(c)におきまして、関税免除を受けますのは、家族が日本に引越してまいりまして……

○山田(太)委員 それを言っているのじゃない。それはいま聞いた。それ以外のものといったら何ですか。何をかけておるのですか、実際に。

○大河原(良)政府委員 それ以外のもの、たとえば日本に居住しております家族が米本国から引越し荷物以外のもので、あるいは身の回り品、そういうもの以外のもので大量に日本に輸入してくるというようにあるとしますれば、これは課税の免除の対象にはなり得ないものであります。

○山田(太)委員 ばくの聞いておることを答えてください。じゃ何が課税の対象になっていきますか、この(a)、(b)、(c)以外に。具体的な事例あるいは資料があったら出してください。

○大河原(良)政府委員 (a)、(b)、(c)以外のものということでございますが、その点につきまして、具体的なことは関税当局と御相談いたしまして、具体的なケースを調べてみたいと思います。

○山田(太)委員 今度のアメリカの外交教書等によっても、安保条約の肩がわり、あるいは負担を

日本に肩がわりさせようというふうな強力な意見があるわけですが、それと匹敵するといふものがあるわけですね。しかし、私の調べた範囲内では、この十一條三項の(a)、(b)、(c)以外は、これは関税を免除になるけれども、それ以外のものは関税をかけるんですよと法文上はなっております。ところが、これ以外のものといったら何なんだ、何をかけているのだ。一応いま家族に限って言いましたから、在日米軍の家族が入国するとき、その関税を何にかけているのだとこれまでのものを調べてみた。何もないじゃないですか。ただし書き、ただしこれは関税がかかるといふふうに法文はなっております。あるならちゃんと資料を出してください。

○大河原(良)政府委員 これ以外のものについて具体的にどういふ事例が従来あったかなかったか、そこらにつきましては、関税当局に相談いたしまして調べさせていただきますかと思ひます。

○山田(太)委員 この地位協定によってちゃんと確認しなければならぬということがあるんですよ。この地位協定に確認しなければならぬという条文があるんです。在日米軍の家族、それはただ単に関税だけの問題じゃありませんが、ちゃんとあるのです。全くかけていないにひとしい。それは御存じですか。それは知らないという御答弁と解釈いたしますけれども、ところが、外務省はちゃんとこれを確認しなければならぬという法文になっている。

○大河原(良)政府委員 ですから、在日米軍の家族が日本で居住いたします際に、まず引越し荷物、身の回り品等を持って日本へ参ります。その上で、日本に居住しております際に必要とする通常日用品の所要品につきましては、無税で輸入を認めなければならぬ。それ以外のものにつきましては、この規定に従いまして課税をされることになっておりますが、それじゃ具体的なものにつきましてはという御質問につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、関税当局に実情を調

べてもらいたいと思っております。

○山田(太)委員 ちゃんと確認しなければならぬということになっているのですよ。それを確認してないというところが一点、それから全く関税はかけていない。私の調べた範囲ではそうなっている。ということば、占領中と全く同じだ、空文にひとしい条文になっているということですか。もし過去五年でもいい、資料があるならば——私の調べた範囲内ではないが、あるならば出してもらいたいということをひとつ要求しておきます。

じゃ次に移ります。そこで次に、これは質問するからと言って予告してありますから、答弁が出るはずですよ。在日米軍の日本に居住する家族の世帯数及び人員は確認されていると思ひますけれども、これは幾らぐらいですか。

○高松政府委員 人員で約五万一千でございまして、これは幾らぐらいですか。

○山田(太)委員 では次いで、わが国の施設内にある家族住宅は幾らありますか。

○高松政府委員 全部で一万三千五百三十四戸でございまして。

○山田(太)委員 これは沖縄県を含んでいいますか。

○高松政府委員 沖縄県を含んでおります。

○山田(太)委員 じゃその次にお伺いしておきたいのは、次の質問の設定上、横須賀及びその周辺に居住する海軍関係の家族住宅。

○高松政府委員 正確な数はちょっとつかみにくいのでございますが、大体約一千世帯、三千名ないし三千五百名というのが私どもの持つておる数字でございまして。

○山田(太)委員 じゃついでに艦名とか何を言ってください。

○高松政府委員 艦名と申しますと……。

○山田(太)委員 オクラホマとか……。

○高松政府委員 それはちょっとわかりません。

○山田(太)委員 それがわからないではね。(「簡明に願います」と呼ぶ者あり)簡明に願いますというの是非常にいいしやれですね。それがわから

ぬで施設庁といえるとは、これは驚き入った話です。ここにちゃんとありますよ。一応それは当然、この答えより以上のものが出てくると思つた。それがわからぬというのではね。大体一千世帯に近いというのはいまは合っています。

そこでこの夏、来月から再来月か知りませんが、ミッドウエーの乗り組みの家族が一千世帯。これは、これまでたたび答弁の中に出ておったこととございましてけれども、この一千世帯の多くの家族が入っていくわけですが、その対策、住宅の対策というものはどのようになっていますか。

○大河原(良)政府委員 ミッドウエーの家族約千世帯が横須賀並びにその周辺に居住をしたいということを米側から言つてまいりました際に、米側が言つてまいりましたのは、このかなりの部分は米軍の施設、区域内に居住できるし、また施設、区域内に居住できない者につきましては、横須賀並びにその周辺の地域で民家を米軍が私契約で借り上げた上で居住をさせたい、こういうことを言つてきております。

なお、先ほど横須賀におります軍艦の名前をと、こういう御質問でございましたけれども、現在家族を住まいしておりますのは、巡洋艦のオクラホマシティの家族、それから第十五駆逐隊に属しておりますミサイルフリゲート艦一隻、それからミサイル駆逐艦一隻、通常駆逐艦四隻、合計六隻の軍艦の家族、こういうことになりました。

○山田(太)委員 アメリカ局長のほうがよく知つていられることですね、結果から言つと。

そこで、いまの基地内に居住させるという予定は、何世帯というのがわかつておりますか。

○大河原(良)政府委員 具体的な数についてはまだ承知いたしておりません。

それから家族の居住につきましては、六月の末ごろまでに数世帯、七月以降逐次入ってくる、こういうことを言つてきておりますけれども、その具体的な数についてはまだはつきりしたことがわかつておりません。

○山田(太)委員 そこで、これもつけ足しでございませうけれども、米軍の場合、家族の居住の好みは、私の聞いた範囲内では基地内に住宅をかまえるのを好んでいるようです。中には基地外の人もありますけれども、その点を考えたときに、現在、本筋とは離れますけれども、これは陳情があることでございませうから、ぜひ要請をしておきたいわけですが、この横須賀周辺という立場で葉山町があります。この葉山町に約四百世帯の在日米軍の家族が住宅をかまえております。これによって葉山町が一年間に四千万円とか六千万円を負担しているという実情は、町の経費に非常にこたえている。毎月百円のごみ収集費は毎月百円もらっているけれども、このごみ収集の毎月百円もらうというところで四百世帯の数がわかったそうです。私も現地へ行ってみました。ところが住民税をもらうわけにもいかぬ。その点四千万円か六千万円の損失になっている。ところが基地交付金はもらうわけにはいかぬ。

あるいは、これと同じような例で陳情が来ているのは、山口県の大島町の場合です。これはもちろん私の選挙区じゃございません。これは四十六年米軍の飛行機が三回も四回も落ちています。そうして爆音にいつもさいなまれているところでございます。これも基地交付金をもらうわけにはいかぬ。岩国とは違います。基地周辺整備費ももらえない。こういう点について、これは長官、何とか措置してあげなくてはならない実情じゃないかと思うわけですが、ひとつこれは長官のほうからお考えを伺っておきたいと思ひます。

○山田(太)委員 防衛施設周辺整備法、基地交付金だけでは、私、今日のように、地域の地方自治体の行財政というものが、やはりサービス面というものを要求される環境が強くなつてまいりまして、収入がほとんどない場合におけるサービス面の需要というものが市町村が圧迫されていく。いま私は、基地が全く関係のない町村のことまでは念頭にはないわけですが、これから法律の審議もいただきますし、来年に向けて検討を

開始したいと思っておりますのは、現在は固定資産税あるいはまた建築物、そういうようなものによって算出の基礎が成り立っておりますから、そうすると、滑走路ないしはその付属物が町村の一部に若干あるけれども、離着陸の騒音はもとにその町だけがかわるという町なんか、これは防音工事、それは役場とか学校とかしておりますけれども、今後一般の運輸省の空港なんかでは緑地帯その他のこともありますし、また今度は、住宅移転や防音等のことも当然も考えますけれども、もう少し一般の行財政の面で何か影響度といううなもので考えられないものだろうかということ、またこれは私、取り組んで間もありませんで、またこれば私、取り組んで間もありませんで、来年度予算編成等に向かつて、必要ならば法律等を改めて、もう少し基地の実態に即して、それによってデメリットを受けておる町村に対して何らかの措置を講ずる必要があるのではないか、こういうような気がいたします。

いまの葉山町の問題は、先般、大出委員もたしか言われたと思うのですが、そのときも私は、これはまた異例なケースであると思つて聞いておりました。これはひとつ外務省のほうも、外交取りきめによつてそういうふうに入つてきたわけでありますから、これははたして当方の基地関連のものとして取り上ぐべきものなのか、あるいは外務省自体がむしろ町村に何らかの形で行財政上の電気ガス税も納めさせないか。そういうふうなサービス面は、水道もその他も全部同じように、むしろよい使いわけですから、そういうふうなことを考えた場合に、これは無視できない問題だと思ひますので、ある面は外務省もカバーしてもらひませんか、私どものほうで、基地周辺整備の基地交付金というものではどうしてもかぶりにくい地域が出てくると思ひますから、これは今後相談をして、実情に対処するような方法を何か考えてみたい、そう思ひます。

○山田(太)委員 長官の来年度予算を目ざしての努力を強く要請しておきたいと思ひます。

と同時に、外務省にという長官のお話もありましたが、ひとつアメリカ局長から、その点についての答弁もお願いしておきたい。

○大河原(良)政府委員 地位協定の規定によりますと、すなわち第十三条の二項の規定によりますと、国及び地方公共団体に対して納税の義務を負わない、こういう問題が、まさに葉山町で四百家族というふうにいわれる米軍人並びにこの家族の世帯についてあり得るわけでございます。この問題につきましましては、ただいま山中長官から御答弁ございましたように、外務省といたしましては、在日米軍家族のことからむ問題でございしますから、防衛庁、自治省その他関係の当局とよく相談してまいりたい、こういうふうと考えております。

○山田(太)委員 これは早急にやっていたくよう外務省にも強く要請し、要望しておきたいと思ひます。

そこで、先ほどの本題に戻りますけれども、空母ミッドウエーが入港し、在日米軍の家族としての一十世帯に対しての基地内の住宅ですね。この住宅の新築は、これはわが党の伊藤前議員が四十五年八月十八日の当内閣委員会質問をしております。その答えには、米軍自身がその費用を負担するということになっておりますが、その答弁のとおりであるかどうかということを一べん確認しておきたいと思ひます。

○平井(啓)政府委員 ミッドウエーの家族のため、特に住宅の建設等を日本政府側に要求しておりますので、アメリカ側としましては、現在米軍の基地内にある住宅、ないしは基地の外にみずから求めるという形で、その需要を満たすものであるというふうに承知しております。

○山田(太)委員 もう一べん確認しておきますが、基地内は米軍において新築をするということですね。それから基地外にも米軍において賃貸住宅を求めたい、そういうことですね。

○平井(啓)政府委員 基地内に米軍がみずから新築するという話は聞いておりません。先ほど御答

弁申し上げましたのは、現在、横須賀市長井、あるいは横浜市内等にもあります施設、区域内の住宅、ないしは施設、区域外にみずから住宅を求めることによってその需要を満たす、そのために新たな住宅の建設の要求を日本政府に対してはしてないということでありませう。

○山田(太)委員 再度確認しておいたのは、この前の予算委員会において答弁があやふやな面がありました。もうあと五分しかありませんから、その点を煮詰める時間はありませんけれども、これはもう一べん他日煮詰めておきたいと思ひます。

そこでもう一点、最後の五分にお聞きしておきたいところは、ことばも端的に言いますが、いわゆるリロケーションですね。このリロケーションの法的根拠というものを私がしてみたのですが、この法的根拠というのはどこにあるわけですか。

○大河原(良)政府委員 地位協定二十四条第一項に米側が経費を負担すべきもの、第二項に日本側が経費を負担すべきものという規定がございまして、リロケーションにつきましましては、政府が累次国会で御答弁申し上げておりますように、地位協定二十四条第二項に基づきまして、代替施設の提供を日本側の費用の負担において行なうものである、こういうことを申しておるわけでありませう。

○山田(太)委員 そうすると、リロケーションの定義というのはどういふのですか。

○大河原(良)政府委員 特定の場所に提供しておりました施設、区域を、別の場所に日本側の要請に基づいて移設する、その場合の代替の提供をリロケーションと称している、こういうことになりませう。

○山田(太)委員 そういたしますと、施設なり家屋なりを日本側が要請して代替として建てて提供する、こういうことですね。ところが、この二十四条の一項なり二項なり、これは私が私なりに勉強してみても、やはり先ほどおっしゃったように、二条なり三条なりを受けてくる。そこで、この二

合法的に行なわれているものであるというふうには政府は考えているわけでございます。

また、家族の関税あるいは入国時の税関の取り扱いにつきましては、実態につきまして関税当局によく照会してみたい、こういうふうにご考えております。

○山田(太)委員 時間が過ぎましたので以上で私は質問を終えますけれども、いまのアメリカ局長の答弁では、論理、つじつまがさっぱり合わない。どんな解釈でもできるような、そういう答弁をしておられるわけです。その点ひとつ、このやりとりを聞いていらつした防衛庁長官に、この点についての見解と申しますか、そういうものを一応お伺いしてきようは質問を締めたいと思ひます。

○山中国務大臣 私は地位協定第二条第二項というものだと思つております。しかしそれは、代替といふことば、あるいは代替提供といふことば、あるいはアメリカのはうの英文でリローケーションといふものがないわけでありまして、そのこととこれは実態行為としてそういうふうに見えてゐるわけでありまして、しかも私どものほうはその建設工事というものの予算も執行もやるわけでありまして、そのところでは、法的な解釈の面でもきちんとして、私のほうも外務省と相談します。

○山田(太)委員 いまの長官の御答弁によつて、法的な解釈もきちんとしていくことでございしますから、それもあわせてお願いして質問を終わりたいと思ひます。

○三原委員長 この際、木原実君、木下元二君、山田太郎君、受田新吉君から発言を求められておりますので、順次これを許します。木原実君。

○木原委員 社会党を代表いたしまして、防衛二法案に反対の討論を行ないたいと思ひます。この法案の中身になっております自衛隊の沖繩

派遣といふことにつきましては、沖繩復帰の前後において御案内のとおりたいへん問題がありまして、国会の意思としては、一たびこれを否決をいたしておるところであります。

ところが、久保・カーチス協定といういわゆる事務レベルの協定を一つのことにながら、すでに四千八百名の自衛隊が現地に派遣をされてゐる。この法案は言つてみれば、国会の意思を無視して、そして事後承認を求めるといふ手続——今朝来の総理の見解表明を聞きましても、この手続上の重要なシビリアンコントロールにかかわる問題についての疑念を晴らすことができません。しかも沖繩県民の自衛隊派遣に対する強い反対の意思は変わつていないわけでありまして、これは単に地元県民の感情というには、あまりにも深刻な事態があると思つておられます。少なくともその根拠の中には、沖繩防衛上の論拠が必ずしも明快ではございません。

私も第一に、このような観点から、今度の自衛隊の増強計画並びに南西航空混成団の編成等を含めましたこの法律案に反対をするところでございします。

それから、この法案の中には、防衛医科大学校の新設といふ問題が出ております。すでに論議がかわされましたように、教育基本法をはずれまして、いわば防衛庁が恣意の立場で医科大学を新設をする、すでにこれ自体が前提が間違つてゐるのではないのか。これらの疑念につきましては、これまでの質疑の中でも、同僚委員から繰り返し指摘をされたところでございします。しかも、防衛医科大学といふ、ある意味では特殊な医科大学をつくつて、かつて旧軍隊が石井部隊といふようなものを編成をし、生化学等の残酷な実験をやつたといふ伝統が現に生きていたといふ事実も指摘をされておるところであります。そういうようなかわり方を考えますと、防衛医科大学の新設に對しましては、手続上の問題や、あるいはまた将来の運営等にわたつて賛成するわけにはまいりません。

また、この法案の中にございます予備自衛官の増強の問題でございます。これも御案内のとおり、警備連隊構想に当然つながつておるわけでございます。この警備連隊の構想なるもの、いざというときにはたして一体どこに銃口を向ける役割りを果たすのか、いままでは少なくとも自衛隊の人員補強の面をやるのだ、こういうことに相なつておられますけれども、しかしながら、私どもは多くの疑念を持つておるわけでございます。総じて、御案内のように、防衛問題につきましては、ようやくわれわれの近隣諸國の中に穏やかな風が吹き始めた時期に……。

○三原委員長 お静かに願ひます。

○木原委員 防衛庁、自衛隊のみが増強を、しかも長期にわたつた計画のもとに増強が行なわれるといふことについては、多くの国民に疑念があるところであります。私どもとしては、この法案が通ることによつて、これから先ストリートに自衛隊の増強が行なわれることについても、多くの不安と疑問を禁じ得ません。

私もとしましては、以上のような理由からこの二法案に反対をし、少なくとも、現在存在をする自衛隊が、体質の面で、あるいはまたその運用の面で多くの欠陥も露呈をしてゐる、そういう面についても指摘をしてまいりました。あるいはまた、アメリカとの関係における共同作戦の分野において、オメガ通信の問題や日米共同作戦の問題についても、同僚委員から具体的な事例をあげてきびしい追及を行つたところでございますけれども、いづれも、わが國の防衛上、ある意味では独立にかかわる面で、これまた問題を残しておるところであります。

したがいまして、最後の問題といたしましては、これからの現在の自衛隊の運用につきまして、は、体質の改善や、あるいはまた真の意味で國の安全の保障を実現していくために、自衛隊がどうあらねばならないか。私どもとしては縮小の方向に、廃止の方向に歩んでいくべきだと考えておるわけでございますけれども、以上のような意見を申し添へまして、反対討論を終わりたいと思ひます。

○三原委員長 木下元二君。

○木下委員 私は日本共産党・革新共同を代表して、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

今回の法改正は、アメリカのアジアにおける力の政策への同調、協力を前提として、米極東戦略の新たな再編に積極的に対応する立場からの自衛隊の増強であり、さらに、日米安保条約のより効率的な運用と日米軍事同盟の侵略的強化を強引に押し進めるものであり、断じて許すことのできないものであります。

まず、指摘すべき第一点は、自衛隊員の増員についてであります。

今回の改正による総計六千九百八十八名に及ぶ自衛隊員の大量増員のうち、約半数近くは沖繩配備のための増員であります。これが沖繩米軍の肩がわりを約束した久保・カーチス協定の実施のためのものであることは、質疑を通じて明らかにされました。

ことに、陸上自衛隊の増員千名は沖繩配備の要員で、この増員を含めて陸上自衛隊沖繩配備部隊は約千八百名となり、火炮を特別に強化した特殊な編成のもとに、米軍基地の防衛と県民弾圧の部隊として発足することになるのであります(発言する者あり)。

海上自衛隊の増員三千六百五十五名は、対潜作戦を主任務とした初のヘリコプター積載護衛艦「はるな」の配備、あるいはコマンド・コントロールシステムの着手など、海上自衛隊の質的、量的強化の人的裏づけとなるものであります。

さらに、航空自衛隊の増員二千九百十八名は、うち二千四百五十五名を沖繩配備のため新たに設置される南西航空混成団で占めております。この部隊は、米軍に肩がわりして、沖繩での防空任務を引き継ぐもので、沖繩配備部隊の主力をなすものであり、F104戦闘機二十五機などからなる第八十

三航空隊、ナイキ部隊である第五高射群、四つのレーダーサイトを受け持つ南西航空警戒管制隊、那覇基地隊などの部隊を統轄する方面隊に準ずる部隊であります。

また、統合情報機能強化のための増員は、四次防の重要課題である情報収集機能の強化を目ざし、自衛隊が肩がわりした稚内電子情報基地など、スパイ機能の拡大強化をはかるものであります。

これらのことは、結局、四次防達成に不可欠のものとして、現在すでにアジアの反共国家の中では最強の軍隊に成長している自衛隊を、装備の面でも、人員、部隊編成の面でもさらに大幅に強化し、アメリカのアジア戦略の重要な部分を補完することをねらったものであることは、質疑を通じて明らかにされているところであります。

第二は、防衛医科大学設置の問題であります。これを設置する真の目的は、質疑を通じて明らかになったとおり、自衛隊が自前で多数の軍医をつくり出すことによって、自衛隊の質的強化に資するとともに、将来における軍事医学の研究に、米軍との協力のもとに大きく道を開こうとするものであります。これは、まさしく医学、医療の軍事化につながるものといわざるを得ず、断じて許すことはできません。

また、防衛医科大学の卒業生に、大学医学部卒業生と同様に医師国家試験の受験資格を与えることは、教育基本法の精神に反するだけでなく、現行教育体系を著しく破壊するものであります。以上指摘したような自衛隊の大増強計画は、国民にばく大な犠牲と負担をかぶせるばかりでなく、日本とアジアの平和と安全を脅かす対米従属の軍国主義全面復活に通ずる危険きわまりない道であります。

今回の防衛二法改正案に、全面的に強く反対するとともに、対米従属、国民抑圧、憲法違反の軍隊である自衛隊を直ちに解散し、隊員の平和産業への転職を国家が保障すべきことを主張するもの

であることを明らかにして、日本共産党・革新共同を代表しての私の討論を終わります。

○三原委員長 山田太郎君。

○山田(太)委員 私は、公明党を代表いたしました。今回提案されました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について反対の討論をいたします。

わが国の安全保障の目標は、憲法第九条の戦争放棄の精神と絶対平和主義に基づく国民的合意を確立し、全世界に平和と憲法の精神を宣揚して、世界平和を目ざすものであると考えるものであります。したがって、安全保障政策は、国際緊張を醸成している諸要因を除去するために、多面的な平和と外交を最も重視しなければならぬにもかかわらず、政府の姿勢には、新しく胎動しつつある歴史的な国際情勢の動きに対し、何ら積極的に対処する気魄も熱意も全く感じられないばかりか、国際情勢逆行の軍事力増強政策をとっていることを率直に指摘しなければなりません。

歴代政府の失敗による今日の住宅、物価、交通、公害、社会保障の立ちおくれ等のひずみをすみやかに解決し、国民のすべてが心から愛するここのでできる社会福祉日本建設のための内政に全力を傾けるべきであるにもかかわらず、ただまぼろしの脅威を想定して軍事力強化のみの政策をとっている政府は、時代錯誤もはなはだしいといわざるを得ません。

四次防における戦略の基本は、三次防の専守防衛型から、戦術的には、攻勢を含めた戦略をとるという方向を旨としているといわざるを得ない。これはまさに憲法の拡大解釈の上に立つて防衛力増強を合法化する何ものでもありません。

自衛官の定数を約七千人近く増員することにしてありますが、陸上自衛隊においては、恒常的に二万五千人近くの欠員をかかえているにもかかわらず、その上二千名の定員を増員し、十八万体制を維持しようとする防衛庁の意図は、全く理解に苦しむものであります。

航空総隊のもとに、南西航空混成団を新設しよ

うとしているが、実際には久保・カーチス協定によつて臨時派遣隊という名称で、すでにその主力部隊は沖縄に配置済みであります。臨時という名称のもと先取りの実践部隊が配備されているということは、シビリアンコントロールの見地から、国会監視という見地からもきわめて重大な問題である。

防衛医科大学の新設についてであります。教育基本法に基づかない大学校の卒業生に対して、学校教育法所定の医学コースを経た者と同様に医師国家試験の受験資格を与えることは、現行教育体系を著しく破壊するものであり、とうてい容認できない。

新しい平和の幕あけの時代を迎えて、わが国がとるべき安全保障政策の方向は、外においては、今日の平和を定着させるための積極的な平和外交を推進することであり、内においては、社会福祉の充実による内政のひずみをすみやかに取り除き、民生安定による住みよい国づくりをすること。が何よりも重要なことであります。しかるに、政府の今回の軍事増強政策は時代に逆行するばかりでなく、時代錯誤もはなはだしいといわざるを得ないのであります。

以上の理由から本法案に強く反対し討論を終わります。

○三原委員長 受田新吉君。

○受田委員 私は、民社党を代表して、いわゆる防衛二法案、ただいま審議されておりますこの二法案に反対の意思表示をいたします。

民社党は、もともと国土、国民を守るための最小限の自衛措置を認め、その裏づけの自衛力を認めております。同時に、現在おかれてはこの日米安保体制については、国際情勢のあまりにも大幅に前進する緩和の方向にあるこの時点で、わが国に駐留する米軍及びその基地を、平時、戦時を問わず、駐留なき安保条約の体制に即時切りかえるべきであることを提唱しております。

そうした立場から見ると、この二法案を見まするときに、自衛力の増強を計画し、そしてバンデン

バーグ決議に基づく日米安保条約、並びにわが国の防衛力整備計画の中で、国力、国情に応じて漸増するという精神からこの増強計画を進めておられるのであります。しかし現在の日本の国情は、決してこれを増強する大勢にはありません。少なくとも外交の努力によつて紛争を防止するのが根本的な使命であります。そしていまわが国の国情から言うならば、これを増強せよとする自由民主党の方々に對して、これを廃止の方向に持つていく、廃止しようとする野党もあるわけでごさいます。増強する政党と、そうしてこれを廃止する政党が互いに政権交代するときの悲劇を考えても、わが国の国情は決して樂觀できるものでありません。

そういう意味から私は、この機会に自衛力を増強する計画をおやめになられて、むしろ質的に十分内容を充実して、数をもって威力を示そうという方向から、たとえば陸上において十八万を計画される、これに執念を持っておられる方針を一つきせられまして、質のよい、ここに内容の充実した、少数精鋭の自衛力を整備されるという方向をお考えになるべきではないか。そして装備の上においても、とかく油断をせずと攻撃的性格を持つような、そうした兵力、装備でなくして、専守防衛、他国から見ても侵略の意図の全然ないことが保証されるような形に、国際的に安心してもらえようようなそうした体制に切りかえるべきではないか。

沖縄におきましても、せっかく祖国に復帰した沖縄県民の長い間の御苦勞に報いるためには、平和な島として沖縄を将来長く守つてあげる形からも、沖縄に配置される自衛隊が、アメリカの肩がわりのような久保・カーチス協定でなくして、この機会に沖縄の再建のために、民生協力の部隊が陸海空において、そして災害出動等においても十分お役に立てるような形のものが、ここに配置されるというものであるならば、われわれは協力にやぶさかではございません。そうした軍事的目的のためでなくして民生協力という形で沖縄を守つ

てあげるのが、この時点におけるわが祖国の使命ではないかと思うのであります。

以上の観点から、この機会に、自由民主党のこの防衛二法案に対する態度、内容的にこれを少数精鋭に切りかえる、そして国民合意の上に立つ自衛隊として、これがりっぱに国民の支持の上に立つような方向へ考えるべきじゃないか。そういう意味におきまして、増強計画に一切反対、そして内容的に国民の合意の上に立つ自衛力として、国民の信頼の上に立つものを十分育成すべきである。とかく事件を起こして国民の信頼を失うような形、しばしば更迭する長官のそうした形において、政治不信にもつながるようなこういう形でなくして、国民の信頼の上に立つ、整備され縮小された形における自衛力というものをここに再検討していただく意味におきまして、遺憾ながら反対の意思表示を申し上げた次第でございます。

○三原委員長 これにて発言は終了いたしました。

この際、念のため確認をいたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三原委員長 起立多数。よって、賛成多数で可決されたことが明確になりました。

次回は、来たる二十八日木曜日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後十一時三分散会

昭和四十八年七月十二日印刷

昭和四十八年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局